

茅ヶ崎市一般廃棄物（^{ごみ}生活排水）処理基本計画

（一部改訂）

4Rで ちがさきの 未来を築く ごみの減量化・資源化

－リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル－

令和5年3月

茅ヶ崎市

4 Rとは？

リフューズ

要らないものを買わない・断る

リデュース

ごみの排出を抑制する

リユース

繰り返し使う

リサイクル

資源として再生利用する

目次

一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1	計画改訂の趣旨	1
2	計画期間及び目標年度	2
3	計画の位置付け	3
4	上位計画での方針等	4
5	計画の進行管理	8

第1編 ごみ処理基本計画

第1章	基本方針	11
1	基本理念	11
2	基本方針	12
3	基本目標	13
第2章	ごみ処理の現状及び予測	14
1	ごみ処理の現状	14
2	ごみの排出量	16
3	資源化・再生利用	19
4	焼却処理量及び最終処分量	22
5	ごみの性状	24
6	ごみ処理に要する経費	25
7	ごみ処理施設の概要	26
第3章	一部改訂にあたっての評価及び現状の課題	27
1	一部改訂にあたっての評価	27
2	現状及び課題の整理	34
3	社会的状況及び課題	36
第4章	ごみ処理に関する計画	37
1	発生抑制・資源化計画	37
2	ごみ処理計画	38
3	その他の計画	39
第5章	計画実現への取り組み	40
1	施策の設定と評価指標	40
2	施策の展開	43
3	市民・事業者の取り組み《アクションメニュー》	57
4	市民・事業者・行政の役割	63

第2編 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針	65
1 基本理念	65
2 基本方針	66
3 基本目標	67
第2章 生活排水処理の現状及び予測	68
1 生活排水処理の流れ	68
2 生活排水処理人口及び処理量	69
3 し尿・浄化槽汚泥処理に要する経費	71
4 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要	71
第3章 一部改訂にあたっての評価及び現状の課題	72
1 一部改訂にあたっての評価	72
2 現状及び課題の整理	75
第4章 生活排水処理に関する計画	77
1 生活排水の処理主体	77
2 し尿処理計画	77
第5章 計画実現への取り組み	78
1 施策の設定と評価指標	78
2 施策の展開	79
3 市民・事業者・行政の役割	81

◆資料編◆

1 茅ヶ崎市の概要	1
2 ごみ排出量・処理量の実績及び推計	6
3 ごみ処理の評価	12
4 ごみ組成分析結果	13
5 環境事業センターにおけるごみ質調査結果	16
6 変動係数	17
7 生活排水処理形態別人口の実績および推計	21
8 し尿・浄化槽汚泥発生量の実績および推計	23
9 市内河川の主要地点における BOD 濃度の推移	24
10 茅ヶ崎市下水道整備図	25
11 用語集	26

本計画書で用いた実績値は、茅ヶ崎市が毎年作成している各種資料に基づいています。
神奈川県資料及び一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)に掲載されている数値とは異なる場合があります。また、数値は小数点以下の端数により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。

一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1 計画改訂の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、市町村の区域内から発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理に関する基本的な方針について、長期的な視点に立ち定めるものです。

茅ヶ崎市では、平成9年3月に「ごみ処理基本計画」を策定、その後、平成15年3月、平成20年3月と二度にわたる計画改定を行いました。また、平成9年2月に「生活排水処理基本計画」を策定し、平成20年3月には、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を統合した「一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」を策定しました。その後、平成25年3月において、平成25年度から令和4年度までの10年間を計画期間とする現計画に改定し、中間年度である平成29年度に計画の改訂を行ったところです。

国においては、SDGs（持続可能な開発目標）に位置付けられた目標の達成に向けた取組の推進や、温室効果ガスの排出による気候危機やプラスチックごみによる海洋汚染等への対策が求められる中、「第5次環境基本計画（平成30年4月）」や「第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月）」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年6月）」の施行が行われています。また、神奈川県においては、「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム（令和2年3月）」の策定、「神奈川県循環型社会づくり計画（令和4年3月）」の改定が行われています。

国や県の動向を踏まえ、本市においても、現計画の計画期間終了後の令和5年度を始期とする次期計画に改定することを予定していました。しかしながら、本計画の上位計画である「茅ヶ崎市総合計画実施計画」の策定が新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた令和3年度から令和5年度に2か年延伸することとなり、本市の全庁的な方針として、個別計画についても同様の対応を行うこととなったため、本計画についても、改定を見送り、現計画を2か年延伸することとします。

2 計画期間及び目標年度

本計画は、平成 25（2013）年度から令和 4（2022）年度までの 10 年間を計画の後期部分で、当初、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度までの 5 年間を計画期間としましたが、この度の現計画の 2 か年の延伸に伴い、令和 6（2024）年度までの 7 年間を計画期間とします。

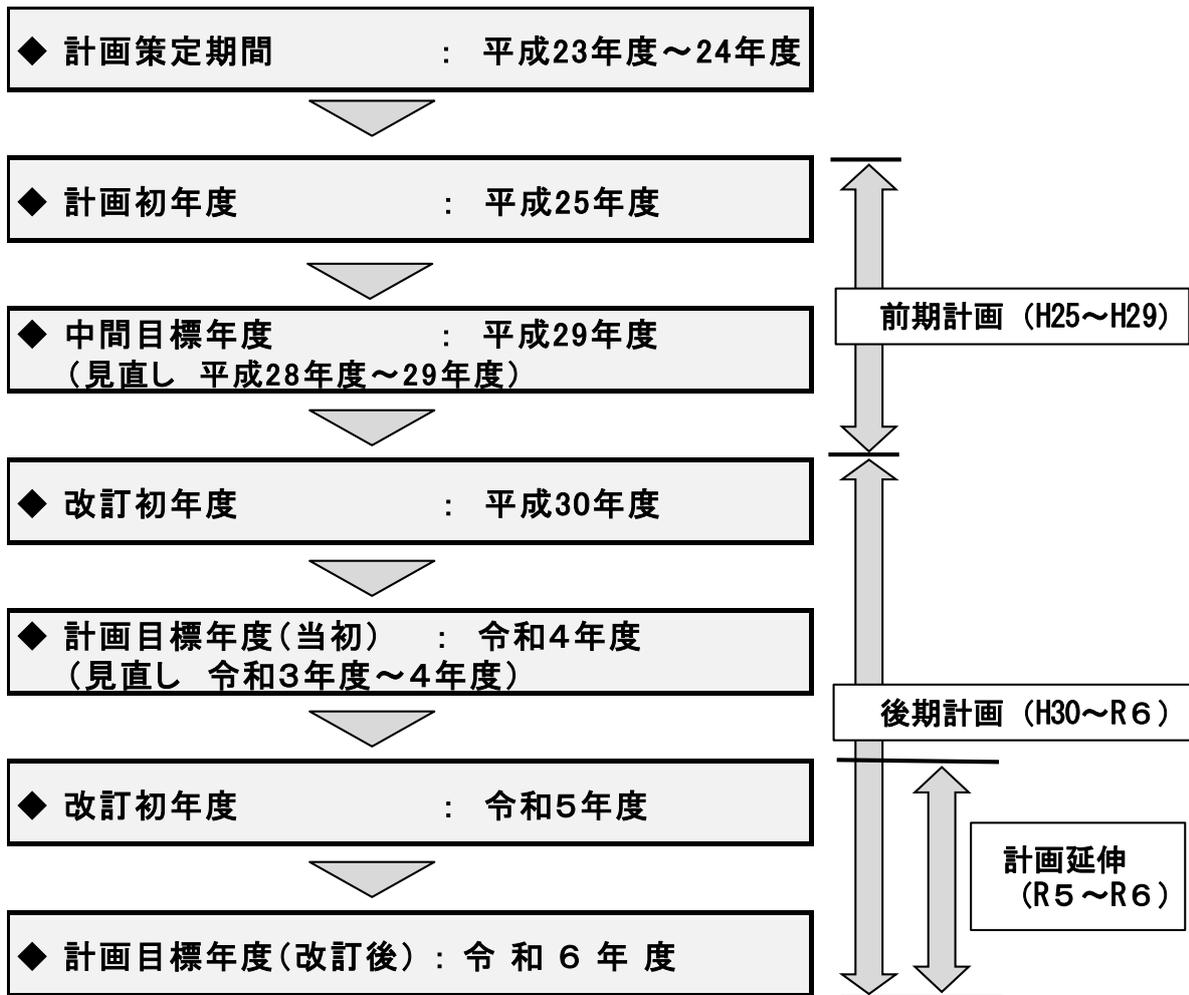


図1 計画の目標年度

3 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「茅ヶ崎市総合計画」における将来の都市像、「茅ヶ崎市環境基本計画」における望ましい環境像、「ちがさき都市マスタープラン」及び「茅ヶ崎市下水道整備計画」等まちづくりの基本的な方針を考慮し、本市の一般廃棄物行政において長期的な視点に立ち、生活排水を含めた一般廃棄物の計画的な処理の推進を図るための基本方針となるものです。

一般廃棄物の排出抑制から最終処分に至るまでの基本的な事項について、国が定める法律や「神奈川県循環型社会づくり計画」（令和4年3月改定）、また、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」（令和4年3月改定）（茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町）との整合を図っています。

本計画と関連する計画との関係を図2に示します。

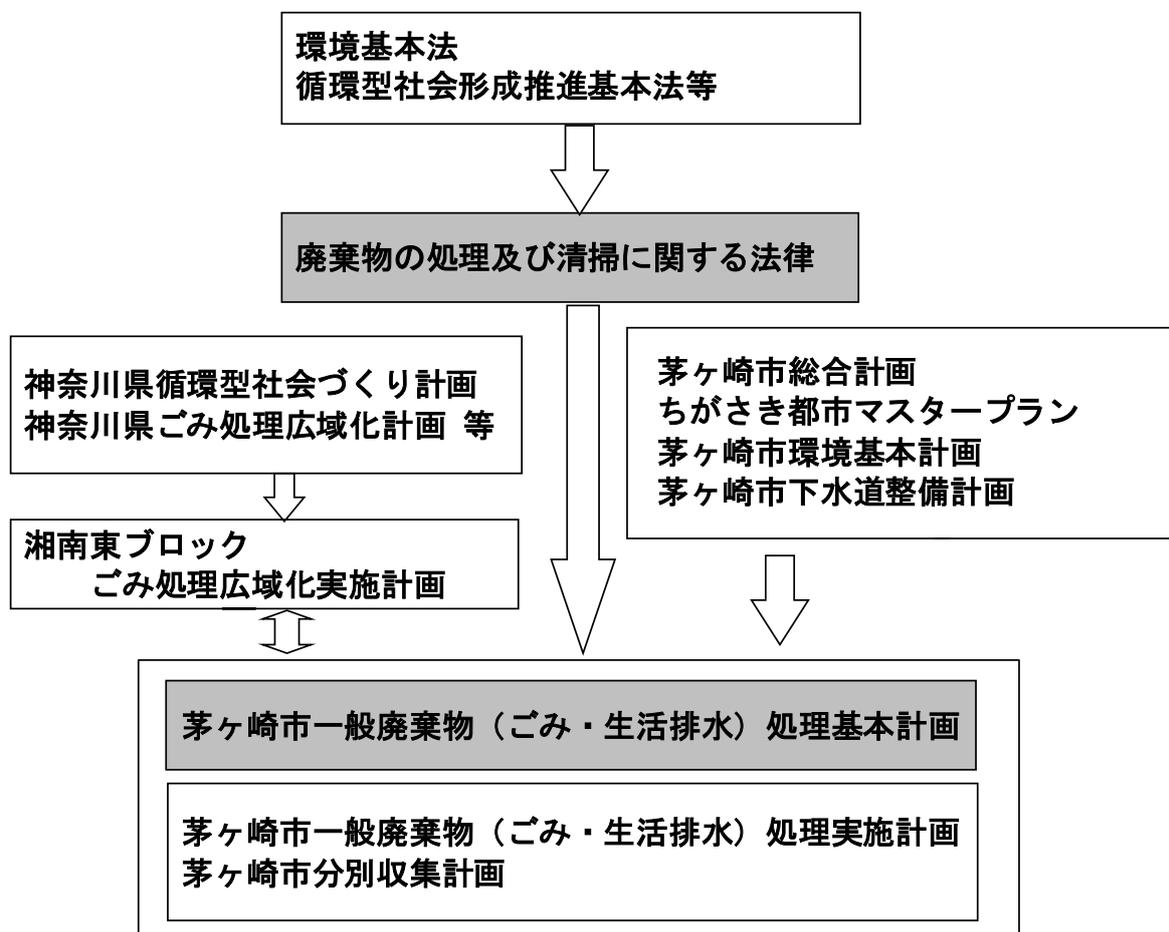


図2 計画の位置付け

4 上位計画での方針等

1) 神奈川県循環型社会づくり計画 (令和4年3月改定)

【基本理念】

廃棄物ゼロ社会

○循環型社会では、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような「廃棄物ゼロ社会」を目指すことになります。つまり、循環型社会の最終目標が廃棄物ゼロとなります。

○廃棄物ゼロの実現には3R(スリーアール)に取り組む必要があります。最初に取り組む「R」は、廃棄物の発生そのものをできる限り減らすこと(発生抑制:リデュース(Reduce))、次いで、不要となったものでも使えるものは、できるだけ繰り返し使うこと(再利用:リユース(Reuse))、最後に、繰り返し使えないものは、資源としての活用(再生利用:リサイクル(Recycle))を進めます。(基本理念抜粋)

【計画期間】

平成24(2012)年度から令和5(2023)年度までの12年間

【具体的な指標】

- ・生活系ごみ1人1日当たりの排出量:目標値(令和5年度) 664g/人・日
- ・一般廃棄物の再生利用率:目標値(令和5年度) 31%

2) 茅ヶ崎市総合計画 (令和3年3月策定)

【将来都市像】

「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」

【計画期間】

令和3年度から令和12年度までの10年間

【政策目標】

- 1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち
- 2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち
- 3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち
- 4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち
- 5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち
- 6 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち
- 7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

【廃棄物に関する目標】

環境負荷の低減

【生活排水に関する目標】

心地よい生活環境の形成

3) ちがさき都市マスタープラン (令和元年6月改定)

【将来都市像】

「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち」
～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～

【目標年度】

令和元年度を初年度として、20年後の本市のあるべき姿を捉えつつ、今後おおむね10年間の都市づくりの方向性を示しています。

【基本理念】

○ユニバーサルデザインに配慮し、市民生活の「安全性」、「快適性」、「利便性」を支えるとともに、地域や経済の活力創出と、人々の支え合いの基盤の構築を推進します。

○環境に配慮するとともに、みどりを様々な機能を持つ「グリーンインフラストラクチャー※」と捉えて活用します。

※社会資本整備や土地利用等において、みどりが有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある都市づくりを支えるもの

○「茅ヶ崎らしさを高める事項」を市民・事業者・行政が共有して、まちを育むことで多世代が共生している都市を目指します。

【廃棄物に関する目標】

—

【生活排水に関する目標】

○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

市街化区域においては、公共下水道（汚水）整備を進めるとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（汚水）の整備に努めます。

4) 茅ヶ崎市環境基本計画 (令和3年4月策定)

【基本理念】

1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代のすべての人々が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との豊かなふれあいの実現をめざして、自然環境が適正に保全されるよう行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を造るよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、その日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

【計画期間】

令和3年度から令和12年度までの10年間

【廃棄物に関する目標】

市民1人1日当たりの資源物を除くごみ排出量(政策指標): 目標値(令和12年度) 560.3g

市民1人1日当たりのごみ排出量(政策指標): 目標値(令和12年度) 761.3g

最終処分率(政策指標): 目標値(令和12年度) 3.31%

ごみ排出量(家庭系)(施策指標): 目標値(令和12年度) 59,563t/年

ごみ排出量(事業系)(施策指標): 目標値(令和12年度) 5,797t/年

【生活排水に関する目標】

生活排水処理率(施策指標): 目標値(令和12年度) 99.3%

5) 茅ヶ崎市下水道整備計画(平成23年3月策定)

【基本理念】

豊かな水環境と安全・安心なまちづくりに貢献する下水道をめざして

【計画期間】

平成23(2011)年度から令和4(2022)年度までの12年間

【生活排水に関する目標】

- ・未整備区域の解消(市街化区域)
- ・下水道管路への接続促進(公共下水道(汚水)区域)
- ・トイレの水洗化と雑排水処理の普及促進(市街化調整区域)

6) 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（令和4年3月改定）

広域化実施計画は、計画期間を令和4年度から令和18年度までの15年間とし、湘南東ブロックにおける一般廃棄物の処理において、ごみ処理の広域化を図ることにより、「ごみの減量とリサイクルの推進」、「エネルギー有効利用の促進」、「ごみ処理経費の縮減」「持続可能な適正処理体制の確保と地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの構築に向けた検討」を基本理念としています。

目標年度及び計画期間内での主な事業概要				
区分 年度	短期目標 令和8年度	中期目標 令和13年度	長期目標 令和18年度	
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 3R推進施策及び事業経営面の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた具体的な検討 	
対象事業	ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種リサイクル法の推進、定着化に向け2市1町で連携した啓発活動を図ります。 ● 事業系ごみの資源化促進のための啓発・指導を継続します。 ● ごみ処理手数料制度等の経済的負担措置制度を継続します。 ● 広域施設整備についての検討を始めるとともに、ごみ処理の現状や最終処分場等廃棄物処理施設の周知・啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域化の検討と合わせて経済的助成措置制度の緩やかな統一を図ります。 ● 将来の広域施設整備に向けた住民参加の機会を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理できないものの処理体制を整え品目統一を図ります。 ● 広域施設整備の方向性に合わせて、分別品目の統一等を検討します。
	ハード面	<p>第4次地域計画事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 藤沢市北部環境事業所焼却施設1号炉の整備方針を検討します。 ● 藤沢市北部環境事業所焼却施設2号炉増設工事を完了し、稼働開始します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備し、稼働開始します。 ● 石名坂環境事業所の大規模整備事業を開始します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設について整備方針を検討します。 	<p>第5次地域計画事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 石名坂環境事業所の大規模整備事業を完了し、稼働開始します。 ● 藤沢市北部環境事業所焼却施設1号炉の大規模整備事業を実施します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を開始します。 ● 施設整備面での広域化・集約化の検討を行い、スケジュール調整、規模調整等の考え方を調整します。 ● 広域化・集約化について、地域循環共生圏の考え方も踏まえた方針を検討します。 	<p>第6次地域計画事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域処理検討結果を踏まえた施設の整備計画の検討を進めます。 ● カーボンニュートラルに向け収集車両のEV導入を検討します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を実施し、整備します。
	事業経営面	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物会計基準への対応を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価及び施策への反映を継続します。 	

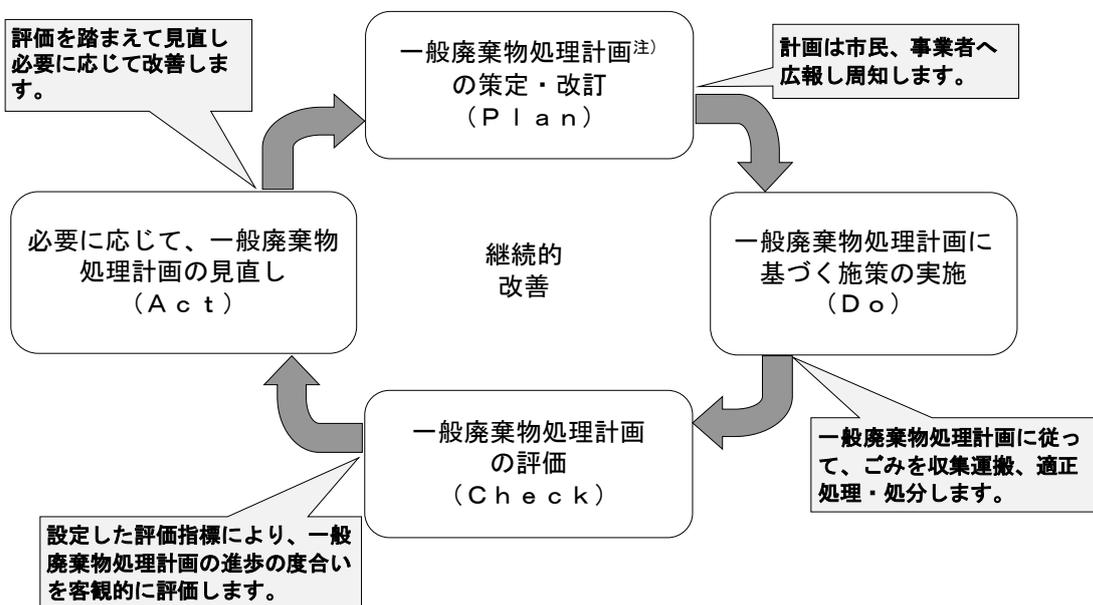
5 計画の進行管理

本計画及び施策については、P D C Aサイクル（Plan、Do、Check、Act）による進行管理を行います（図3）。

施策の進捗状況については、施策ごとに設定した評価指標に基づき毎年度評価を実施し、評価は茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会へ諮るとともに情報の公開を行うこととします。

また、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」とも整合を図りつつ、概ね5年をサイクルとし、一般廃棄物処理基本計画の見直しを実施します。

なお、一般廃棄物処理実施計画については毎年度策定を行うこととします。



注) 一般廃棄物処理計画：一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画

注) 用語集（資料編 p. 23 参照）

図3 PDCAサイクル

第 1 編 ごみ処理基本計画

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 基本方針

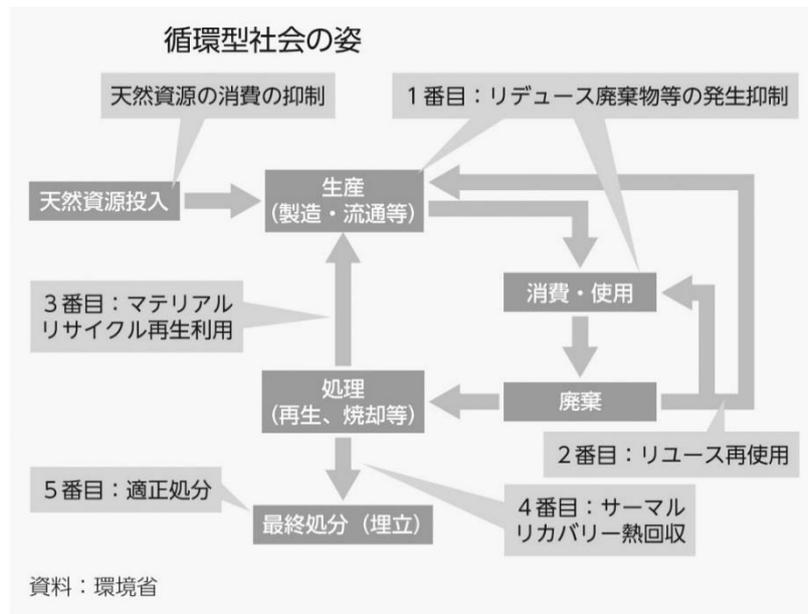
1 基本理念

本市のごみ排出量は、平成23（2011）年度から令和3（2021）年度の11年間で4,408 t、市民1人1日当たりの排出量では75 gの減少となりました。しかしながら、依然として年間約70,000 tを超えるごみが排出されている状況です。

ごみの減量化・資源化をさらに推進するためには、市民・事業者・行政それぞれが自らの役割を自覚し、三者の連携により取り組みを進める必要があります。

本市では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用と熱回収（リサイクル）の3 Rに、要らないものを買わない・断る（リフューズ）を組み込んだ4 Rを実践することにより、地球環境へ負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指します。本計画の基本理念は、前期計画に引き続き以下に示すとおりとします。

資源循環型まちづくりを推進し快適都市茅ヶ崎の実現へ



（出典：「平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」から抜粋）

循環型社会のイメージ図

2 基本方針

基本理念の実現に向けた3つの基本方針及び基本方針に基づく施策は、以下に示すとおりです。

基本理念	基本方針		施策
資源循環型まちづくりを推進し快適都市茅ヶ崎の実現へ	基本方針Ⅰ	ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進 2. リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進 3. リユース（繰り返し使う）の推進 4. リサイクル（資源として再生利用する）の推進 5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進 6. 受益者負担の適正化
	基本方針Ⅱ	資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収集運搬 <ol style="list-style-type: none"> (1) ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討 (2) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施 2. 中間処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中間処理施設の整備 (2) 中間処理残渣<small>ざんご</small>の減量化・再資源化の促進 3. 最終処分 4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理 5. 適正処理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 処理困難物等の処理方法についての情報の充実 (2) 不法投棄に対する防止策の検討
	基本方針Ⅲ	市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実 2. ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実

3 基本目標

取り組みを推進していく中で、その成果や進捗状況を確認し、効率的・効果的な施策の推進を図るため、具体的な数値目標を表 1.3-1 に示すとおり定めます。

市民1人1日当たりの排出量は平成23(2011)年度から令和3(2021)年度までに75g減少しており、リサイクル率は6.4ポイント上昇しました。

前期計画では、資源物回収に重点をおき、リサイクル率の向上を目標として数値を設定しましたが、目標達成には至っておりません。このことから、後期計画では、引き続きリサイクル率の向上を目指し、取り組みを推進します。

表 1.3-1 数値目標

項目	H23年度 (実績)	H27年度 (実績)	H29年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (目標)	R5年度 (目標)	R6年度 (最終 目標)
ごみの年間総排出量 (t)	75,812	71,420	70,030	71,404	61,095	60,629	60,044
市民1人1日当たりの排出量 (g/人日)	879	815	797	804	694	688	685
市民1人1日当たりの資源物を除く排出量 (g/人日)	736	651	642	632	511	506	504
リサイクル率 ^{注1)} (%)	18.2	22.4	22.0	24.6	30.9	31.3	31.9
最終処分率 ^{注2)} (%)	10.8	9.9	10.0	8.7	7.5	7.2	6.5

表中注1) リサイクル率：資源化量をごみ処理量で除して算出した割合

表中注2) 最終処分率：最終処分量をごみ処理量で除して算出した割合

注) 令和3年度以前の数値は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画（第三次計画）（平成28年12月策定）、令和4年度以降の数値は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画（第四次計画）（令和3年12月策定）に基づき記載しています。

注) 令和4年度以降の数値は、ごみ有料化による減量効果を加味していることから、令和3年度以前の数値と比較して、大きな差が生じています。

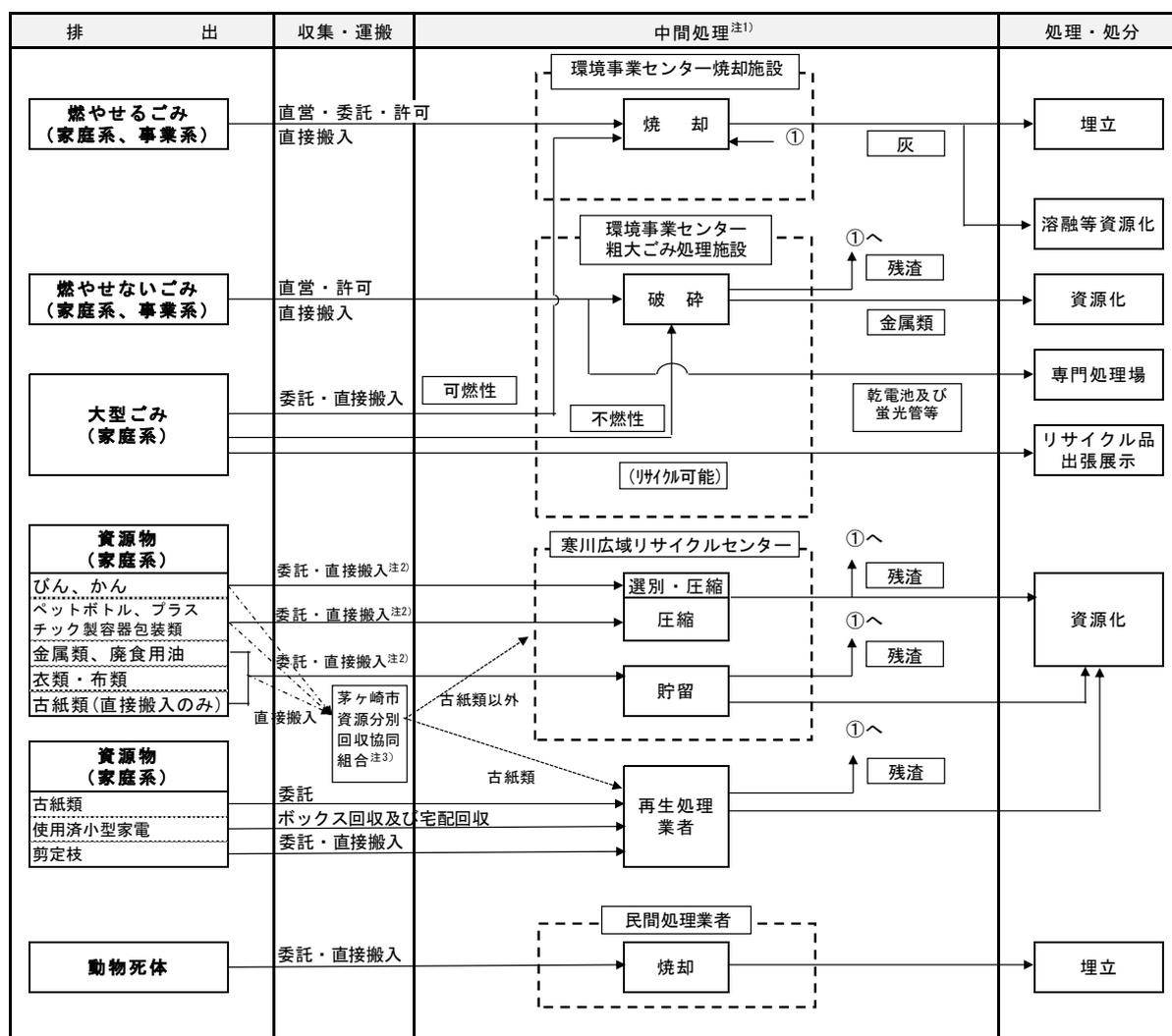
第2章 ごみ処理の現状及び予測

1 ごみ処理の現状

1) ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れは、図 2.1-1 に示すとおりです。燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源物に分類し、適正な処理を行っています。

資源物の処理は、寒川広域リサイクルセンターで行っています。



図中注1) 中間処理：ごみの焼却処理、ごみの破砕処理、資源物を原材料として活用するための資源化処理

図中注2) 寒川広域リサイクルセンターへの直接搬入は、家庭系のみです。

図中注3) 茅ヶ崎市資源分別回収協同組合への直接搬入は、家庭系のみです。

図 2.1-1 ごみ処理の流れ(令和4年度)

2) ごみの分別区分と排出方法

ごみ及び資源物の種類と排出方法は、表 2.1-1 に示すとおり、①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ、④資源物の4種13分別です。

表 2.1-1 ごみの分別区分と排出方法（令和4年度）

種類		排出方法	備考
①燃やせるごみ		指定収集袋、透明・半透明の袋	週2回
②燃やせないごみ		指定収集袋、透明・半透明の袋	隔週に1回
③大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ		・環境事業センターへ直接持ち込む ・電話で収集の予約申し込みをする	随時
④資源物	びん	コンテナ	隔週に1回
	かん	ネット	
	ペットボトル	ネット	
	古紙類（新聞・チラシ、本・雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック）	ひもで十文字にしぼる（雑紙の細かいものは透明・半透明の袋）	
	衣類・布類	透明・半透明の袋	月1回
	プラスチック製容器包装類	透明・半透明の袋	週1回
	廃食用油	袋に入れずに直に出す（スクリューキャップ式のペットボトルに入れてふたをする）	月1回
	金属類（指定8品目）	袋に入れずに直に出す	
	使用済小型家電	ボックス回収及び宅配回収	随時
	剪定枝	・資源化施設へ直接持ち込む ・電話で収集の予約申し込みをする	随時

3) 収集運搬方法

家庭系ごみの収集形態は、大型ごみ以外はステーション収集^{注)}、大型ごみは直接搬入または戸別収集です。

収集運搬は、本市が主体となり、直営または業務委託により行っています。また、直接搬入ごみの受け入れも行っています。

事業系ごみは、事業者自らの責任で行うほか、市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託、直接搬入（資源物を除く）により行っています。

注) ステーション収集：集積場所への排出による収集方法

2 ごみの排出量

1) 人口の推移及び将来推計

本計画の最終目標年度である令和6年度までの人口（各年度10月1日時点）の推計は、表2.2-1に示すとおりです。

表 2.2-1 人口実績及び将来推計 (単位：人)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人口	235,659	236,093	237,065	237,826	239,424	240,046	240,618
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口	242,003	241,887	242,505	243,406	241,329	240,741	240,153

注) 令和3年度以前の数値は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画（第三次計画）（平成28年12月策定）、令和4年度以降の数値は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画（第四次計画）（令和3年12月策定）に基づき記載しています。平成23年度から令和3年度までの人口は、国勢調査に基づく10月1日時点の確報値です。平成27年度の人口は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画の改訂作業の時点で、国勢調査に基づく10月1日時点の確報値が公表されていなかったことから、速報値を用いています。

注) 令和4年度から6年度までの将来推計は、平成29年2月に公表された数値を用いています。

(出典：「茅ヶ崎市の人口について」(2017年2月))

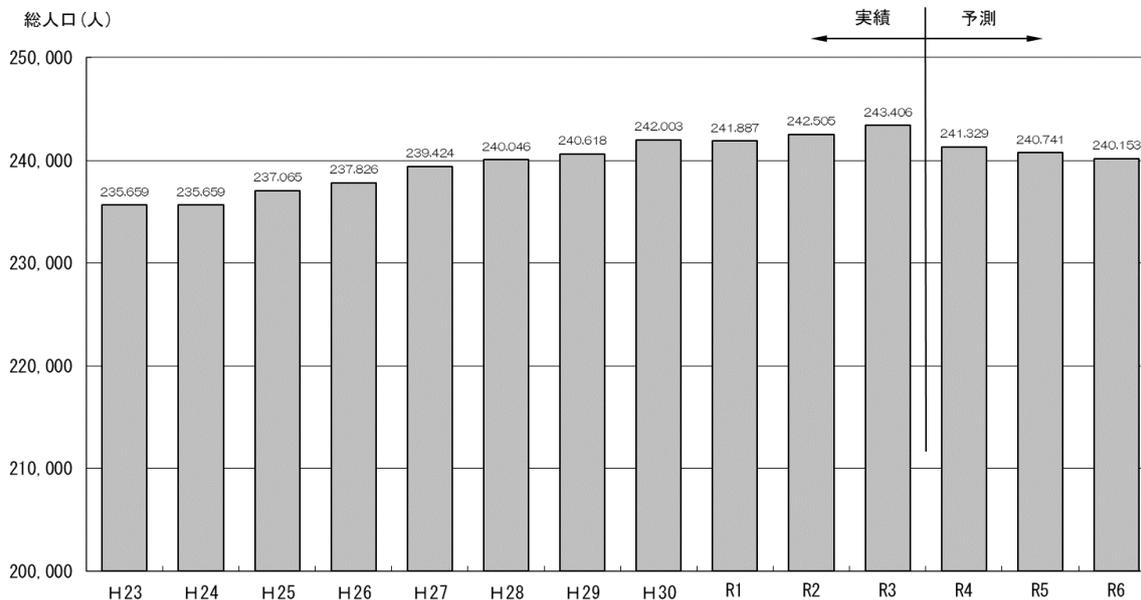


図 2.2-1 人口実績及び将来推計

2) ごみの年間総排出量

ごみ排出量の推移は、表 2.2-2、図 2.2-2 に示すとおりです。

将来のごみ排出量は、事業系ごみを中心とする排出抑制策の実施により、令和6(2024)年度で60,044 tと推定されます。

なお、令和3年度の排出量は家庭系ごみが61,122 t(85.6%)、事業系ごみが10,282 t(14.4%)となっています。

表 2.2-2 ごみ排出量の推移 (単位: t/年)

項目/年度		H 23	H27	H 29	R3	R4	R5	R6
排出量	家庭系ごみ	64,598	61,696	59,733	61,122	50,291	49,840	49,272
	事業系ごみ	11,214	9,724	10,297	10,282	10,804	10,790	10,772
	合計	75,812	71,420	70,030	71,404	61,095	60,629	60,044

ごみ種別排出量の推移は、表 2.2-3 に示すとおりです。

なお、令和3年度の排出量は、燃やせるごみが48,703 t(68.2%)、燃やせないごみが6,537 t(9.2%)、大型ごみが898 t(1.3%)、資源物が15,266 t(21.4%)となっています。

注) 各年度の排出量は、資料編 p.6 に掲載しています。

表 2.2-3 ごみ種別排出量の推移 (単位: t/年)

項目/年度	H 23	H27	H 29	R3	R4	R5	R6
燃やせるごみ	56,025	51,162	50,672	48,703	39,658	39,540	39,422
燃やせないごみ	6,611	5,197	5,030	6,537	4,597	4,307	4,014
大型ごみ	837	685	688	898	723	723	720
資源物	12,339	14,376	13,640	15,266	16,116	16,058	15,888
合計	75,812	71,420	70,030	71,404	61,095	60,629	60,044

注) 乾電池、蛍光管は、燃やせないごみに算入しています。

3) ごみ排出量の原単位

市民1人1日当たりのごみ排出量（原単位）の推移は、表 2.2-4、表 2.2-5 に示すとおりです。

注) 1人1日当たりのごみ排出量を原単位といい、ごみ排出量をその年の人口及び日数（365日または366日）で除して求めます。

表 2.2-4 1人1日当たりごみ排出量の推移 (単位：g/人日)

項目/年度		H 23	H27	H 29	R3	R4	R5	R6
排出量	家庭系ごみ	749	704	680	688	571	566	562
	事業系ごみ	130	111	117	116	123	122	123
	合計	879	815	797	804	694	688	685

表 2.2-5 1人1日当たりごみ種別排出量の推移 (単位：g/人日)

項目/年度	H 23	H27	H 29	R3	R4	R5	R6
燃やせるごみ	650	584	577	548	450	449	450
燃やせないごみ	77	59	57	74	52	49	46
大型ごみ	10	8	8	10	8	8	8
資源物	143	164	155	172	183	182	181
合計	879	815	797	804	694	688	685

注) 乾電池、蛍光管は、燃やせないごみに算入しています。

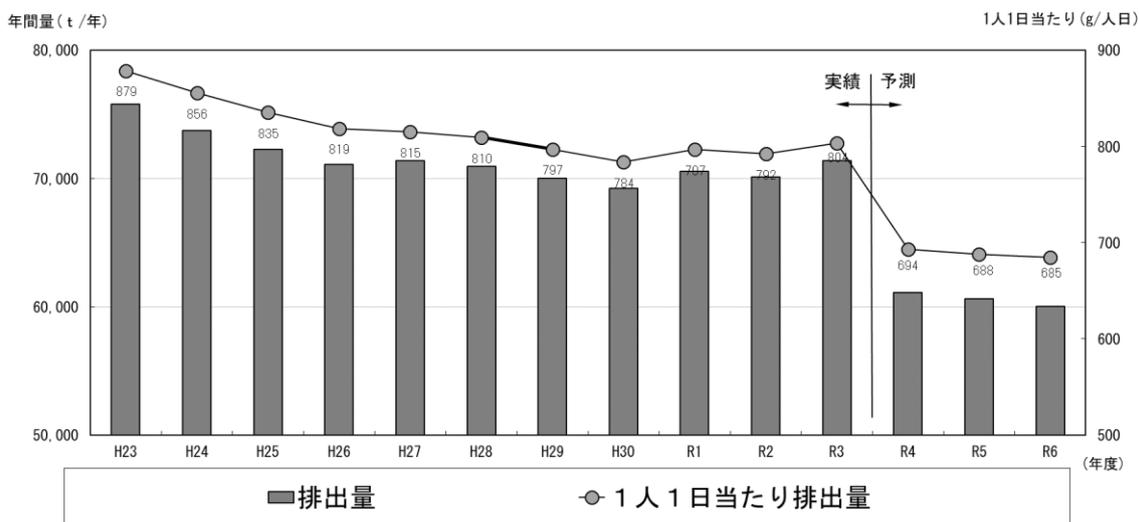


図 2.2-2 年間排出量及び1人1日当たり排出量の推移

3 資源化・再生利用

1) 資源物の排出量

資源物の排出量の推移は、表 2.3-1 に示すとおりです。

令和3年度は15,266 tでした。令和6年度は15,888tと推定されます。

注) 各年度の資源物排出量は、資料編 p.6 に掲載しています。

表 2.3-1 資源物の排出量の推移 (単位: t/年)

項目/年度		H23	H27	H29	R3	R4	R5	R6
びん		2,700	1,891	1,803	1,788	1,717	1,716	1,706
かん		0	716	687	750	670	669	663
ペットボトル		723	707	689	788	710	713	712
古紙類	新聞・チラシ	1,160	953	777	536	827	822	813
	本・雑誌・雑紙	3,841	3,632	3,299	3,296	4,173	4,153	4,098
	ダンボール	2,663	2,889	2,818	3,090	2,768	2,755	2,728
	飲料用紙パック	67	63	58	63	153	152	150
衣類・布類		1,166	1,081	1,052	1,424	1,215	1,208	1,194
プラスチック製容器包装類		0	2,288	2,299	2,759	3,154	3,141	3,100
廃食用油		19	80	86	79	83	83	82
金属類		0	73	69	68	83	83	83
使用済小型家電		0	3	3	26	52	55	57
剪定枝		0	0	0	599	509	508	503
合 計		12,339	14,376	13,640	15,266	16,116	16,058	15,888

注) 平成23年度のかんは、びんに、金属類は、廃食用油に算入しています。びん・かん、廃食用油・金属類については、平成23年度までは一括収集でしたが、平成24年度よりびんはコンテナ、かんはネット収集、廃食用油・金属類は各専用コンテナでの収集になったことにより、収集量をそれぞれ把握できるようになりました。

注) 平成24年度から「プラスチック製容器包装類」、「廃食用油」、「金属類」の収集を開始しました。

注) 平成25年度から「使用済小型家電」の回収を開始しました。

注) 令和3年度から「剪定枝」の収集を開始しました。「金属類」が「指定10品目」から「指定8品目」に変更になりました。

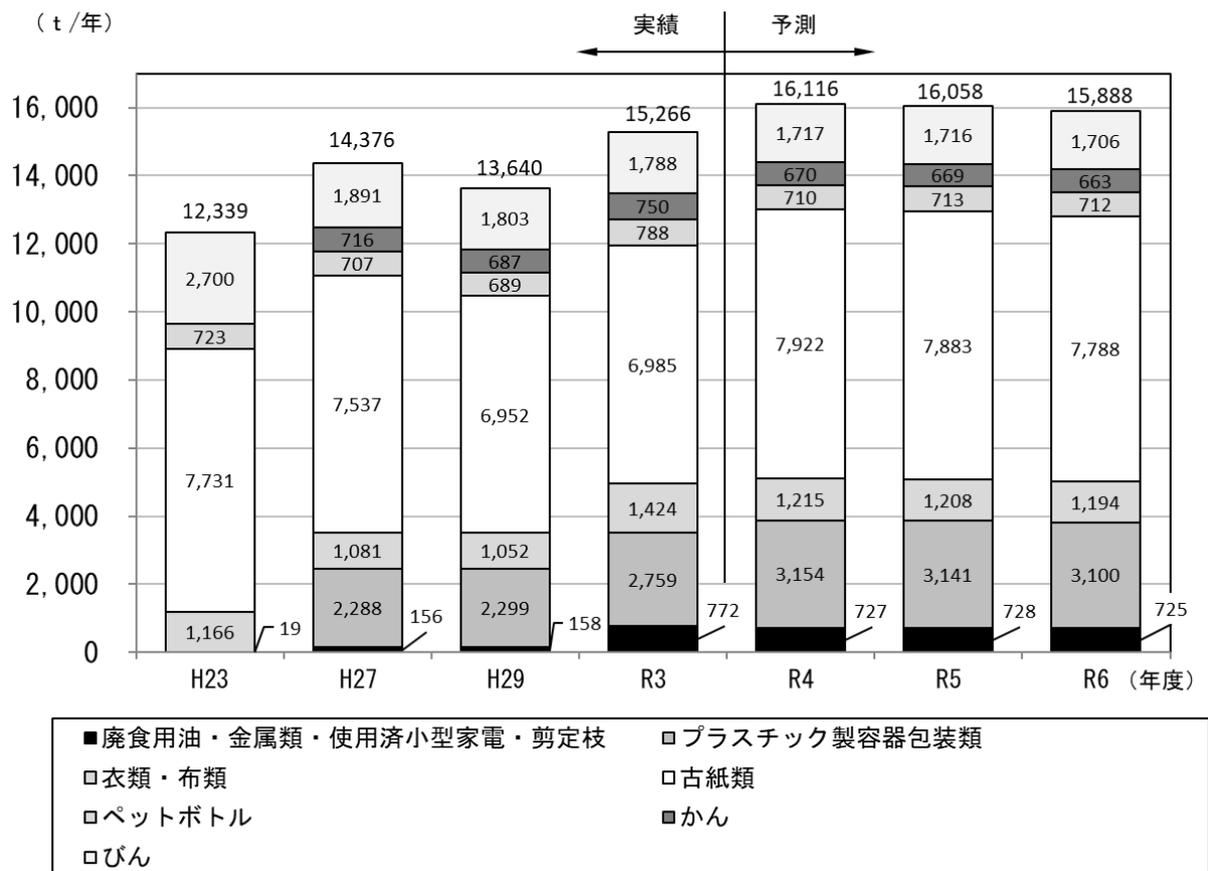


図 2.3-1 資源物の排出量の推移

2) 資源化量及びリサイクル率

資源化は、資源物として排出された市収集資源物及び直接搬入された資源物の資源化(分別資源の資源化)、燃やせないごみ・大型ごみからの資源回収(磁選別、破碎前資源化)及び焼却残渣の再資源化(焼却後の灰の溶融化等)があります。

資源化量の推移は、表 2.3-2 に示すとおりです。

焼却残渣の再資源化の推進により令和 6 年度のリサイクル率は 31.9%と推定されます。

表 2.3-2 資源化量及びリサイクル率の推移 (単位：t/年)

項目/年度	H 23	H27	H 29	R3	R4	R5	R6
ごみ排出量 (a)	75,812	71,420	70,030	71,404	61,095	60,629	60,044
資源化量	分別資源の資源化	11,513	13,777	13,176	14,820	16,154	16,095
	磁選別 ^{注1)}	561	400	410	588	389	368
	破碎前資源化 ^{注2)}	719	659	722	571	567	505
	焼却灰の再資源化	975	1,143	1,085	1,577	1,797	2,008
	合計 (b)	13,768	15,979	15,393	17,556	18,907	19,007
リサイクル率 ^{注3)} (b/a×100)	18.2%	22.4%	22.0%	24.6%	30.9%	31.3%	31.9%

表中注 1) 磁選別：燃やせないごみや大型ごみを破碎処理した後に、磁気により抽出される資源物の量

表中注 2) 破碎前資源化：燃やせないごみや大型ごみの中で、そのまま資源化される資源物の量

表中注 3) リサイクル率：資源化量をごみ排出量で除して算出した割合

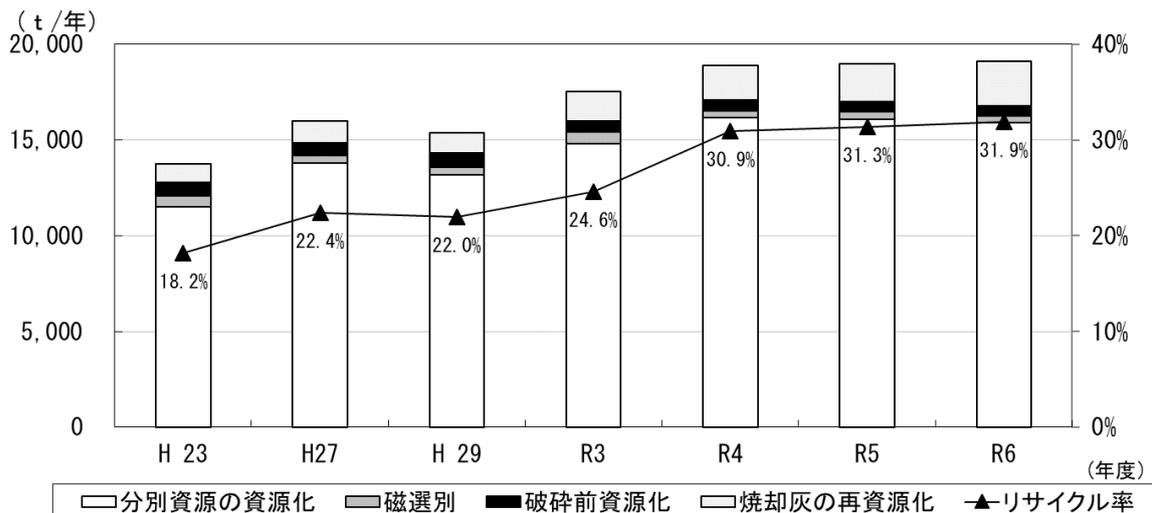


図 2.3-2 資源化量の推移

4 焼却処理量及び最終処分量

焼却処理量は、平成23年度は63,020tありましたが、令和3年度は55,455tと減少傾向を示しています。本市では、焼却残渣（焼却灰）の一部は灰溶融処理^{注1)}、焼成処理及びセメントの原料として委託処理していますが、大部分は最終処分場に埋立処理をしています。令和3年度最終処分量は6,192t、最終処分率8.7%です。

焼却残渣の再資源化により令和6年度最終処分量は3,931t、最終処分率は6.5%と推定されます。

焼却処理量及び最終処分量の推移は表2.4-1に示すとおりです。

注) 灰溶融処理：ごみ焼却炉から出る焼却灰などを高温（1300℃以上）で溶かし、これを固めて黒いガラス粒状の物質（溶融スラグ）にする処理。溶融スラグは、路盤材（道路の地盤の下に敷くもの）やコンクリート原料として利用できる。

表 2.4-1 焼却処理量及び最終処分量の推移 (単位：t/年)

項目/年度	H 23	H27	H 29	R3	R4	R5	R6	
ごみ排出量(a)	75,812	71,420	70,030	71,404	61,095	60,629	60,044	
焼却処理量(b) ^{注1)}	63,020	56,624	55,750	55,455	44,648	44,292	43,926	
残渣量	焼却灰の再資源化(c)	975	1,143	1,085	1,577	1,797	2,008	2,365
	最終処分量(d)	8,214	7,063	6,978	6,192	4,603	4,342	3,931
	合計(e)=(c+d)	9,189	8,206	8,063	7,769	6,400	6,350	6,296
	焼却灰の再資源化の割合(c/e×100)	10.6%	13.9%	13.5%	20.3%	28.1%	31.6%	37.6%
焼却残渣率(e/b×100)	14.6%	14.5%	14.5%	14.0%	14.3%	14.3%	14.3%	
最終処分率 ^{注2)} (d/a×100)	10.8%	9.9%	10.0%	8.7%	7.5%	7.2%	6.5%	

表中注1) 焼却処理量は、燃やせるごみと燃やせないごみの破碎残渣等の焼却対象となる量の総和です。

表中注2) 最終処分率：最終処分量をごみ排出量で除して算出した割合

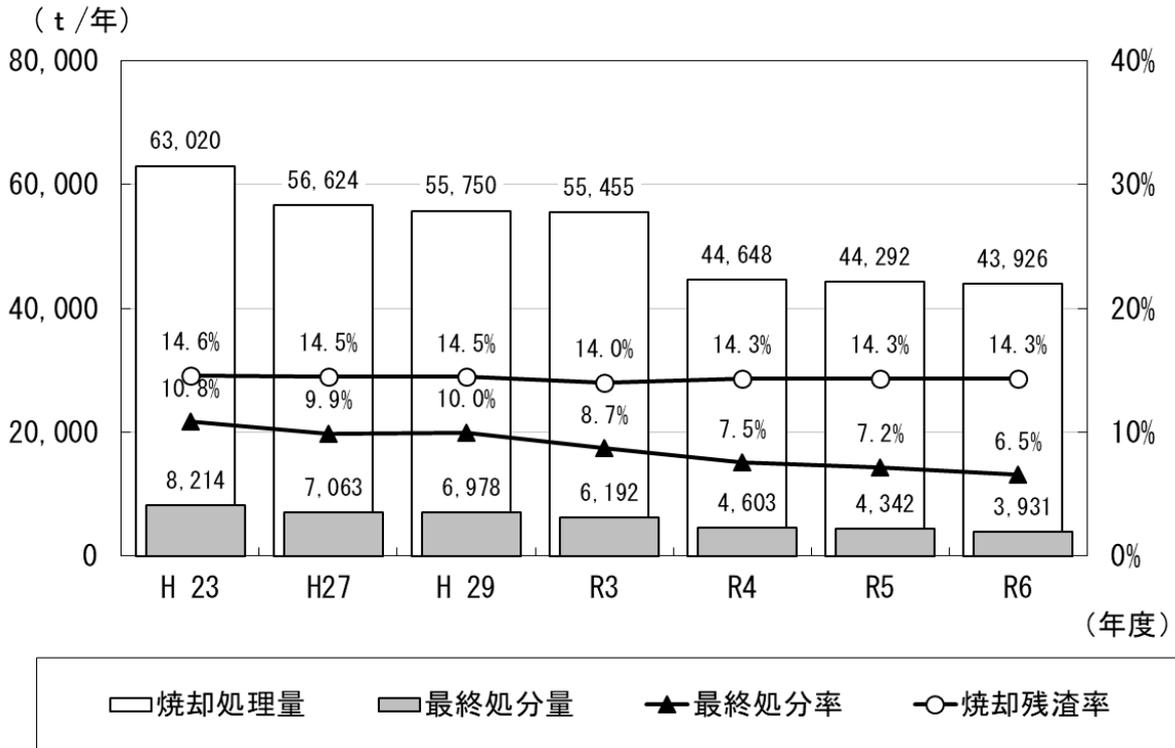
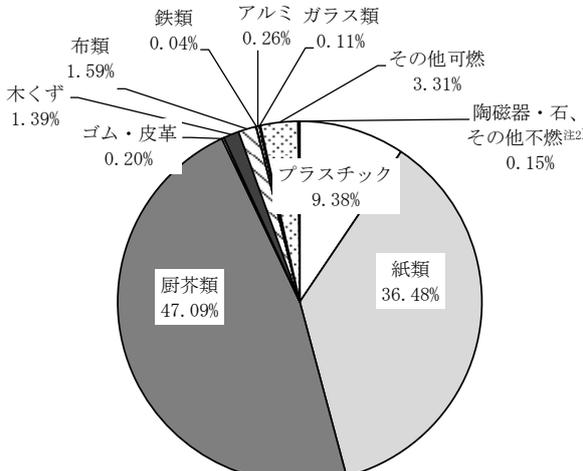
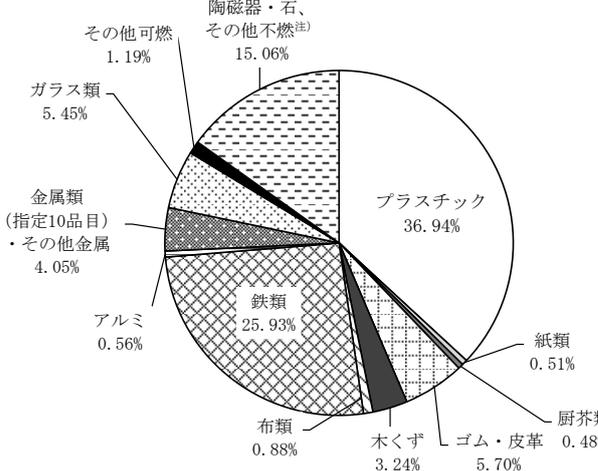
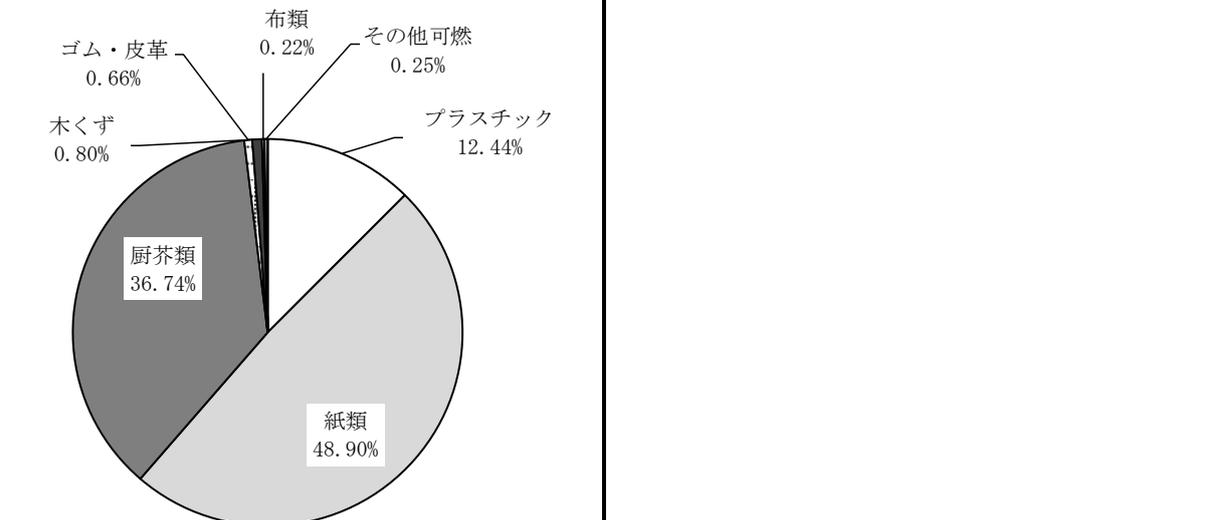


図 2.4-1 焼却処理量及び最終処分量の推移

5 ごみの性状

市内の集積場所に排出された家庭系ごみ、許可業者により環境事業センターに搬入された事業系ごみの組成分析調査結果は、表 2.5-1 に示すとおりです。

表 2.5-1 ごみの組成分析調査結果（重量割合）

家庭系 燃やせるごみ	家庭系 燃やせないごみ
	
<p>厨芥類（47.09%）、紙類（36.48%）、プラスチック（9.38%）の順に多い状況です。このうち、資源物の混入率^{注1)}は23.65%です。</p>	<p>プラスチック（36.94%）、鉄類（25.93%）、陶磁器・石、その他不燃^{注2)}（15.06%）の順に多い状況です。このうち、資源物の混入率^{注1)}は7.52%です。</p>
事業系 燃やせるごみ	
	
<p>紙類（48.90%）、厨芥類（36.74%）、プラスチック（12.44%）の順に多い状況です。このうち、資源物の混入率^{注1)}は32.80%です。</p>	

注1) 資源物の混入率は、プラスチック、紙類等に含まれる資源化可能な資源物の混入割合の合計値です。

注2) グラフ中のその他不燃は、危険ごみ、医療系ごみを含んでいます。（詳細組成は資料編 p. 10～12 に掲載）（出典：「ごみ組成分析調査報告書」（平成 28 年 7 月））

6 ごみ処理に要する経費

本市のごみ処理に要する経費は、表 2.6-1 に示すとおりです。

処理費は、平成 23 年度に比べ減少しており、毎年度 30 億円程度で推移しています。

建設改良費は、ごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事に伴い、平成 27 年度から 29 年度にかけて増加しています。

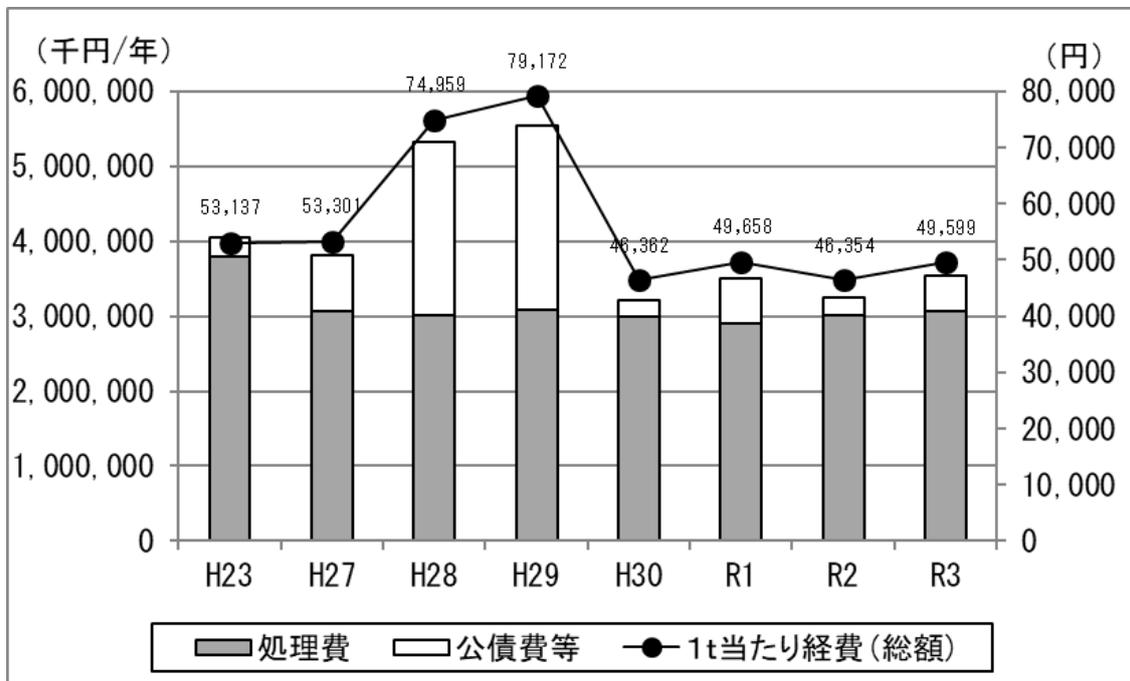
将来推計は、物価上昇、導入施策等により試算は困難ですが、常にコストを意識し経費の節減を図ります。

表 2.6-1 ごみ処理に要する経費の推移 (単位：千円)

項目	H23	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
処理費	3,786,849	3,063,796	3,010,130	3,081,601	2,997,061	2,904,356	3,019,961	3,064,319
内訳	収集運搬費	2,288,987	1,564,493	1,582,779	1,562,110	1,513,915	1,427,224	1,436,633
	中間処理費	1,217,290	1,220,973	1,152,856	1,190,407	1,110,750	1,129,938	1,263,524
	最終処分費	280,572	278,330	274,495	329,084	372,396	347,194	364,162
不法投棄等	48,625	50,940	50,804	50,146	49,148	47,868	45,911	45,492
建設改良費	731	482,353	2,100,154	2,255,463	73,790	507,153	70,906	245,810
公債費	205,279	209,641	156,501	157,205	89,399	45,152	114,065	185,958
総計	4,041,484	3,806,730	5,317,589	5,544,415	3,209,398	3,504,529	3,250,843	3,541,579
1人当たり経費 ^{注1)}	17,150円	15,900円	22,152円	23,042円	13,262円	14,488円	13,405円	14,550円
1t当たり経費 ^{注2)}	53,137円	53,301円	74,959円	79,172円	46,362円	49,658円	46,354円	49,599円

表中注 1) 1人当たり経費＝総計/人口

表中注 2) 1t当たり経費＝総計/市で収集・処理した廃棄物の総量



注) 公債費等には、不法投棄等、建設改良費、公債費が含まれます。

図 2.6-1 ごみ処理に要する経費の推移

7 ごみ処理施設の概要

本市の主なごみ処理施設は、環境事業センター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）、堤十二天一般廃棄物最終処分場です。また、資源物は、平成24年度から寒川広域リサイクルセンター（湘南東ブロックの広域施設）における処理となっています。

施設の概要は、表2.7-1に示すとおりです。

表 2.7-1 ごみ処理施設の概要

施設名	環境事業センターごみ焼却施設	環境事業センター粗大ごみ処理施設
所在地	茅ヶ崎市萩園836番地	
現況		
敷地面積	18,978㎡	
竣工年月	平成7年9月	昭和52年8月
施設規模等	360 t / 24 h (120 t / 24 h × 3 基) 全連続燃焼式ストーカ炉	50 t / 5 h 1 基 横型回転破砕機、磁選機 円筒状選別機
施設名	寒川広域リサイクルセンター	堤十二天一般廃棄物最終処分場
所在地	寒川町宮山2524番地	茅ヶ崎市堤1300番地外
現況		
敷地面積	12,063.9㎡	埋立面積：16,850㎡
竣工年月	平成24年3月	平成16年3月
施設規模等	55.5 t / 日 ・処理物 びん12.5 t / 日、かん6.8 t / 日、ペットボトル6.0 t / 日、プラスチック製容器包装類17.5 t / 日 ・保管物 金属類1.2 t / 日、廃食用油1.0 t / 日、衣類・布類8.5 t / 日、古紙類2.0 t / 日	埋立容量 186,000㎡ 浸出水処理 50㎡ / 日 表面二重しゃ水シート構造 浸出水処理 凝集沈殿+砂ろ過 +微量有害物質除去 +下水道放流

第3章 一部改訂にあたっての評価及び現状の課題

1 一部改訂にあたっての評価

1) 数値目標の評価

後期計画では、具体的な取り組みの成果や進捗状況の確認、効率的・効果的な施策の推進を図るため、次の5つの項目を指標として具体的な数値目標を設定しました。

計画の一部改訂を行うにあたり、令和3年度の目標と実績の比較により評価を実施しました。

評価の結果は、表3.1-1に示すとおりです。

(1) ごみの年間総排出量

後期計画では、平成27年度の71,420tを令和3年度では69,571t(2.6%減)、令和4では69,076t(3.3%減)とすることを目標としていました。令和3年度のごみの年間総排出量は71,404t(0.02%減)となり、目標は達成していません。

目標を達成できなかった主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が長期化したことで、ごみの減量が進まなかったことや、ごみ有料化開始(令和4年4月)直前の駆け込みにより一時的にごみが増加したことなどが挙げられます。

現状で推移した場合、令和6年度は60,444t(15.4%減)となる見込みです。

(2) 市民1人1日当たりの排出量

後期計画では、平成27年度の815gを令和3年度では797g(2.2%減)、令和4では792g(2.8%減)とすることを目標としていました。令和3年度の市民1人1日当たりの排出量は804g(1.3%減)となり、目標は達成していません。

目標を達成できなかった主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が長期化したことで、ごみの減量が進まなかったことや、ごみ有料化開始(令和4年4月)直前の駆け込みにより一時的にごみが増加したことなどが挙げられます。

現状で推移した場合、令和6年度は685g(16.0%減)となる見込みです。

(3) 市民1人1日当たりの資源物を除く排出量

後期計画では、平成27年度の651gを令和3年度では607g(6.8%減)、令和4では601g(7.7%減)とすることを目標としていました。令和3年度の市民1人1日当たりの資源物を除く排出量は632g(2.9%減)となり、目標は達成していません。

目標を達成できなかった主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が長期化したことで、ごみの減量が進まなかったことや、ごみ有料化開始(令和4年4月)直前の駆け込みにより一時的にごみが増加したことなどが挙げられます。

現状で推移した場合、令和6年度は504g(22.6%減)となる見込みです。

(4) リサイクル率

後期計画では、平成27年度の22.4%を令和3年度では27.8%、令和4では28.7%とすることを目標としていました。令和3年度のリサイクル率は24.6%となり、目標は達成していません。

目標を達成できなかった主な要因としては、新聞や雑誌の電子化や容器包装類の軽量化

第1編 ごみ処理基本計画

が進んだことで当初の見込よりも資源物の排出量が少なくなったことや、厳しい財政状況の中、多額の経費が掛かる灰の再資源化が計画通りに進められなかったことなどが挙げられます。

現状で推移した場合、令和6年度は31.9%となる見込みです。

(5)最終処分率

後期計画では、平成27年度の9.9%を令和3年度では8.1%、令和4では7.6%とすることを目標としていました。令和3年度の最終処分率は8.7%となり、目標は達成していません。

目標を達成できなかった主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が長期化したことで、ごみの減量が進まなかったことや、厳しい財政状況の中、多額の経費が掛かる灰の再資源化が計画通りに進められなかったことなどが挙げられます。

現状で推移した場合、令和6年度は6.5%となる見込みです。

表 3.1-1 数値目標の評価

項目	H27年度	R3年度		R4年度		R6年度		R3年度における評価
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績に基づく予測値	目標値	実績に基づく予測値	
ごみの年間総排出量 (t)	71,420	69,571 (△2.6)	71,404 (△0.02)	69,076 (△3.3)	61,095 (△14.5)	68,143 (△4.6)	60,044 (△15.4)	未達成
市民1人1日当たりの排出量 (g/人日)	815	797 (△2.2)	804 (△1.3)	792 (△2.8)	694 (△14.8)	783 (△3.9)	685 (△16.0)	未達成
市民1人1日当たりの資源物を除く排出量 (g/人日)	651	607 (△6.8)	632 (△2.9)	601 (△7.7)	511 (△21.5)	589 (△9.5)	504 (△22.6)	未達成
リサイクル率 (%)	22.4	27.8	24.6	28.7	30.9	30.3	31.9	未達成
最終処分率 (%)	9.9	8.1	8.7	7.6	7.5	6.6	6.5	未達成

注) 数値目標の評価は、令和3年度実績に基づき実施しています。

注) () 内は、平成27年度(後期計画の基準年度)に対する削減率を示しています。

2) 施策の評価

施策の取組状況について、評価基準に基づきA、B、Cの3段階で評価しました。評価基準は表3.1-2、評価結果は表3.1-3に示すとおりです。

注) 施策ごとに設定した評価指標に対し、「数値目標」又は「数値目標以外」の評価基準を用いて評価しています。評価結果については、令和4年度に開催した茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会において、各基本方針に関する項目ごとに、項目内の各施策の取組状況（令和3年度）を踏まえ、総合的に判断しています。

表 3.1-2 評価基準

		定性的評価	
		現状の課題解決に向けて効果があった	現状の課題解決に向けて効果があまりなかった
定量的評価	評価指標の実施予定項目を達成できた(数値目標の場合は、90%以上)	A	B
	評価指標の実施予定項目を達成できなかった(数値目標の場合は、90%未満)	B	C

第1編 ごみ処理基本計画

表 3.1-3 後期計画（令和3年度）における施策の評価

項目	施策	評価指標	評価	
基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進				
1. リデュースの推進	①マイバッグ運動・レジ袋対策の推進	活動実績	マイバッグの普及などレジ袋の削減に向けた取組について、ホームページやチラシ配布等により啓発を実施した。	B
2. リデュースの推進	①環境を意識したごみの排出抑制の啓発	市民1人1日当たりの排出量	目標値（市民1人1日当たりの排出量797g）に対し、実績値803.7gとなり目標を達成できなかった。	B
	②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援	活動実績	リサイクル推進店の店舗数拡大に向けホームページ等を活用し周知を行ったが、前年度に比べ店舗数を増やすことができず80店舗となった。	
	③生ごみ処理容器等の普及の推進	生ごみ処理容器等の購入基数	目標値113基に対し、実績値282基（生ごみ処理容器90基、電動生ごみ処理機192基）となり目標を達成することができた。	
	④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討	検討の有無	ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度として、ごみ有料化の実施や手数料改定に向けて準備を進めた。	
3. リユースの推進	①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供	—	既にミニコミ誌やインターネットによって情報収集を行う仕組みができており、市が積極的に情報提供を行う必要性は少ないことから、令和元年度において施策を終了した。	B
	②リサイクル品展示室の活用推進	リサイクル品展示数	リサイクル展示を5回（各5点）行い、申込件数は70件、寄付金は、11,100円となった。	
4. リサイクルの推進	①剪定枝資源化の検討 [重点検討施策-1]	検討の有無	令和3年4月から剪定枝の資源化を開始し、これまで燃やせるごみとして焼却していた剪定枝599tの資源化を実施した。	A
	②適正分別のための情報提供 [重点施策-1]	周知実績	令和4年4月からのごみ有料化実施に向け、説明会の実施やチラシ配布、集積場所のパトロール等により、プラスチック製容器包装類や古紙類の適正分別に関する啓発を実施した。	
	③集積場所における適正排出の指導	実施の有無	環境指導員地区会議を開催し、環境指導員（356人）に集積場所の管理及びごみと資源物の分け方・出し方に関する啓発と、ごみの有料化に伴い増加することが予想される不適正排出に対する指導を依頼した。	
	④家電リサイクル推進の継続	周知実績	「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページで家電リサイクル法対象品目や使用済小型家電の処理方法を周知した。	
5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進	①「4R推進事業者行動協定」の創出 [重点施策-2.1]	実施の有無	協定創出に向けての検討を実施することはできなかったが、代替施策として、令和4年4月からのごみ有料化実施に向けた各種啓発の中で、事業系一般廃棄物の適正処理に関する啓発を実施した。	C
	②多量排出事業者における減量化等計画書の提出 [重点施策-2.2]	提出数	多量排出事業者23社に減量化等計画書の提出を依頼し、23社から提出があった。	
	③事業系ごみの排出状況の把握 [重点施策-2.3]	実施の有無	減量化等計画書の様式を見直し、事業系ごみ発生量の増減理由や多量排出事業者の減量化・資源化に対する具体的な取り組みについて把握した。	
	④事業者の訪問 [重点施策-2.4]	訪問件数	事業者への訪問を実施することはできなかったが、代替施策として、令和4年4月からのごみ有料化実施に向けた各種啓発の中で、事業系一般廃棄物の適正処理に関する啓発を実施した。	
	⑤事業系直接搬入ごみの分別指導 [重点施策-2.5]	定期的な指導	搬入物調査による分別指導を実施することはできなかったが、代替施策として、令和4年4月からのごみ有料化実施に向けた各種啓発の中で、事業系一般廃棄物の適正処理に関する啓発を実施した。	

項目	施策	評価指標	評価	
6. 受益者負担の適正化	①家庭ごみ有料化導入の検討 重要検討施策-2	検討の有無	改正した「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を令和3年4月1日に公布して以降、説明会やチラシ・ガイドブックの全戸配布を実施し、制度の周知を行った。	A
	②一般廃棄物処理手数料改定の検討 重要検討施策-3	検討の有無	改正した「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を令和3年4月1日に公布して以降、説明会やチラシ・ガイドブックの全戸配布を実施し、制度の周知を行った。	
基本方針Ⅱ 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築				
1. 収集・運搬 (1) ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討	①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討	実施の有無	令和4年度から新規開始する一部地域のごみ収集について民間委託を導入することの検討、並びに各地区の世帯数や現状の収集体制を総合的に勘案し、最適な収集コースの検討を行い収集方法を変更した結果、サービス水準を維持した上で、3台減車した。	A
	②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討	実施の有無	高齢者や障害者の世帯を対象に「安心まごころ収集」を継続実施するとともに、安心まごころ収集の収集要件を緩和することにより、制度の拡大を検討した。	
(2) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入	導入台数	環境負荷の少ない収集車両（使用車種規制（NOx・PM）適合車、平成27年度燃費基準10%向上達成車）4台を新たに導入した。	A
	②環境指導員との連携による集積場所の安全確保	研修会及び意見交換会の開催	地区ごとに環境指導員会議を開催し、集積場所の諸問題について意見交換を行い、集積場所の安全確保に努めた。	
	③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入	研究会等実施実績	安全運転の研修（1回）、安全作業の研修（2回）を実施し、収集運搬技術の向上を図った。	
2. 中間処理 (1) 中間処理施設の整備	①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営	実施の有無	施設の適正かつ効率的な運営に向け、隔月で寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託運営全体会議を開催し、意見交換を行った。	A
	②粗大ごみ処理施設の整備	実施の有無	旧焼却処理施設地下部の解体工事を継続して実施しつつ、新たな粗大ごみ処理施設の建設用地における基礎資料とするため、測量業務や地質調査業務を実施した。	
	③焼却処理施設の大規模改修	実施の有無	平成29年度に大規模改修を完了後、保守点検の結果に基づく適正な修繕を実施して性能水準を保ち、ごみの適正処理を行いました。	
	④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討	—	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の改訂に向けた検討作業における検証により、バイオガス化施設の整備を見送るといった結論が出されたことから、平成29年度において検討を終了した。	
(2) 中間処理残渣の減量化・再資源化の促進	①焼却残渣再資源化方法の調査・研究	調査・研究の有無	焼却残渣の再資源化を推進するため、熔融処理、焼成処理、セメント化処理を7社に継続実施するとともに、処理業者先における安全な焼却残渣の処理及び製造された製品の安定活用を確認した。	A
	②焼却残渣再資源化の促進	焼却残渣の再資源化量	焼却残渣の再資源化量は、目標値2,240tに対し、1,577t（熔融化1,045t、焼成処理187t、セメント化処理345t）となった。	

第1編 ごみ処理基本計画

項目	施策	評価指標	評価
	③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究	研修会等への参加実績	飛灰を削減するため、排ガスに吹き込む消石灰にブレンドしている活性炭の混合率を下げるテストについて検証し、排ガスへの影響がなく飛灰を削減することを確認した。
3. 最終処分	①焼却残渣の減量施策の実施	焼却処理量	焼却処理量は、目標値 53,557 t に対し、55,455 t となり、目標を達成できなかった。
	②最終処分場の安全管理の実施	実施の有無	各種調査や保守点検を実施し、最終処分場の安全の確保を図り、周辺環境に影響を及ぼすことがないことを確認した。
	③最終処分に関する検討	検討の有無	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため地元関係団体との定例会（2回）は開催できなかったが、各種調査結果等の管理状況について書面で報告を行った。
4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理	①災害廃棄物発生想定量の把握及び処理・処分に関するマニュアル等の整備	発生量想定方法等の検討・マニュアル改定の有無	地震や水害等の発生時の状況に即して行うべき災害廃棄物処理に関する具体的な業務内容を示す「災害廃棄物処理業務マニュアル」を関係各課と調整の上、策定した。
5. 適正処理 (1) 処理困難物等の処理方法についての情報の充実	①処理困難物の処理方法等についての情報の充実	広報実績	「ごみと資源物の分け方・出し方」に掲載するとともに、環境指導員への資料配布やホームページにより周知を行った。
	②製品の適正なりサイクルルートの周知	情報発信の有無	「ごみと資源物の分け方・出し方」やホームページ等による製品の適正なりサイクルルートの周知を行いました。
(2) 不法投棄に対する防止策の検討	①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化	パトロール・監視実績	職員による昼間のパトロールを土日・年末年始を除き毎日実施するとともに、不法投棄発生箇所に不法投棄防止看板や監視カメラの設置を行った。
	②県や警察との協力関係の強化	パトロール・監視実績	茅ヶ崎市不法投棄防止対策連絡会（1回）を開催し、不法投棄対策に関する協議や意見交換を行った。
	③市民、事業者と連携した不法投棄の防止	不法投棄量	不法投棄件数は、前年度比 18 件増の 115 件、不法投棄量は、前年度比 3.2 t 減の 18.2 t となった。
	④キャンペーン等啓発活動の実施	活動実績	「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の中で、職員による昼間のパトロールを通常ルートのほか、市街地に拡大して行い、不法投棄の未然防止に努めた。
	⑤不法投棄に関する調査・研究の実施	調査・研究の有無	（一財）家電製品協会が実施する不法投棄未然防止事業協力に応募し、覚書を締結することで、不法投棄対策に関する助成金を活用し、不法投棄物の処理や啓発物品の準備等を行った。
基本方針Ⅲ 市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立			
1. 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実	①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施	実施の有無	令和4年4月からスタートするごみ有料化の実施や手数料改定に向け、市民説明会を実施するとともに、特設ホームページの作成やチラシ・ガイドブックの全戸配布を実施し、制度の周知や適正分別に関する啓発を行った。

項目	施策	評価指標	評価
	②ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等の積極的な活用	実施の有無	令和4年4月からスタートするごみ有料化の実施や手数料改定に向け、市民説明会を実施するとともに、特設ホームページの作成やチラシ・ガイドブックの全戸配布を実施し、制度の周知や適正分別に関する啓発を行った。
	③公共施設等におけるポスター掲示の活用	実施の有無	ごみ有料化や手数料改定に関する周知を実施するにあたり、広報掲示板を活用するとともに、環境指導員と連携し、地域の集積場所に啓発看板を掲示した。
	④外国人向けごみ情報の案内	実施の有無	「ごみと資源物の収集カレンダー」・「ごみと資源物の分け方・出し方」をホームページ（8カ国語対応）へ掲載しました。
2. ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実	①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施 重点施策-3	実施実績	令和4年4月からのごみ有料化の実施や手数料改定に向け、市民説明会を実施した。
	②発生抑制、資源化に関する講演会の開催	開催実績	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、講演会中止せざるを得なかったが、ホームページやチラシ配布等、コロナ禍においても実施できる手法を最大限活用し、啓発を実施した。
	③児童向け環境学習への市職員の派遣	派遣実績	小学校19校に環境学習の副読本である「パッカー君のごみ探検」を配布した。また、小・中学校に職員を派遣し、環境学習会を実施した。
	④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施	実施実績	目標としていた30回に対し、22回の申し込みがあり、延べ1,174人の参加があった。
	⑤市民、事業者向け講座の開催	開催実績	「ごみ有料化に関する説明会（自治会・事業者向け）」を実施し、対面での制度の説明や啓発を実施した。
	⑥環境フェアにおける情報発信	開催実績	新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、環境フェアは中止せざるを得なかったが、ホームページやチラシ配布等、コロナ禍においても実施できる手法を最大限活用し、啓発を実施した。

B

2 現状及び課題の整理

1) 発生抑制・資源化
【現状】 <ul style="list-style-type: none">平成 28 年度に実施したごみの組成分析結果によると、ごみに含まれる資源物の割合は、家庭系の燃やせるごみで 23.65%、燃やせないごみで 7.52%、事業系の燃やせるごみで 32.80%となっています。また、未利用食品の廃棄も確認されました。
【課題】 <ul style="list-style-type: none">ごみ排出量は減少傾向となっていますが、市民の間に分別意識が十分浸透していない実態を踏まえ、本来資源化されるべき資源物が適正に排出されるよう、市民・事業者に対し、適正分別のための周知啓発をより強化することが必要です。
2) 収集・運搬
【現状】 <ul style="list-style-type: none">平成 24 年に寒川広域リサイクルセンターが稼働して以降、新たに加わったプラスチック製容器包装類等の分別品目収集は円滑に実施されています。ごみの分別区分や排出方法、収集頻度が異なることから、市民の誤った理解による集積場所への不適正な排出が見受けられます。本市内は、道路が狭く交通量が多い道路が各所にあり、収集・運搬作業に支障をきたすことがあります。
【課題】 <ul style="list-style-type: none">効率的な収集・運搬を実施するためには、分別や排出に関する市民の理解が不可欠であることから、分別区分や排出方法等について、きめ細かい情報発信が必要です。
3) 中間処理
【現状】 <ul style="list-style-type: none">ごみ焼却施設（平成 7 年竣工）の性能水準を回復させることを目的に、平成 27 年 9 月から 30 年 3 月まで大規模な改修工事を実施しました。粗大ごみ処理施設は、寒川町との広域処理施設として、旧焼却施設を解体後の跡地に建設することを予定しています。
【課題】 <ul style="list-style-type: none">中間処理施設の計画的な整備と適切な維持管理に努める必要があります。粗大ごみ処理施設の整備にあたっては、民間活力を活用した事業手法の検討や災害時に見込まれる廃棄物発生量を踏まえ、広域的な処理を迅速かつ継続的に実施できるような体制の構築が必要です。

4) 最終処分

【現 状】

- ・ごみ排出量の減少に伴い焼却量・焼却残渣量は減少しており、焼却残渣の熔融スラグ化（有効利用量）は、増加しています。
- ・焼却残渣は、平成16年度より堤十二天一般廃棄物最終処分場に埋立を行っています。
- ・現在の最終処分場は、地元のご理解・ご協力により、埋立期間を令和16年3月31日までとしています。最終処分場の負荷の低減のため、焼却残渣の一部を区域外搬出しています。

【課 題】

- ・熔融等による焼却残渣の有効利用を積極的に図り、リサイクル率や最終処分率をさらに向上させる必要があります。

5) 適正処理

【現 状】

- ・職員による昼間パトロールと業者委託による夜間パトロール、自治会や環境指導員、県や警察との合同パトロールの実施により、不法投棄量は20t前後で推移しています。

【課 題】

- ・処理困難物や家電リサイクル法対象品目等の適正処理の推進に向け、販売店や提携事業者との連携、市民に対する処理・排出方法の周知が必要です。
- ・不法投棄を避けるため、製造業者や販売店等に積極的に働きかけ、回収ルートを構築する必要があります。また、効率的な監視体制を強化・継続する必要があります。

6) 啓発活動

【現 状】

- ・ごみ通信ちがさきやホームページ等でごみに関する啓発を実施しています。また、収集・処理量も広報しています。特に、本市では、市民・事業者・行政の三者が協調して行う「三者協調型資源回収システム」により資源物（びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類）を収集していることから、地域別の資源物収集量も開示しています。
- ・事業者に対しては、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則に基づき、廃棄物を多量に排出する事業所（多量排出事業者）に、減量化等計画書の提出をお願いしています。

【課 題】

- ・より分かり易いパンフレットの製作、PR方法の見直し、市民が必要とする情報の提供、年代別や地域別の広報等きめ細かな広報体制に加え、情報の入手方法の案内が必要となります。
- ・ごみ処理に対する理解を深めるため、環境学習や施設見学会など、市民が参加できる場の提供が必要となります。

3 社会的状況及び課題

1) 高齢化社会への対応
【現 状】 <ul style="list-style-type: none">本市の65歳以上人口の占める割合は、平成23年に21.4%、令和2年度に26.8%となり、5.4ポイント増加しました。 注) 出典：令和2年度国勢調査 人口等基本集計
【課 題】 <ul style="list-style-type: none">高齢化の進行により独居世帯の増加も予測されます。4Rの推進のためには、分かりやすい分別、負担の少ない排出方法により、誰もが適正な分別に取り組みやすい仕組みの構築が必要となります。
2) 地球環境への対応（温室効果ガス）
【現 状】 <ul style="list-style-type: none">廃棄物処理に起因する温室効果ガスは、焼却等処理に必要な電気、ガス等のエネルギーや燃料使用に伴う排出とプラスチックの焼却に伴う排出、収集・運搬に伴う排出です。平成24年度以降、プラスチック製容器包装類の分別によりプラスチックの焼却量は減少しており、平成27年度の排出量は約1.6万t-CO₂（環境事業センターにおける活動量に基づく算定で、電気・燃料使用、関係車両の運行に伴う排出量も含まれます。）となっています。 注) 2013年度（平成25年度）の神奈川県温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素排出量は7,442万t-CO ₂ （このうち、廃棄物部門からは117万t（構成比1.6%））、県民1人当たりの二酸化炭素排出量は8.2t-CO ₂ です。（資料：「神奈川県温室効果ガス排出量推計結果（2013年度速報値）」平成28年3月）
【課 題】 <ul style="list-style-type: none">平成24年度以降、プラスチック製容器包装類の分別により、廃棄物焼却に伴う温室効果ガス排出量は減少していますが、温室効果ガスの排出量は、収集・運搬をはじめ廃棄物処理全体で考えることが必要となります。排出抑制は、温室効果ガスの排出量の削減効果が大きいことから、環境に関する他の取り組みと合わせた適切なPRが必要となります。
3) 広域化への対応
【現 状】 <ul style="list-style-type: none">本市は、平成10年度以降、藤沢市及び寒川町（2市1町）で構成する湘南東ブロックの一員としてごみ処理の広域化の取り組みを推進し、平成24年4月に寒川広域リサイクルセンターが稼働、本市及び寒川町の資源物を効率的に処理しています。また、焼却施設の大規模改修、老朽化した粗大ごみ処理施設の更新にも着手しています。
【課 題】 <ul style="list-style-type: none">施設整備に加え、広域化で取り組んだ方が望ましいと考えられるソフト面の施策については、引き続き湘南東ブロックで協議が必要です。

第4章 ごみ処理に関する計画

1 発生抑制・資源化計画

ごみの発生・排出を抑制し、資源化を推進するためには、市・市民・事業者が、それぞれの役割に応じた取り組みを実践する必要があります。

後期計画では、4Rを主体とした市の取り組みと市民・事業者の具体的な行動を示した「アクションメニュー」（p.54参照）を軸として、排出抑制・資源化を継続的に推進します。

表 4.1-1 取り組みの効果 （単位：t／年）

項目／年度	H23	H27	H29	R3	R4	R5	R6
ごみ排出量	75,812	71,420	70,030	71,404	61,095	60,629	60,044
分別資源の資源化量	11,513	13,777	13,176	14,820	16,154	16,095	15,924
分別資源の資源化増加量	—	2,264	-601	1,644	1,334	-59	-171
中間処理による減量	55,110	49,437	48,791	48,815	38,540	38,184	37,823
焼却灰の再資源化量	975	1,143	1,085	1,577	1,797	2,008	2,365
最終処分量	8,214	7,063	6,978	6,192	4,603	4,342	3,931

注) 排出量に基づいていますので、資源物は残渣を含んでいます。また、中間処理による減量は、破碎処理からの資源回収分を含んでいます。
 中間処理による減量＝ごみ排出量－（分別資源の資源化量＋焼却灰の再資源化量＋最終処分量）

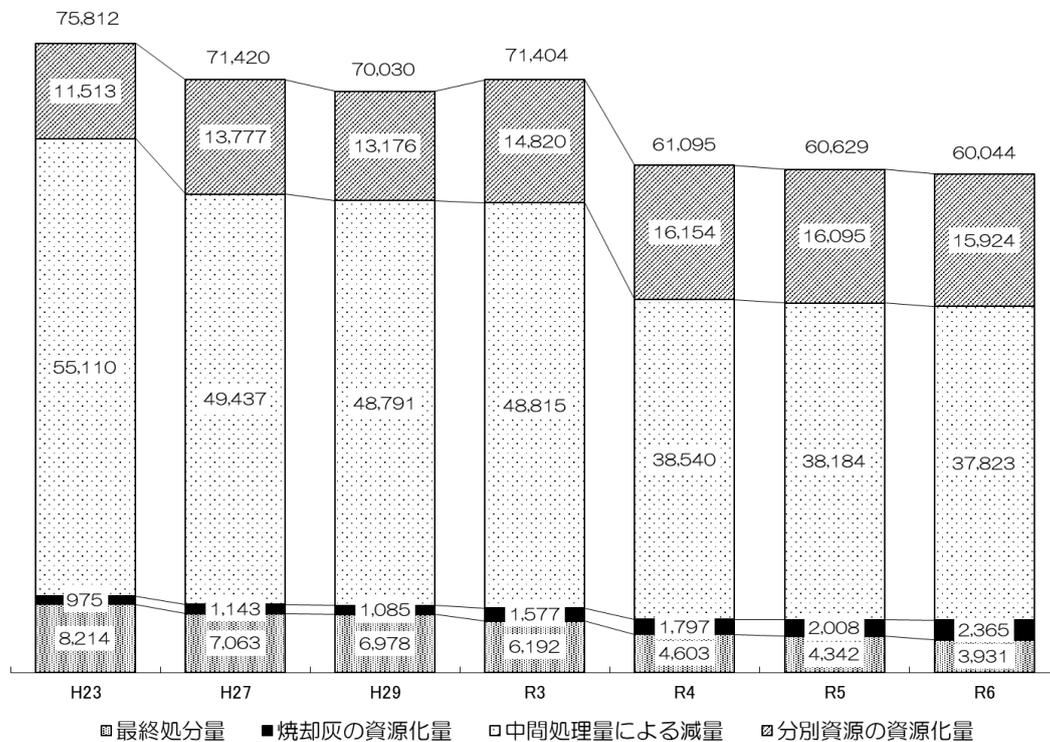


図 4.1-1 取り組みの効果

2 ごみ処理計画

1) ごみの処理主体

本市のごみの処理主体は、表 4.2-1 に示すとおりです。

表 4.2-1 ごみの処理主体

項 目		収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ	家庭系	茅ヶ崎市、委託業者、個人	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 委託業者
	事業系	茅ヶ崎市、委託業者、 許可業者、事業者	茅ヶ崎市、市外業者	
燃やせないごみ	家庭系	茅ヶ崎市、個人	茅ヶ崎市	
	事業系	許可業者、事業者	茅ヶ崎市	
大型ごみ	家庭系	委託業者、個人	茅ヶ崎市	
資源物	家庭系	委託業者、個人	寒川町、委託業者、 市外業者	委託業者

注) 乾電池及び蛍光灯等は委託業者による専門処理を行っています。

注) 家庭から臨時に多量に排出されたごみは、個人で市の施設に搬入するか、一般廃棄物処理業者による収集・運搬、処理を依頼しています。

2) 収集・運搬計画

分別品目の拡大に伴う効率的・効果的な収集・運搬体制を構築します。

また、収集・運搬車両や機材の選定にあたっては、経済性、機能性、環境への配慮及び安全性等を総合して検討します。

3) 中間処理計画

環境への配慮、処理コストを削減するとともに、安全で効率的な処理を行います。

環境事業センターの焼却施設や粗大ごみ処理施設の老朽化に伴う施設整備に向けては、新たな技術に関する研究を行う他、民間活力の導入も検討します。

中間処理施設の施設整備目標は、表 4.2-2 に示すとおりです。

表 4.2-2 ごみ処理施設の整備目標

施 設	整備目標
ごみ焼却施設	現有の焼却処理施設にて焼却処理を行います。現有施設は平成 30 年度で稼働後 23 年を迎えます。老朽化への対応として、長寿命化計画に基づく大規模改修を平成 27 年度から 29 年度で実施しました。今後は適正な維持管理に努めます。
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設（ごみ破砕処理）は、平成 30 年度で稼働後 41 年を迎えます。老朽化が著しいため、更新施設を整備します。
資源化施設	湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画に基づき、平成 24 年度に稼働した寒川広域リサイクルセンターにおいて、適切な維持管理を行い、資源化の推進を図ります。

4) 最終処分計画

本市は、平成 16 年度から現在の堤十二天一般廃棄物最終処分場での埋立を開始しており、平成 27 年 6 月に「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」及び「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場に係る基本協定」の変更協定を締結し、埋立期間を令和 16 年 3 月 31 日までとしています。

また、焼却残渣の溶融化等焼却灰の再資源化を推進し、最終処分のあり方を検討します。

3 その他の計画

1) 災害廃棄物への対応

「茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画（令和 2 年 3 月）」や「茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアル（令和 4 年 3 月）」に基づき、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行います。今後は、協力支援体制を充実させるため、民間事業者団体との協定創出に向けた検討を進めます。

2) 適正処理困難物等への対応

(1) 危険物・処理困難物

タイヤ、バッテリー、オートバイなどの適正処理困難物は、「市が収集・処理できないごみ」として指定し、「ごみと資源物の分け方・出し方」等に掲載し出し方を示しています。今後も、パンフレット、広報等で市民・事業者への周知を図ります。

(2) 特定家庭用機器・パソコン

廃家電製品のうち、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」で指定されているテレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫やパソコンについて、適切にリサイクルが行われるよう、「ごみと資源物の分け方・出し方」等への掲載、販売店・提携事業者との連携により、市民への周知徹底を図ります。

3) 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療廃棄物は、市に処理責任があります。関係機関と十分協議し、安全な収集・運搬、処理を行います。

4) 不法投棄への対応

本市では、平成 17 年度に「茅ヶ崎市不法投棄防止対策事業実施要領」を策定し、県や警察と連携した不法投棄の取り締まりをはじめ、不法投棄物の早期回収などに積極的な取り組みを行っています。今後も、適切なパトロールや監視、県や警察との連携を強化した不法投棄対策を推進します。

第5章 計画実現への取り組み

1 施策の設定と評価指標

後期計画では基本理念の実現に向け、現状の課題を踏まえ、以下の施策を推進します。

項目	施策		評価指標	記載ページ
	重点施策	最優先して行う施策または拡充施策		
	重要検討施策	重要課題として検討を行っていく施策		
基本目標	ごみの年間総排出量		ごみの年間総排出量	p. 13
	市民1人1日当たりの排出量		市民1人1日当たりの排出量	p. 13
	市民1人1日当たりの資源物を除く排出量		市民1人1日当たりの資源物を除く排出量	p. 13
	リサイクル率		リサイクル率	p. 13
	最終処分率		最終処分率	p. 13
基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進				
1. リデュースの推進	①マイバッグ運動・レジ袋対策の推進		活動実績	p. 44
2. リデュースの推進	①環境を意識したごみの排出抑制の啓発		市民1人1日当たりの排出量	p. 44
	②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援		活動実績	p. 44
	③生ごみ処理容器等の普及の推進		生ごみ処理容器等の購入基数	p. 44
	④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討 重要検討施策-1		検討の有無	p. 44
3. リユースの推進	①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供【廃止】		—	p. 45
	②リサイクル品の活用推進		リサイクル品展示数	p. 45
4. リサイクルの推進	①剪定枝資源化の推進		活動実績	p. 45
	②適正分別のための情報提供 重点施策-1		周知実績	p. 45
	③集積場所における適正排出の指導		実施の有無	p. 45
	④家電リサイクル推進の継続		周知実績	p. 45

項目	施策		評価指標	記載ページ	
	重点施策	最優先して行う施策または拡充施策			
		重要検討施策	重要課題として検討を行っていく施策		
5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進	①「4R推進事業者行動協定」の創出【廃止】		—	p. 46	
	②多量排出事業者における減量化等計画書の提出 重点施策-2.1		提出数	p. 46	
	③事業系ごみの排出状況の把握 重点施策-2.2		実施の有無	p. 46	
	④事業者の訪問 重点施策-2.3		訪問件数	p. 46	
	⑤事業系直接搬入ごみの分別指導 重点施策-2.4		定期的な指導	p. 46	
6. 受益者負担の適正化	①ごみ有料化の検証		実施の有無	p. 47	
	②一般廃棄物処理手数料改定の検証		実施の有無	p. 47	
基本方針Ⅱ 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築					
1. 収集・運搬 (1) ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討	①効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討		実施の有無	p. 48	
	②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討 重要検討施策-2		実施の有無	p. 48	
(2) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入		導入台数	p. 48	
	②環境指導員との連携による集積場所の安全確保		研修会及び意見交換会の開催	p. 48	
	③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入		研修会等実施実績	p. 48	
2. 中間処理 (1) 中間処理施設の整備	①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営		実施の有無	p. 49	
	②粗大ごみ処理施設の整備		実施の有無	p. 49	
	③焼却処理施設の大規模改修		実施の有無	p. 49	
	④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討【廃止】		—	p. 49	
(2) 中間処理残渣の減量化・再資源化の促進	①焼却残渣再資源化方法の調査・研究		調査・研究の有無	p. 49	
	②焼却残渣再資源化の促進		焼却残渣の再資源化量	p. 49	
	③中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究		研修会等への参加実績	p. 49	
3. 最終処分	①焼却残渣の減量施策の実施		焼却処理量	p. 50	
	②最終処分場の安全管理の実施		実施の有無	p. 50	
	③最終処分に関する検討		検討の有無	p. 50	

第1編 ごみ処理基本計画

項目	施策		評価指標	記載ページ
	重点施策	最優先して行う施策または拡充施策		
	重要検討施策	重要課題として検討を行っていく施策		
4. 茅ヶ崎市 域災害廃 棄物の処 理		①災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築	実施の有無	p. 50
5. 適正処理 (1) 処理困 難物等の 処理方法 について の情報の 充実		①処理困難物の処理方法等についての情報の充実	広報実績	p. 51
		②製品の適正なりサイクルルートへの周知	情報発信の有無	p. 51
(2) 不法投 棄に対す る防止策 の検討		①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化	パトロール・監視実績	p. 51
		②県や警察との協力関係の強化	パトロール・監視実績	p. 51
		③市民、事業者と連携した不法投棄の防止	不法投棄量	p. 51
		④キャンペーン等啓発活動の実施	活動実績	p. 51
		⑤不法投棄に関する調査・研究の実施	調査・研究の有無	p. 51
基本方針Ⅲ 市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立				
1. 広報紙等 各種媒体 の利用に よる啓発 の充実		①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施	実施の有無	p. 53
		②ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等の積極的な活用	実施の有無	p. 53
		③公共施設等におけるポスター掲示の活用	実施の有無	p. 53
		④外国人向けごみ情報の案内	実施の有無	p. 53
2. ごみ問題 に関連し た市民対 話・環境 学習等の 充実		①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施 重点施策-3	実施実績	p. 53
		②発生抑制、資源化に関する講演会の開催	開催実績	p. 53
		③児童向け環境学習への市職員の派遣	派遣実績	p. 53
		④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施	実施実績	p. 54
		⑤市民、事業者向け講座の開催	開催実績	p. 54
		⑥環境フェアにおける情報発信	開催実績	p. 54

2 施策の展開

1) 既存施策の見直し

現状の課題を踏まえ、今後、重点的に取り組むべき施策や実態に即していない施策について、内容の見直し（追加、変更、廃止）を行いました。

(1) プラスチックごみの削減 【追加】

海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の世界的な課題に対応するため、令和3年5月31日に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和4年4月1日には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

これらを踏まえ、本市においてもプラスチックごみの削減や資源循環に繋がる施策の検討を進めます。

<具体的施策>

- ・ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討（P.45 参照）

プラスチックごみ削減の観点から施策内容を追加し、重要検討施策として位置付けます。

(2) 食品ロスの削減 【追加】

食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。また、本法律に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月31日に閣議決定されました。

これらを踏まえ、本市においても家庭や事業所から発生する食品ロスの削減に繋がる施策の検討を進めます。

<具体的施策>

- ・ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討（P.45 参照）

食品ロス削減の観点から施策内容を追加し、重要検討施策として位置付けます。

(3) 剪定枝の資源化 【変更】

後期計画では、「剪定枝資源化の検討」を重要検討施策として位置付け、検討を進めてきました。費用対効果や事業手法等といった複数の課題の整理を行った上で、令和3年4月から施策を実施したことから、施策の名称を「剪定枝資源化の推進」に変更し、今後は、更なる資源化量の拡大を図ります。

<具体的施策>

- ・剪定枝資源化の推進（P.46 参照）

施策内容を変更します。

(4) ごみ有料化 【変更】

後期計画では、「家庭ごみ有料化導入の検討」を重要検討施策として位置付け、検討を進めてきました。市民との合意形成を図りながら、制度設計を行い、令和4年4月から施策を実施したことから、施策の名称を「ごみ有料化の検証」に変更し、今後は、ごみ有料化による減量効果や市民・事業者にご負担していただいた手数料の収支を検証した上で、様々な媒体を通じわかりやすく公表します。

<具体的施策>

- ・ **ごみ有料化の検証**（P. 48 参照）
施策内容を変更します。

(5) 一般廃棄物処理手数料の改定 【変更】

後期計画では、「一般廃棄物処理手数料改定の検討」を重要検討施策として位置付け、検討を進めてきました。市民との合意形成を図りながら、制度設計を行い、令和4年4月から施策を実施したことから、施策の名称を「一般廃棄物処理手数料改定の検証」に変更し、今後は、手数料改定による減量効果や市民・事業者に負担していただいた手数料の収支を検証した上で、様々な媒体を通じわかりやすく公表します。

<具体的施策>

- ・ **一般廃棄物処理手数料改定の検証**（P. 48 参照）
施策内容を変更します。

(6) 戸別収集の検討 【変更】

後期計画では、ごみ有料化の併用施策として戸別収集の検討を進めてきました。検討の結果、本市において戸別収集を実施するには多額の経費が必要となり、経費を賄うための財源を確保することができないことや、戸別収集の実施を望まないといった市民の意見も半数程度存在することから、実施を見送ることとしました。今後は、ごみ有料化による減量効果や収支、市民のニーズを踏まえ、引き続き検討を進めます。

<具体的施策>

- ・ **今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討**（P. 49 参照）
施策内容を変更し、重要検討施策として位置付けます。

(7) 粗大ごみ処理施設の整備 【変更】

後期計画では、民間活力を活用したPFI等の事業手法の導入について検討を進めてきました。検討の結果、PFI法に準じたDBO方式により整備を進めることとしたため、令和4年1月に実施方針を公表しました。今後は、施設の整備や運営を担う事業者を選定したうえで「新粗大ごみ処理施設」の工事に着手します。

<具体的施策>

- ・ **粗大ごみ処理施設の整備**（P. 50 参照）
施策内容を変更します。

(8) 災害廃棄物の処理 【変更】

後期計画では、災害廃棄物の発生量の把握や仮置場の設置について検討を進めてきました。検討の結果、令和2年3月に「茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画」を、令和4年3月に「茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアル」を策定しました。今後は、協力支援体制を充実させるため、民間事業者団体との協定創出に向けた検討を進めます。

<具体的施策>

- ・ **災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築**（P. 52 参照）
施策内容を変更します。

(9) リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供 【廃止】

後期計画では、「リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供」を施策として位置付けていました。

しかしながら、リサイクル市等の開催情報については、既にミニコミ誌やインターネットによって情報収集を行う仕組みができており、市が積極的に情報提供を行う必要性は少ないことから、施策を廃止します。

<具体的施策>

- ・リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供（P. 46 参照）

施策を廃止します。

(10) 「4 R 推進事業者行動協定」の創出 【廃止】

後期計画では、「4 R 推進事業者行動協定」の創出」を施策として位置付けていました。

しかしながら、SDGs を背景に自主的に4 R を推進する事業者が増える中、事業系ごみの削減・資源化に関する情報提供や支援のニーズは少ないことから、施策を廃止します。

<具体的施策>

- ・「4 R 推進事業者行動協定」の創出（P. 47 参照）

施策を廃止します。

2) 具体的施策

基本方針 I ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

「資源循環型まちづくり」に向け、「ごみ」の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、要らないものを買わない・断る(リフューズ)の4Rに関する施策を積極的に推進します。

1. リフューズ(要らないものを買わない・断る)の推進

<具体的施策>

① マイバッグ運動・レジ袋対策の推進

本市は、「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」(平成21年5月)に基づく「モデル地域」の第1号として指定されています。大型店等においては「ハレの日包装」やレジ袋辞退者に対する割引制度などの取り組みを行っています。

平成27年度までは、茅ヶ崎市商店会連合会、茅ヶ崎市大型店連絡協議会等との連携によるエコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議に参画し、レジ袋を削減するためマイバッグ運動を推進してきましたが、マイバッグ運動が市民の間に広く浸透したとの判断からエコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議が解散したため、今後は市が中心となってレジ袋削減や過剰包装等についての啓発を行い、ごみの削減を推進していくこととします。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①マイバック運動・レジ袋対策の推進	実施中		継続						

2. リデュース(ごみの排出を抑制する)の推進

<具体的施策>

① 環境を意識したごみの排出抑制の啓発

ごみの排出抑制による焼却量及び二酸化炭素の削減が地球環境の保全に寄与することなど、資源循環型社会の構築に向け、環境を意識した啓発を推進します。

② ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援

ごみの資源化・減量化の積極的な取り組みを行っている店舗として認定している「ごみ減量・リサイクル推進店」の活動が広く浸透するよう支援するとともに、これらの店舗との連携による啓発事業を実施します。

③ 生ごみ処理容器等の普及の推進

生ごみ処理容器等(家庭用電動式生ごみ処理機を含む)の購入費補助のPRを拡充し、普及を推進します。

④ ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討 重要検討施策-1

プラスチックごみや食品ロスの削減が喫緊の課題となっている中、容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクル、また、フードドライブや食品廃棄物のリサイクルなどについて、先行事例の調査研究を進め、費用対効果が見込めるものについては、早急に導入に向けた検討を進めます。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①環境を意識したごみの排出抑制の啓発	実施中		継続						
②ごみ減量・リサイクル推進店の活動支援	実施中		継続						
③生ごみ処理容器等の普及の推進	実施中		継続						
④ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討	情報収集・検討		継続						

3. リユース（繰り返し使う）の推進

<具体的施策>

① リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供 【廃止】

環境関係のNPOや市民活動団体等により実施されるリサイクル市やフリーマーケット等の開催情報を広く案内することとしておりましたが、既にミニコミ誌やインターネットによって情報収集を行う仕組みができており、市が積極的に情報提供を行う必要性は少ないことから、施策を廃止します。

② リサイクル品の活用推進

リサイクル品を活用し、大型ごみのリサイクルを推進します。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①リサイクル市・フリーマーケット等の開催情報の提供	実施中		休止		廃止				
②リサイクル品の活用推進	実施中		継続						

4. リサイクル（資源として再生利用する）の推進

<具体的施策>

① 剪定枝資源化の推進

家庭から出る剪定枝を分別収集し、チップ化等リサイクルを図るとともに、燃やせるごみの削減を推進します。

② 適正分別のための情報提供 **重点施策-1**

ごみと資源物を迷うことなく適正に分別できるよう、きめ細かな情報を提供します。紙類については、他の資源物に比べ、適正な分別・排出が行われていない実態があることから、市民・事業者に対し、様々な機会や媒体を活用し、適正分別のための周知啓発をより一層強化します。

③ 集積場所における適正排出の指導

環境指導員による集積場所の排出指導等を継続し、資源物の分別排出の徹底を図ります。

④ 家電リサイクル推進の継続

家電リサイクル法対象製品の処理方法について周知を徹底し、家電リサイクルの推進を図ります。

<スケジュール>

項目／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①剪定枝資源化の推進	調査・研究		検討		実施				
②適正分別のための情報提供	実施中		継続						
③集積場所における適正排出の指導	実施中		継続						
④家電リサイクル推進の継続	実施中		継続						

5. 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

<具体的施策>

① 「4R推進事業者行動協定」の創出 **【廃止】**

SDGsを背景に自主的に4Rを推進する事業者が増える中、事業系ごみの削減・資源化に関する情報提供や支援のニーズは少ないことから、施策を廃止します。

② 多量排出事業者における減量化等計画書の提出 **重点施策-2.1**

多量排出事業者^{注)}を訪問し、排出状況の把握に努めるとともに、減量化等計画書の提出を求めます。

注)用語集(資料編 p.23 参照)

③ 事業系ごみの排出状況の把握 **重点施策-2.2**

多量排出事業者をはじめ、事業者に対して適正な啓発、情報発信ができるよう事業系ごみの排出状況の実態把握に努めます。

④ 事業者の訪問 **重点施策-2.3**

事業者を訪問し、ごみの適正処理を促すと同時に排出抑制、減量化の啓発を実施します。また、排出抑制、資源化に関する取り組みを確認します。

⑤ 事業系直接搬入ごみの分別指導 **重点施策-2.4**

事業系一般廃棄物を直接搬入する事業者に対し、紙ごみ等を中心とした資源物分別の指導を強化します。

<スケジュール>

項目／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①「4R推進事業者行動協定」の創出	実施中		継続			廃止			
②多量排出事業者における減量化等計画書の提出	実施中		継続						
③事業系ごみの排出状況の把握	実施中		継続						
④事業者の訪問	実施中		継続						
⑤事業系直接搬入ごみの分別指導	実施中		継続						

6. 受益者負担の適正化

<具体的施策>

① ごみ有料化の検証

令和4年4月からごみ有料化を実施しました。今後は、ごみ有料化による減量効果や市民・事業者にご負担していただいた手数料の収支を検証した上で、様々な媒体を通じわかりやすく公表します。

② 一般廃棄物処理手数料改定の検証

令和4年4月に手数料を改定しました。今後は、手数料改定による減量効果や市民・事業者にご負担していただいた手数料の収支を検証した上で、様々な媒体を通じわかりやすく公表します。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①ごみ有料化の検証	調査・研究 →		検討 →				実施 →		
②一般廃棄物処理手数料改定の検証		一部改定 →	検討 →				実施 →		

基本方針Ⅱ 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

「ごみ」の自区域内処理の原則のもと、地球環境に負荷を与えない、地域経済の発展に寄与する「資源循環型まちづくり」を目指したごみ処理システムを構築します。

1. 収集・運搬

(1) ごみを取り巻く環境の変化に対応した収集・運搬の検討

<具体的施策>

① 効率的でバランスの良い収集区割の調査・検討

分別品目の拡大等に伴い、集積場所、収集回数、収集時間帯等の変更が必要となることから、最適な収集区割や収集ルートについての調査・検討を継続的に実施します。

② 今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討 重要検討施策-1

高齢者世帯の増加や人口減少など今後の社会情勢を踏まえ、現在実施している「安心まごころ収集」に見られるような収集制度の拡大や集積場所のあり方、収集方法についての検討を継続的に実施します。

また、戸別収集について、本市において実施するには多額の経費が必要となり、経費を賄うための財源を確保することができないことや、実施を望まないといった市民の意見も半数程度存在することから、一旦は実施を見送ることとしましたが、今後は、ごみ有料化による減量効果や収支、市民のニーズを踏まえ、引き続き検討を進めます。

<スケジュール>

項目／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①効率的でバランスの良い収集区割の調査・ 検討	調査・検討 →		→ 継続 →						
②今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり 方、収集方法の検討	検討 →		→ 継続 →						

(2) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施

<具体的施策>

① 環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入

ごみ収集車に起因する環境負荷を低減するために、大気汚染や騒音に配慮した低公害車導入を計画的に推進し、環境に配慮した収集・運搬を実施します。

② 環境指導員との連携による集積場所の安全確保

環境指導員による集積場所での排出指導等を継続し、集積場所の安全確保に努めます。

③ 環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入

収集・運搬効率を高めるための新技術に注視し、適正な収集・運搬技術の研究を行うとともに導入を検討します。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①環境負荷の少ない収集車両の積極的な導入	実施中				継続				
②環境指導員との連携による集積場所の安全確保	実施中				継続				
③環境負荷の少ない収集・運搬技術の研究及び積極的な導入	実施中				継続				

2. 中間処理

(1) 中間処理施設の整備

<具体的施策>

① リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営

寒川広域リサイクルセンターにおいて資源物処理を効率的に実施できるよう、体制の構築に向け協議を行います。

② 粗大ごみ処理施設の整備

「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、旧ごみ焼却処理施設の解体を進めるとともに、令和8年度からの供用開始を目指し、新粗大ごみ処理施設の整備を進めます。整備にあたっては、民間事業者の有する経営能力、技術力及び運営能力等を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図ります。

③ 焼却処理施設の大規模改修

長寿命化計画に基づき大規模改修を実施した焼却処理施設について、適正な維持管理を推進します。

④ バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討 【廃止】

生ごみのリサイクル及び焼却量の削減、最終処分量の削減に寄与するバイオガス化施設の整備に向け、基礎調査を実施するとともに施設整備を推進することとしていましたが、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画の改訂に向けた検討作業において、資源化効率、温室効果ガス削減効果、エネルギー利用効果、経済性等の観点から検証を行った結果、導入を見送るという結論が出されました。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①リサイクルセンターの適正かつ効率的な運営	実施中				継続				
②粗大ごみ処理施設の整備	計画・調査		旧炉解体、事業者選定業務等						
③焼却処理施設の大規模改修	改修				稼動				
④バイオガス化施設整備の基礎調査及び検討	調査・研究		廃止						

(2) 中間処理残渣の減量化・再資源化の促進

<具体的施策>

① 焼却残渣再資源化方法の調査・研究

焼却残渣の熔融スラグ化をはじめとする資源化方法について、経済性や安全性等考慮すべき項目を多面的に調査・研究し、本市における最適な方法を継続的に検討します。

② 焼却残渣再資源化の促進

熔融処理、焼成処理、セメント化処理等により、焼却残渣の再資源化を計画的に推進します。

③ 中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究

中間処理残渣が少なく、安全性、経済性に優れ、環境への負荷が小さい中間処理技術の研究を継続的に実施します。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
① 焼却残渣再資源化方法の調査・研究	調査・研究		継続						
② 焼却残渣再資源化の促進	実施中		継続						
③ 中間処理残渣の減量化・再資源化に繋がる中間処理技術の研究	研究		継続						

3. 最終処分

<具体的施策>

① 焼却残渣の減量施策の実施

焼却残渣を削減するため、ごみの排出抑制・減量化・再資源化施策を強化します。

② 最終処分場の安全管理の実施

最終処分場の安全管理を徹底し、環境保全を図ります。

③ 最終処分に関する検討

現在の最終処分場は、平成27年度締結の「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」及び「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場施設整備事業の実施に係る基本協定」の変更協定により、埋立期間を令和16年3月31日までとしています。

今後は、焼却残渣の熔融化等焼却灰の再資源化を推進し、最終処分のあり方について地元との協議を進めます。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
① 焼却残渣の減量施策の実施	実施中		継続						
② 最終処分場の安全管理の実施	実施中		継続						
③ 最終処分に関する検討	協議		継続						

注) 「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場に係る公害防止協定書」及び「茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場施設整備事業の実施に係る基本協定」は、堤地域と平成13年11月に締結しているものです。

4. 茅ヶ崎市域災害廃棄物の処理

<具体的施策>

① 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築

国は、東日本大震災を踏まえ、平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定するとともに、平成27年7月に廃棄物処理法の改正等を行いました。また、平成28年1月に廃棄物処理法に基づく基本方針が変更され、都道府県において災害廃棄物処理計画を策定することとされたことから、神奈川県は、平成29年3月に災害廃棄物処理計画を策定しました。

国や県の動向を踏まえ、本市では、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための本市の基本的な考え方や組織、支援体制、災害廃棄物の処理方法等の基本的事項をとりまとめた「茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定しました。また、地震や水害等の発生時の状況に即して行うべき災害廃棄物処理に関する具体的な業務内容を示す「茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアル」を令和3年3月に策定しました。今後は、協力支援体制を充実させるため、民間事業者団体との協定創出に向けた検討を進めます。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
① 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築	検討		計画・マニュアル策定				協定の検討			

5. 適正処理

(1) 処理困難物等の処理方法についての情報の充実

<具体的施策>

① 処理困難物の処理方法等についての情報の充実

「ごみと資源物の分け方・出し方」等により、市で収集処理できないものの周知徹底を図るとともに、その処理方法についての情報提供を充実します。

② 製品の適正なりサイクルルートの周知

家電リサイクル法対象品、パソコン、オートバイ等、リサイクルルートが整備されている製品については、ホームページ、広報紙、チラシなど様々な広報手法を活用し、周知に努めます。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
① 処理困難物の処理方法等についての情報の充実	実施中		継続						
② 製品の適正なりサイクルルートの周知	実施中		継続						

(2) 不法投棄に対する防止策の検討

<具体的施策>

① 重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化

職員による不法投棄場所の昼間のパトロールと業者委託による夜間パトロールを実施し、監視の強化を継続的に実施します。

また、不法投棄強化期間には夜間パトロール及び県や警察との合同パトロールを引き続き実施します。

② 県や警察との協力関係の強化

県や警察との不法投棄取り締まりの合同パトロールを行い、協力体制を引き続き強化します。

③ 市民、事業者と連携した不法投棄の防止

環境指導員や自治会との不法投棄に関する情報交換や不法投棄多発地域における合同パトロールを継続実施します。

④ キャンペーン等啓発活動の実施

広報紙での啓発活動を継続実施します。

⑤ 不法投棄に関する調査・研究の実施

より効果的な不法投棄防止策の調査・研究を引き続き行います。

<スケジュール>

項目／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①重点地域・強化期間等を定めたパトロール・監視の強化	実施中	→			継続	→	→	→	→
②県や警察との協力関係の強化	実施中	→			継続	→	→	→	→
③市民、事業者と連携した不法投棄の防止	実施中	→			継続	→	→	→	→
④キャンペーン等啓発活動の実施	実施中	→			継続	→	→	→	→
⑤不法投棄に関する調査・研究の実施	実施中	→			継続	→	→	→	→

基本方針Ⅲ 市民・事業者・行政の協力体制及び4Rの推進を誘発する支援体制の確立

「資源循環型まちづくり」を具体化するため、社会の構成員である市民・事業者それぞれが自らの責務を自覚し、市民・事業者・行政が一体となって、積極的・主体的にごみの減量化・資源化に取り組んでいける協力体制を確立するとともに、市民・事業者の取り組みの円滑な推進が可能となるよう支援します。

1. 広報紙等各種媒体の利用による啓発の充実

＜具体的施策＞

①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施

ごみに関して市民の必要とする情報を的確に把握し、適切に発信できるよう、広報媒体ごとに広報手法・広報内容の検討に努め、効果的な啓発を実施します。

②ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等の積極的な活用

ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等各種媒体による情報発信を推進します。また、市民意見の聴取に努めます。

③公共施設等におけるポスター掲示の活用

市の公共掲示板、資源物集積場所等における各種情報の発信に努めます。

④外国人向けごみ情報の案内

現在、ホームページ上ではごみに関する情報を8カ国語で案内しています。また、「ごみと資源物の分け方・出し方」に英語・中国語による案内を掲載しています。今後もよりわかりやすい情報の提供に努めます。

＜スケジュール＞

項目／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
①広報手法・広報内容の検討及び効果的な啓発の実施	実施中		継続							
②ホームページ、ハーモニアスちがさき（市の広報番組）等の積極的な活用	実施中		継続							
③公共施設等におけるポスター掲示の活用	実施中		継続							
④外国人向けごみ情報の案内	実施中		継続							

2. ごみ問題に関連した市民対話・環境学習等の充実

＜具体的施策＞

①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施 重点施策-3

市民との対話により本市のごみ処理に関する情報交換やワークショップを開催し、ごみの削減・資源化を推進する実践・啓発の場とします。

②発生抑制、資源化に関する講演会の開催

ごみに関する講演会を開催し、情報発信・啓発の場を増やします。

③児童向け環境学習への市職員の派遣

市職員を小中学校等の環境学習へ派遣し、環境やごみに関する意識の向上を図ります。

第1編 ごみ処理基本計画

④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施

親子向け等見学対象者を特定したごみ処理施設の見学会を実施し、より多くの人が施設に対する理解を深める機会を提供します。

⑤市民、事業者向け講座の開催

ごみや環境に関する市民講座等の機会を提供することにより、環境学習の充実を図ります。

⑥環境フェアにおける情報発信

環境フェアにおいて、ポスター等によりごみに関する様々な情報を発信します。

<スケジュール>

項目/年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①ごみ問題に関する市民との意見交換会の実施	実施中	→			継続	→	→	→	→
②発生抑制、資源化に関する講演会の開催	実施中	→			継続	→	→	→	→
③児童向け環境学習への市職員の派遣	実施中	→			継続	→	→	→	→
④親子向け、市民グループ向け等多方面への廃棄物処理施設見学会の実施	実施中	→			継続	→	→	→	→
⑤市民、事業者向け講座の開催	実施中	→			継続	→	→	→	→
⑥環境フェアにおける情報発信	実施中	→			継続	→	→	→	→

3 市民・事業者の取り組み《アクションメニュー》

本計画では、市民・事業者の皆さんに実践していただく取り組みをアクションメニューとして提供します。

注) 事例等や効果で紹介している重量は文献等からの引用で、参考値です。

1) 市民の取り組み

(1) リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進

行動	事例等	効果
・4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を意識する。	「ごみ通信ちがさき」等で案内しています。	ごみの発生抑制につながります。 〔排出抑制・収集資源物量増加・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕
・不要なカタログ類の配送を断る。	約20ページ程度のカタログの重さは、約100gあります。	1部断れば約100gの減量になります。 〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕
・レジ袋を断る。簡易包装を利用する。	買い物袋、マイバッグを持参します。	Lサイズのレジ袋の重さは、1枚6.8gです。15枚で約100gの減量になります。 〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕

(2) リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進

行動	事例等	効果
・長持ちする製品の購入を心がける（使い捨て製品の使用を自粛する）。	修理や部品の交換がし易いもの、リフォームできるものを選びます。	ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。 〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕
・生ごみの自家処理を心がける。	生ごみ処理容器等を使用します。	生ごみ処理容器1基の減量期待値は、1日約540g（推定）です。1年間で約197kgの減量となります。 〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕

第1編 ごみ処理基本計画

行動	事例等	効果
<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの減量化を心がける。 	<p>生ごみは水分をよく切ってから出します。</p>	<p>生ごみの約 70～80%は水分です。水切りにより生ごみの重さは半分程度になります。</p> <p>〔排出抑制・焼却量（中間処理量）の削減〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> 野菜くず、食べ残しを出さないように心がける。 すぐに使用する食品は、消費期限にかかわらず購入するなど、食品の使用時期を意識して購入する。 計画的な購入を心がける。 	<p>適量の調理、冷蔵庫等の食品ストックの管理を心がけます（ごみの組成分析調査では、未利用食品^注が平均 8.2%認められました）。</p>	<p>ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。</p> <p>〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化や資源化に取り組んでいる店舗の利用を心がける。 	<p>茅ヶ崎市内のごみ減量・リサイクル推進店は 80 店舗（令和 3 年度）です。</p>	<p>ごみの減量化を推進します。</p> <p>〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕</p>

注) 未使用、未開封の食品

(3) リユース（繰り返し使う）の推進

行動	事例等	効果
<ul style="list-style-type: none"> リサイクル推進活動へ参加する（フリーマーケット、バザーなどの利用や出店など）。 	環境フェアのリサイクル市、フリーマーケットを利用します。	ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。 〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕
<ul style="list-style-type: none"> 着られなくなった衣類はすぐには捨てない。 	フリーマーケットへ出したり、交換したりします。	ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。 〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕
<ul style="list-style-type: none"> 出かけるときは、マイボトル等を持参する。 	マイボトル、マイコップ、マイ箸等を利用します。	500ml のペットボトルの重量は 18g（軽量型）です。マイボトルの使用により 18g の減量となります。 〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕
<ul style="list-style-type: none"> 修理してもう一度使用する。 	自転車、家電、家具等は、捨てる前に修理を考えます。	ごみの減量化を推進します。「もったいない」の心を育成します。 〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕

(4) リサイクル（資源として再生利用する）の推進

行動	事例等	効果
<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え用品やリサイクル品等、環境に与える影響の少ない製品の購入を心がける（グリーン購入）。 	詰め替え用品の購入を心がけます。	<p>コーヒーの詰め替え用品の外袋（低密度ポリエチレン容器）は約9gです。ガラス容器の蓋を含む重さは、約170gです。詰め替え用品の利用により、約160gの減量となります。</p> <p>〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・再生品、リサイクル品などの積極的な使用を心がける。 	リサイクルショップの利用を心がけます。	<p>ごみの減量化、資源化を推進します。</p> <p>〔排出抑制・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・排出マナーを守る。 	古紙類などごみと資源物の分別をしっかり行い、適正分別・適正排出に努めます。	<p>ごみの分別による資源化を推進します。</p> <p>〔資源物収集強化・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕</p>

(5) 市が実施する施策への協力等

行動	事例等	効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の見学会、ごみに関する市民講座へ積極的に参加する。 	広報紙、ホームページで案内しています。	<p>ごみの減量化、資源化を推進します。</p> <p>〔排出抑制・資源物収集強化・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市が発信するごみに関する情報を確認する。 	「ごみ通信ちがさき」、ホームページ等で案内しています。	
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内でごみの排出に関する知識を共有する。 	「ごみと資源物の分け方・出し方」等で案内しています。	

2) 事業者の取り組み

(1) 全事業所で実践

行動	事例等	効果
・ごみ処理に関する計画を策定する。	廃棄物減量計画書や事業所における分別マニュアルなど独自マニュアルを整備します。	ごみの減量化、資源化を推進します。ごみに関する意識の向上につながります。 〔排出抑制・資源物収集強化・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕
・毎月のごみ量を把握する。	排出量、資源化量等の記録簿等を作成します。	
・ごみは適正に処理する。	家庭系ごみとして排出しないようにします。	
・ごみ処理に関する従業員教育に努める。	分別排出、資源化等に関する情報を社内報等で発信します。	
・事業者間でリサイクルの連携体制を整備する。	リサイクル情報の共有化、資源物の共同処理等に努めます。	
・ごみ処理に関する事業者向け講座へ積極的に参加する。	ごみに関する担当者を定め、講習会等へ参加します。	
・リサイクルに関する自社の取り組みを積極的にPRする。	ホームページ等で取り組みやごみ量を公表します。	

(2) 事務所で実践

行動	事例等	効果
・コピー用紙の削減などごみの減量化に努める。	両面コピー、会議における資料の共有等に努めます。	ごみの減量化、資源化を推進します。ごみに関する意識の向上につながります。 〔排出抑制・資源物収集強化・焼却量（中間処理量）及び最終処分量の削減〕
・事務用品などの共有化を進め、物品等は必要量を計画的に購入する。	事務用品は1箇所に集めます。	

(3) 製造業で実践

行動	事例等	効果
・材料の無駄をなくし、廃棄量を少なくする。	材料は計画的に使用します。	ごみの減量化、資源化を推進します。ごみに関する意識の向上につながります。原材料費の削減が期待できます。
・出荷時の梱包・包装の簡素化を進める。	梱包材、ダンボールなどの再利用に努めます。	
・ごみの減量化に寄与する生産活動に努める。	詰め替え用品の普及などに努めます。	
・長期使用、交換・修繕可能な製品の普及に努める。	自社製品、販売品の修理や修繕システムを充実させます。	

(4) 販売店で実践

行動	事例等	効果
・ごみ減量・リサイクル推進店に認定されるよう努める。	包装の簡素化や詰め替え用品等の無駄のない製品の販売に努めます。	ごみの減量化、資源化を推進します。ごみに関する意識の向上につながります。
・販売時に袋や包装の要・不要を確認する。	包装の簡素化や量り売り等を推進します。	
・食品の消費期限に関する商慣行を見直し、売れ残りを減らす工夫をする。	消費期限前に商品を回収しないようにします。	

【ごみ減量・リサイクル推進店制度】

次の推進事業を二つ以上実施している場合、認定の対象となります。

1. 包装の簡素化推進
2. 再生品の販売促進
3. 資源回収及び買い換え古品の下取り等の推進
4. 詰め替え用品等の無駄のない製品の販売推進
5. その他のごみ減量・リサイクルの推進
6. その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業



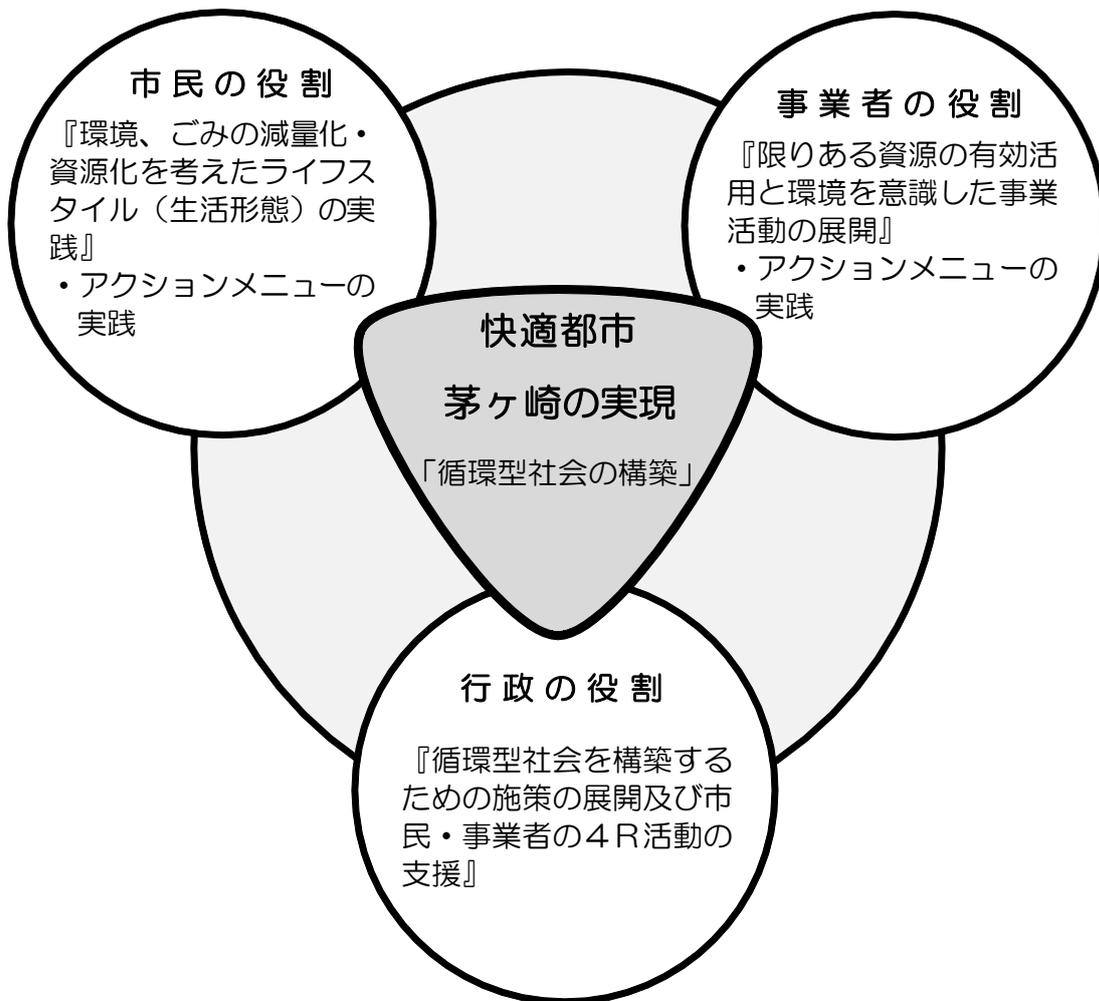
愛称「リサル君」

(「ごみ減量・リサイクル推進店」のマスコットキャラクター)

4 市民・事業者・行政の役割

「循環型社会の構築」の実現のためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を果たし、理解し合いながら協力していく必要があります。

以下に三者の役割を示します。



第 2 編 生活排水処理基本計画

第2編 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

1 基本理念

本市の生活排水は、主に市街化区域では公共下水道、市街化調整区域では合併処理浄化槽による処理を推進しています。令和3年度における生活排水処理率は97.3%となっていますが、残りは未処理のまま河川等に排出されている状況にあります。

市民へ豊かな水辺空間を提供している千ノ川、小出川、駒寄川の良好な水質を確保するためには、生活排水処理率の向上が必要となります。

本計画の基本理念は、前期計画に引き続き以下に示すとおりとします。

快適な水環境が守られるまち茅ヶ崎の実現へ

2 基本方針

基本理念の実現に向けた3つの基本方針及び基本方針に基づく施策は、以下に示すとおりです。

基本理念	基本方針		施策
快適な水環境が守られるまち茅ヶ崎の実現へ	基本方針Ⅰ	公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水の適正処理の推進	1. 公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進 ① 公共下水道(汚水)整備事業の推進 ② 水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進 ③ 補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進
	基本方針Ⅱ	安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進	1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 ① し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画 ② し尿処理施設の適正な維持・管理
	基本方針Ⅲ	水環境の向上に向けた啓発活動等の推進	1. 啓発及び情報提供 ① 浄化槽の清掃の啓発 ② 広報紙等による情報発信

3 基本目標

取り組みを推進していく中で、その成果や進捗状況を確認し、効率的・効果的な施策の推進を図るため、具体的な数値目標を表 1.3-1 に示すとおり定めます。

表 1.3-1 数値目標

項目	H23 年度 (実績)	H27 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	R3 年度 (実績)	R4 年度 (目標)	R5 年度 (目標)	R6 年度 (最終 目標)
生活排水処理 率 ^{注1)} (%)	95.1	96.6	96.5	97.3	97.5	97.7	97.9

表中注1) 生活排水処理率：し尿及び生活雑排水を公共下水道、合併処理浄化槽で処理している人口の割合

注) 令和3年度以前の数値は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画（第三次計画）（平成28年令和3年12月策定）、令和4年度以降の数値は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画（第四次計画）（令和3年12月策定）に基づき記載しています。

第2章 生活排水処理の現状及び予測

1 生活排水処理の流れ

本市の生活排水処理の流れは、図 2.1-1 に示すとおりです。令和3年度の生活排水処理形態別人口の割合は、公共下水道 94.8%、合併処理浄化槽 2.5%、単独処理浄化槽 2.5%、し尿汲み取り 0.2%となっています。

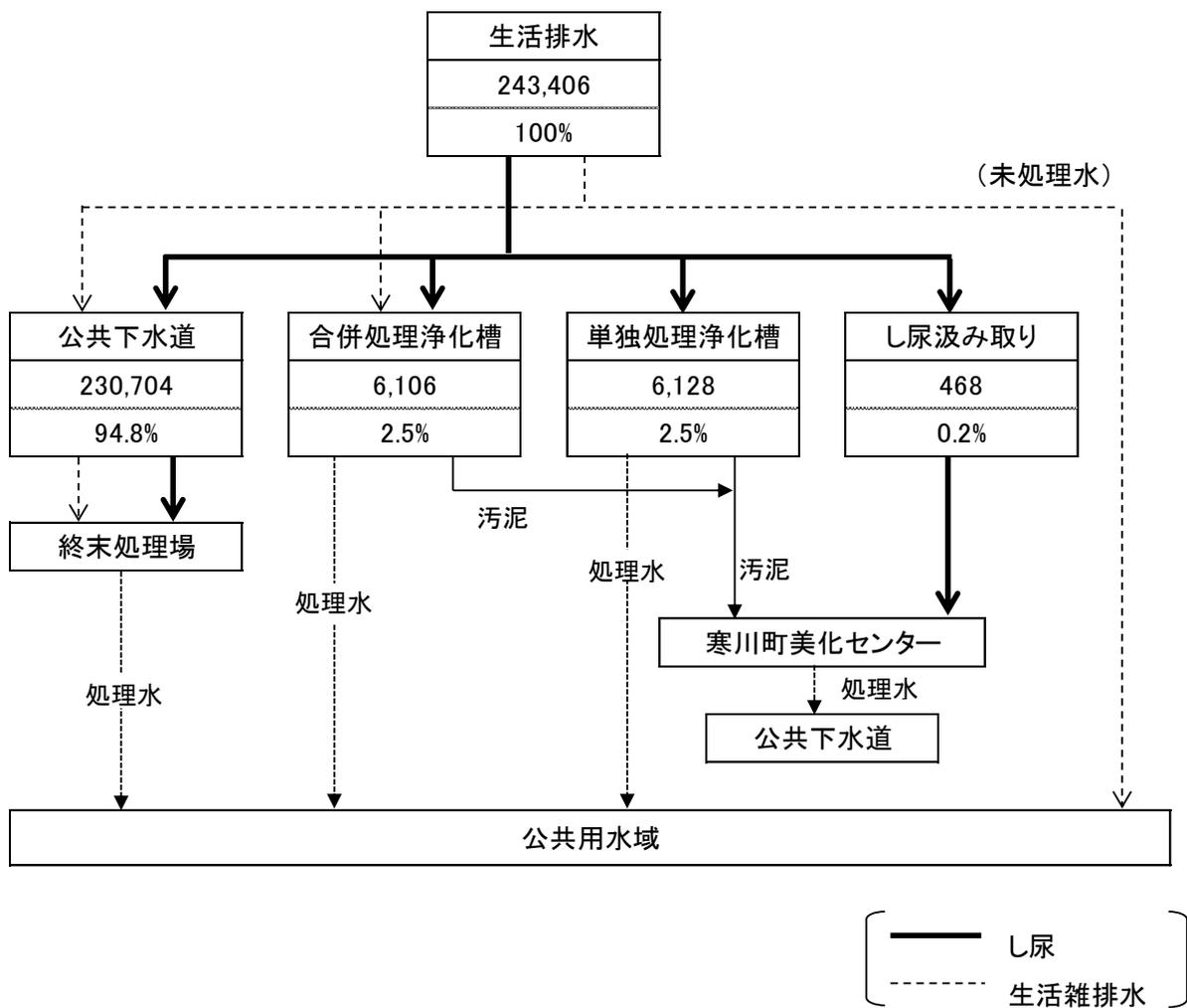


図 2.1-1 生活排水処理の流れ(令和3年度)

2 生活排水処理人口及び処理量

1) 生活排水処理形態別人口

本市における生活排水の処理形態別人口の推移は、表 2.2-1 に示すとおりです。令和 6 年度における生活排水処理率は 97.9%と推定されます。

表 2.2-1 生活排水処理形態別人口の推移

項目		H23	H27	H29	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口 ^{注1)} (a)	人	235,659	239,424	240,618	243,406	242,451	241,491	240,528
水洗化・生活雑排水 処理人口 (b)	人	224,120	231,402	232,255	236,810	236,492	236,004	235,493
公共下水道接続 人口 ^{注2)} (c)	人	219,111	225,860	226,451	230,704	230,391	229,919	229,448
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽 人口 (d)	人	5,009	5,542	5,804	6,106	6,101	6,085	6,045
コミュニティ プラント	人	0	0	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口 (e)	人	10,088	7,074	7,676	6,128	5,523	5,086	4,667
浄化槽人口 (f)	人	15,097	12,616	13,480	12,234	11,624	11,171	10,712
非水洗化人口 (g)	人	1,451	948	687	468	436	401	368
し尿汲み取り人口	人	1,451	948	687	468	436	401	368
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0
水洗化率 ^{注3)} (b+e)/a×100)	%	99.4	99.6	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8
非水洗化率 ^{注4)} (g/a×100)	%	0.6	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
浄化槽普及率 (f/a×100)	%	6.4	5.3	5.6	5.0	4.8	4.6	4.5
うち合併処理 (d/a×100)	%	2.1	2.3	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5
生活排水処理率 ^{注5)} (b/a×100)	%	95.1	96.6	96.5	97.3	97.5	97.7	97.9

表中注 1) 令和 3 年度以前の数値は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画（第三次計画）（平成 28 年 12 月策定）、令和 4 年度以降の数値は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画（第四次計画）（令和 3 年 12 月策定）に基づき記載しています。平成 23 年度から令和 3 年度までの人口は、国勢調査に基づく 10 月 1 日時点の確報値です。平成 27 年度の人口は、神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画の改訂作業の時点で、国勢調査に基づく 10 月 1 日時点の確報値が公表されていなかったことから、速報値を用いています。令和 4 年度以降の人口は、住民基本台帳における 3 月 31 日時点の数値です。

表中注 2) 公共下水道接続人口：公共下水道に接続している人口

表中注 3)水洗化率：し尿を公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で処理している人口の割合

表中注 4)非水洗化率：し尿を汲み取りで処理している人口の割合

表中注 5)生活排水処理率：し尿及び生活雑排水を公共下水道、合併処理浄化槽で処理している人口の割合

注)公共下水道接続人口及び合併処理浄化槽人口は年度末人口

2) し尿・浄化槽汚泥処理量

本市のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移は、表 2.2-2 に示すとおりです。

し尿処理量はし尿処理人口の減少とともに減少し、令和 3 年度におけるし尿と浄化槽汚泥との処理割合は、し尿 1,392kℓ (16.1%)、浄化槽汚泥 7,272kℓ (83.9%) となっています。

令和 6 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、し尿 1,033kℓ (13.2%)、浄化槽汚泥 6,809kℓ (86.8%) と推定されます。

表 2.2-2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

項目		単位	H23	H27	H29	R3	R4	R5	R6
発生量	し尿処理量	kℓ/年	2,279	1,769	1,712	1,392	1,224	1,129	1,033
	浄化槽汚泥量	kℓ/年	8,478	7,945	7,734	7,272	7,165	7,013	6,809
	合計	kℓ/年	10,757	9,714	9,446	8,663	8,389	8,142	7,842
日発生量	し尿処理量	kℓ/日	6.2	4.8	4.7	3.8	3.4	3.1	2.8
	浄化槽汚泥量	kℓ/日	23.2	21.7	21.2	19.9	19.6	19.2	18.7
	合計	kℓ/日	29.4	26.5	25.9	23.7	23.0	22.2	21.5
原単位	し尿処理量	ℓ/人日	4.3	5.1	6.8	8.1	7.7	7.7	7.7
	浄化槽汚泥量	ℓ/人日	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7
	合計	ℓ/人日	1.8	2.0	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9

3 し尿・浄化槽汚泥処理に要する経費

本市のし尿・浄化槽汚泥処理に要する経費は、表 2.3-1 に示すとおりです。令和3年度の1kℓ当たりの経費は31,155円、1人当たりの経費は年間1,109円となっています。

表 2.3-1 し尿・浄化槽汚泥処理に要する経費の推移 (単位：千円)

項目	H23	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
処理費	231,424	238,102	229,648	241,069	236,234	258,329	251,901	249,969	
内訳	収集運搬費	146,813	149,437	145,800	145,800	145,800	147,150	148,500	148,500
	中間処理費	75,387	79,969	75,889	87,207	82,596	105,262	97,117	95,205
	最終処分費	9,224	8,696	7,959	8,062	7,838	5,917	6,284	6,264
人件費	11,696	15,694	17,770	15,543	14,732	14,859	14,649	14,592	
建設改良費	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	25	25	5,106	4,921	5,652	5,469	4,654	5,346	
総計	243,145	253,821	252,524	261,533	256,618	278,657	271,204	269,907	
1人当たり経費 ^{注1)}	1,032円	1,060円	1,052円	1,087円	1,060円	1,152円	1,118円	1,109円	
1kℓ当たり経費 ^{注2)}	22,603円	26,129円	26,167円	27,688円	27,915円	30,664円	29,889円	31,155円	

表中注 1) 1人当たり経費＝総計/人口

表中注 2) 1kℓ当たり経費＝総計/市で収集・処理したし尿及び浄化槽汚泥の総量

4 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、隣接する寒川町との共同施設である寒川町美化センターで処理をしています。寒川町美化センターの概要は表 2.4-1 に示すとおりです。

表 2.4-1 寒川町美化センターの概要

施設名	寒川町美化センター
所在地	寒川町田端1578-3
現況	
敷地面積	敷地面積 8,264.48㎡ 建物面積 1,007.22㎡
竣工年月	平成7年12月
施設規模	70kℓ/日 (し尿 21kℓ/日、浄化槽汚泥 49kℓ/日)
その他	処理方式：高負荷脱窒素処理 (循環加圧ばっ気処理方式) 下水道放流

第3章 一部改訂にあたっての評価及び現状の課題

1 一部改訂にあたっての評価

1) 数値目標の評価

後期計画では、具体的な取り組みの成果や進捗状況の確認、効率的・効果的な施策の推進を図るため、生活排水処理率を指標として具体的な数値目標を設定しました。

数値目標の評価は、令和3年度の目標と実績の比較により実施しました。

評価の結果は、表3.1-1に示すとおりです。

後期計画では、平成27年度の生活排水処理率96.6%を令和3年度で98.2%、令和4年度で98.4%とすることを目標としていました。令和3年度の実績値は97.3%となり、目標値は達成していません。

表3.1-1 数値目標の評価

項目	H27年度	R3年度		R4年度		R6年度		R3年度における評価
	実績	目標	実績	目標	実績に基づく予測値	目標	実績に基づく予測値	
生活排水処理率	96.6%	98.2%	97.3%	98.4%	97.5%	—	97.9%	未達成

注) 数値目標の評価は、令和3年度実績に基づき実施しています。

2) 施策の評価

施策の取組状況について、評価基準に基づきA、B、Cの3段階で評価しました。評価基準は表3.1-2、評価結果は表3.1-3に示すとおりです。

注) 施策ごとに設定した評価指標に対し、「数値目標」又は「数値目標以外」の評価基準を用いて評価しています。評価結果については、令和4年度に開催した茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会において、各基本方針に関連する項目ごとに、項目内の各施策の取組状況(令和3年度)を踏まえ、総合的に判断しています。

表 3.1-2 評価基準

		定性的評価	
		現状の課題解決に向けて効果があった	現状の課題解決に向けて効果があまりなかった
定量的評価	評価指標の実施予定項目を達成できた(数値目標の場合は、90%以上)	A	B
	評価指標の実施予定項目を達成できなかった(数値目標の場合は、90%未満)	B	C

表 3.1-3 後期計画（令和3年度）における施策の評価

項目	施策	評価指標	評価	
基本方針Ⅰ 公共下水道（污水）・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水の適正処理の推進				
1. 公共下水道（污水）・合併処理浄化槽の普及推進	①公共下水道（污水）整備事業の推進	汚水面整備率	公共下水道処理区域 ^{注1)} 面積は2,239.40ha、汚水面整備率 ^{注2)} は目標値100%に対し、実績値98.2%となった。	A
	②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進	水洗化普及率	水洗化普及率 ^{注3)} は、98.9%となり、100%の普及に向けて順調に推移している。	
	③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進	補助事業により合併処理浄化槽を設置した基数	補助事業により設置した合併処理浄化槽の基数は、目標値2基に対し、実績値1基となった。	
基本方針Ⅱ 安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進				
1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画	計画策定	一般廃棄物処理実施計画を策定し、適切に収集・運搬を実施した。	A
	②し尿処理施設の適正な維持・管理	実施の有無	寒川町との連携により、適正に維持管理を実施した。	
基本方針Ⅲ 水環境の向上に向けた啓発活動等の推進				
1. 啓発及び情報提供	①浄化槽の清掃の啓発	活動の有無	新規浄化槽設置者への啓発として、適切な維持管理を周知する文書及び法定検査申込書を発送した。	A
	②広報紙等による情報発信 重点施策	活動実績	浄化槽の清掃及び適切な維持管理について、「市民便利帳ちがさき生活ガイド」、市ホームページ、チラシを活用して情報発信を行うことで、啓発を行った。	

表中注1) 公共下水道処理区域：市内の公共下水道整備済区域

表中注2) 汚水面整備率：公共下水道処理区域面積を公共下水道事業計画区域面積で除して算出した割合

表中注3) 水洗化普及率：公共下水道処理区域において、公共下水道に接続している人口の割合

2 現状及び課題の整理

1) 公共下水道整備の推進

【現状】

本市の公共下水道事業は、相模川流域下水道左岸処理区の一部としての約3,086haと大庭処理区（堤地区）としての約37haに分けて全体計画が策定され、この計画に沿って流域関連公共下水道（約2,244ha）と単独公共下水道（藤沢市南部処理場へ流入約37ha）のそれぞれの事業認可を取得、昭和38年度以来、管渠整備が進められています。令和3年度末までの公共下水道処理区域面積は約2,239haとなっています。

また、公共下水道処理区域に対しては、公共下水道への接続を推進するために、次の制度を設けています。

表 3.2-1 水洗化への助成制度

項目	概要
融資あっせん及び 利子補給制度	改造資金を必要とする市民に対して、既設の便所を水洗式に改造等を行うために必要な資金の貸付をあっせん、利子相当額の補給金を交付する。 融資あっせん限度額100万円 （汲み取り口1につき30万円以内／し尿浄化槽1基につき30万円以内）
奨励金制度	公共下水道処理区域として告示後3年以内に、汲み取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽の機能を停止して、それぞれ公共下水道に接続を行う者に対して、奨励金を交付する。交付額：汲み取り口1個又はし尿浄化槽1基につき2万円

【課題】

公共下水道整備は着実に推進されており、令和3度の公共下水道処理率^{注1)}は94.8%に達していますが、公共下水道への接続をしていない家庭等に対しては公共下水道普及に関する啓発活動や各種助成制度の周知等による接続促進が必要です。

注 1) 公共下水道処理率：し尿及び生活雑排水を公共下水道で処理している人口の割合

2) 合併処理浄化槽の普及

【現 状】

公共下水道事業計画区域外の地域における生活排水適正処理を推進するために、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度を設けています。補助事業により合併処理浄化槽を設置した基数の推移は、表 3.2-2 に示すとおりです。また、合併処理浄化槽設置に関する補助制度は、表 3.2-3 に示すとおりです。

表 3.2-2 補助事業により合併処理浄化槽を設置した基数の推移 (単位：基)

項目		H23	H27	H29	R30	R1	R2	R3
合併処理浄化槽の 補助基数	新設	37	-	-	-	-	-	-
	転換	6	2	1	1	1	0	1
	合計	43	2	1	1	1	0	1

表中注 1) 平成 26 年度より新設及び更新の合併処理浄化槽に対する補助金を廃止しています。

表 3.2-3 合併処理浄化槽設置に関する補助制度

項目	新設又は既設の合併処理浄化槽の更新 ^{注1)}	既設単独処理浄化槽又は汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換設置
5人槽	166,000 円	332,000円
6～7人槽	207,000 円	414,000円
8～10人槽	274,000 円	548,000円

表中注 1) 平成 26 年度より新設及び更新の合併処理浄化槽に対する補助金を廃止しています。

【課 題】

生活雑排水の適正処理を推進するためには、公共下水道や合併処理浄化槽による処理を促進する必要があります。

市街化調整区域の汚水処理方法を選定する際には、経済性に加え流域下水道幹線や既整備区域へ接続可能な地域もあることから地域性を踏まえた検討を行う必要があります。

第4章 生活排水処理に関する計画

1 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 4.1-1 に示すとおりです。

表 4.1-1 生活排水の処理主体

項 目	処理対象とする生活排水の種類	設 置	収集・運搬	中間処理	最終処分
公共下水道	し尿及び生活雑排水	茅ヶ崎市	—	神奈川県	神奈川県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等	委託業者	—	—
単独処理浄化槽	し尿	個人等	委託業者	—	—
し尿処理施設 (寒川町美化センター)	し尿及び生活雑排水	寒川町	—	寒川町	寒川町

2 し尿処理計画

1) 収集・運搬計画

本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を民間へ業務委託しています。公共下水道の普及に伴う収集・運搬事業者の減少等により、現在では1社のみへの委託で収集・運搬を行っています。

公共下水道への転換等が進むに従い、収集運搬量が減少し、し尿と浄化槽汚泥の構成比が変化することを踏まえ、引き続き計画的な収集・運搬を推進します。

2) 中間処理計画

本市のし尿と浄化槽汚泥は、平成7年12月に竣工した寒川町美化センターにて委託処理しています。処理方式は、高負荷脱窒素処理方式であり、多量の浄化槽汚泥の混入に対して適切な処理ができるようになっています。

本市は、今後も寒川町美化センターへの事務委託を継続する方針で、寒川町と連携し、し尿や浄化槽汚泥の適正処理を図ります。

3) 最終処分計画

寒川町美化センターでは、脱水残渣は焼却（焼却残渣は埋立）しています。

本市は、今後も、寒川町美化センターへの事務委託を継続する方針です。

第5章 計画実現への取り組み

1 施策の設定と評価指標

後期計画では基本理念の実現に向け、現状の課題を踏まえ、以下の施策を設定します。

項目	施策		評価指標	記載ページ
	重点施策	最優先して行う施策または拡充施策		
基本目標	生活排水処理率		生活排水処理率 注1)	p. 67
基本方針Ⅰ	公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水の適正処理の推進			
1. 公共下水道(汚水)・合併処理浄化槽の普及推進	①公共下水道(汚水)整備事業の推進		汚水面整備率 ^{注2)}	p. 79
	②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進		水洗化普及率 ^{注3)}	p. 79
	③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進		補助事業により合併処理浄化槽を設置した基数	p. 79
基本方針Ⅱ	安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進			
1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画		計画策定	p. 79
	②し尿処理施設の適正な維持・管理		実施の有無	p. 79
基本方針Ⅲ	水環境の向上に向けた啓発活動等の推進			
1. 啓発及び情報提供	①浄化槽の清掃の啓発		活動の有無	p. 80
	②広報紙等による情報発信	重点施策	活動実績	p. 80

表中注1) し尿及び生活雑排水を公共下水道、合併処理浄化槽で処理している人口の割合

表中注2) 公共下水道処理区域面積を公共下水道事業計画区域面積で除して算出した割合

表中注3) 公共下水道処理区域において、公共下水道に接続している人口の割合

2 施策の展開

基本方針Ⅰ 公共下水道（污水）・合併処理浄化槽の整備促進による生活排水の適正処理の推進

本市では、「茅ヶ崎市下水道整備計画」（平成23年3月）において『豊かな水環境と安全・安心なまちづくりに貢献する下水道をめざして』の基本理念に基づき、下水道整備の方向性（整備方針）を定めています。

公共下水道の整備は、生活排水処理の根幹となるものです。「茅ヶ崎市下水道整備計画」の生活排水処理における施策の体系は、表5.2-1に示すとおりです。

表5.2-1 生活排水処理における施策の体系

区分	施策の体系
市街化区域	未整備区域の解消
公共下水道（污水）区域（整備済み区域）	下水道管路への接続促進
市街化調整区域	トイレの水洗化と雑排水処理の普及促進

（出典：「茅ヶ崎市下水道整備計画」（平成23年3月））

1. 公共下水道（污水）・合併処理浄化槽の普及推進

<具体的施策>

- ①公共下水道（污水）整備事業の推進
- ②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進
- ③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進

<スケジュール>

項目／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①公共下水道（污水）整備事業の推進	実施中	→			継続				
②水洗化奨励金制度等の活用による公共下水道への接続の促進	実施中	→			継続				
③補助制度の周知による合併処理浄化槽への転換の促進	実施中	→			継続				

基本方針Ⅱ 安定した収集・運搬と、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の安定した収集・運搬体制を継続するとともに、効率的な収集・運搬を推進します。

1. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

<具体的施策>

①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画

②し尿処理施設の適正な維持・管理

<スケジュール>

項目／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①し尿及び浄化槽汚泥量の変化に対応した収集・運搬計画	実施中		継続						
②し尿処理施設の適正な維持・管理	実施中		継続						

基本方針Ⅲ 水環境の向上に向けた啓発活動等の推進

浄化槽は、浄化機能が正常に働くように適正な維持管理を行うことが義務付けられています。合併処理浄化槽の普及の推進とともに、市民・事業者に対して浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理を呼びかけます。

1. 啓発及び情報提供

<具体的施策>

①浄化槽の清掃の啓発

②広報紙等による情報発信 **重点施策**

関係各課との連携により、公共下水道及び合併処理浄化槽の持つ役割（生活環境の改善、公共用水域の水質保全等）や普及による水環境への効果などの啓発活動を、広報紙を利用して推進します。

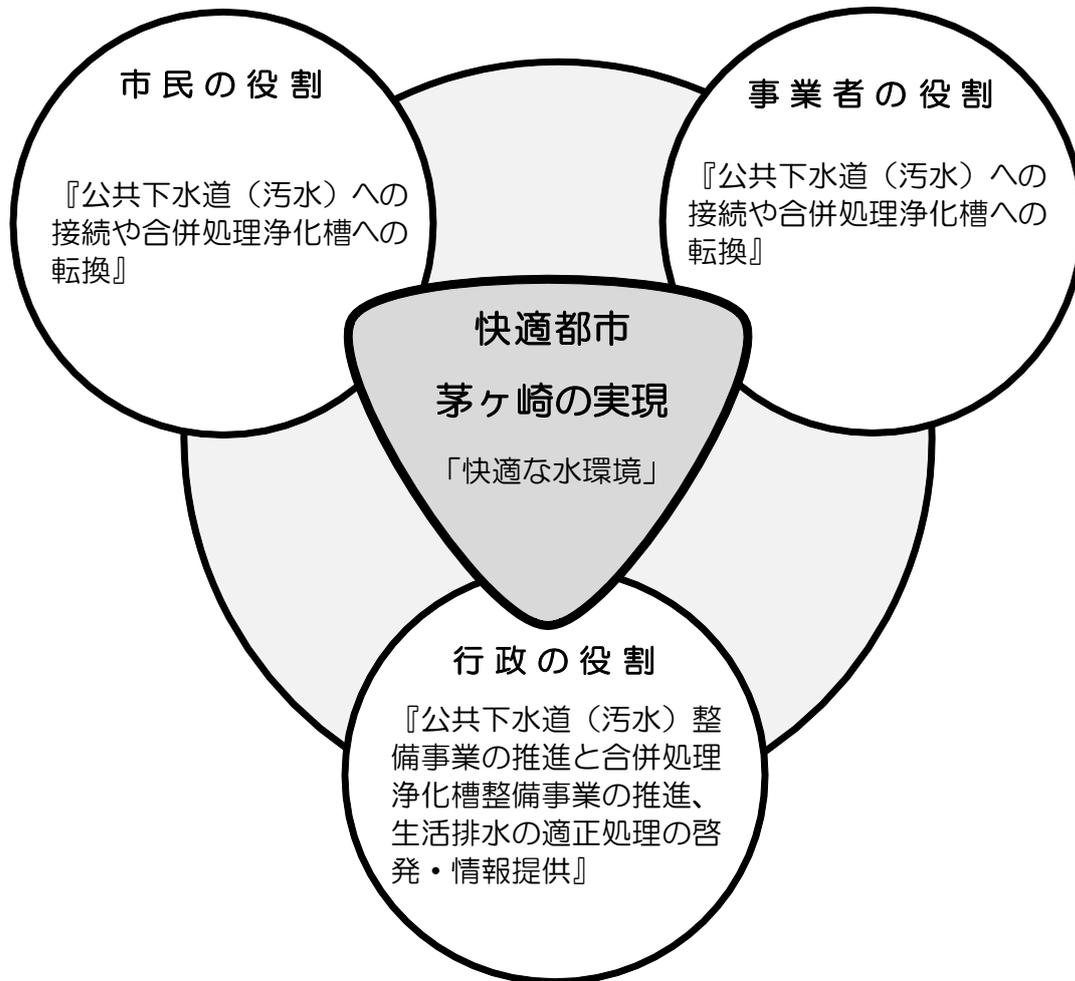
<スケジュール>

項目／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①浄化槽の清掃の啓発	実施中		継続						
②広報紙等による情報発信	実施中		継続						

3 市民・事業者・行政の役割

「快適な水環境」の実現のためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を果たし、理解し合いながら協力していく必要があります。

以下に三者の役割を示します。



資料編

1. 茅ヶ崎市の概要

1.1 地勢

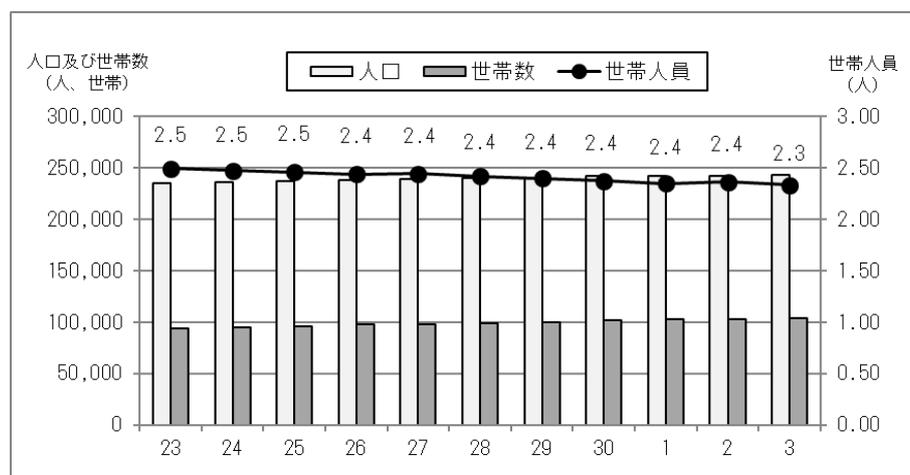
本市は、神奈川県の中南部、東経 139 度 24 分、北緯 35 度 19 分に位置し、東京から西に 50km あまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約 6 km に及び相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は 35.76km²、東西 6.94km、南北 7.60km、周囲は 30.46km に及んでいます。

県下 19 市のうち 7 番目に面積が小さく、市北部の丘陵のほかは、平坦な地形となっています。市内には、小出川、千ノ川、駒寄川のほか、小糸川の源流が流れており、また、平塚市との境には相模川があります。気候は四季を通じて温暖で、夏涼しく冬温かい快適な環境です。



1.2 人口と世帯数

人口、世帯数等の推移は図 1.2-1 に示すとおりで、令和 3 年 10 月 1 日現在の人口は 243,406 人、世帯数は 104,132 世帯、世帯人員は 2.34 人となっています。平成 23 年から人口は 7,747 人、世帯数は 9,808 世帯増加し、世帯人員は 0.16 人/世帯減少しており、核家族化が進んでいます。



(出典：茅ヶ崎市統計年報)

図 1.2-1 人口と世帯数の推移

資料編

1.3 産業

1) 産業の動向

本市の事業所数は、平成28年で6,446カ所、従業者数55,805人となっています。事業所数、従業者数ともに、平成21年から減少傾向にあります。

産業別従業者は、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに、平成21年から減少傾向にあります。

産業別従業者の割合は平成28年では第1次産業が0.09%、第2次産業が19.42%、第3次産業が80.49%となっています。

表 1.3-1 事業所の状況

	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
事業所数	7,066	6,576	6,833	6,446
従業者数	62,838	58,858	61,563	55,805

(出典：茅ヶ崎市統計年報)

表 1.3-2① 産業別従業者の割合

	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
第1次産業	59	53	80	48
	0.09%	0.09%	0.13%	0.09%
第2次産業	12,696	12,908	11,686	10,838
	20.20%	21.93%	18.98%	19.42%
第3次産業	50,083	45,897	49,797	44,919
	79.70%	77.98%	80.89%	80.49%
総事業者数	62,838	58,858	61,563	55,805

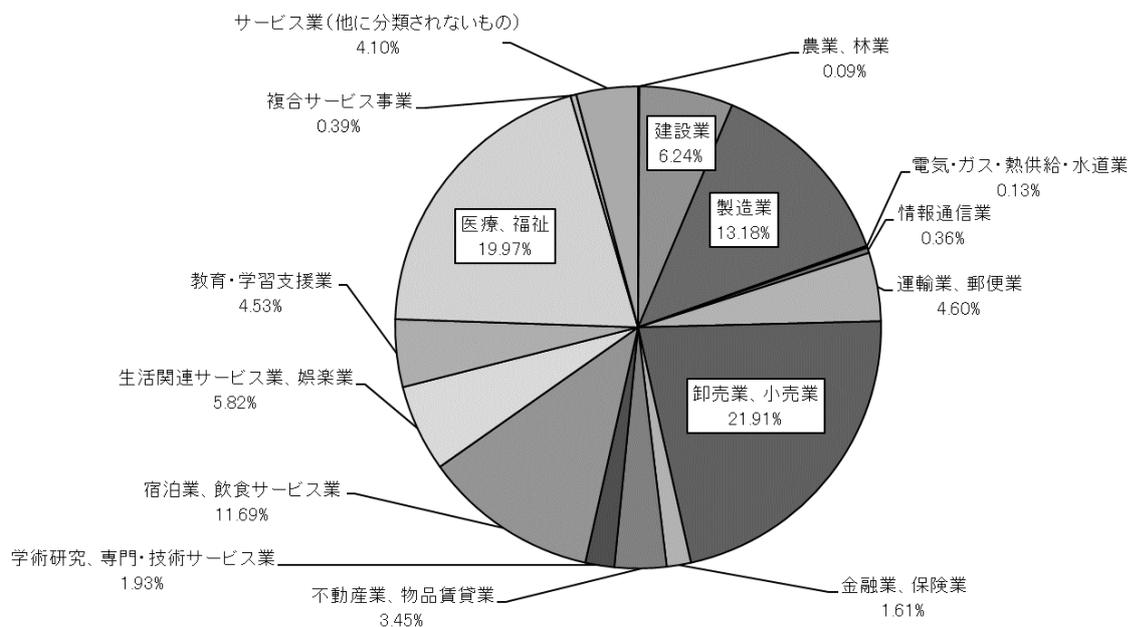
(出典：茅ヶ崎市統計年報)

表 1.3-2② 産業別従者数の割合

項目	平成28年	
	従業者数	構成比
総数	55,805	100.00%
第一次産業	48	0.09%
農業・林業	48	0.09%
漁業		
第二次産業	10,838	19.42%
鉱業・砕石業・砂利採取業	-	-
建設業	3,485	6.24%
製造業	7,353	13.18%
第三次産業	44,919	80.49%
電気・ガス・熱供給・水道業	71	0.13%
情報通信業	203	0.36%
運輸業・郵便業	2,568	4.60%
卸売業・小売業	12,226	21.91%
金融業・保険業	899	1.61%
不動産業・物品賃貸業	1,923	3.45%
学術研究、専門・技術サービス業	1,075	1.93%
宿泊業、飲食サービス業	6,526	11.69%
生活関連サービス業、娯楽業	3,249	5.82%
教育、学習支援業	2,530	4.53%
医療、福祉	11,142	19.97%
複合サービス事業	217	0.39%
サービス業（他に分類されないもの）	2,290	4.10%

注) 公務の事業所を除きます。

(出典：茅ヶ崎市統計年報)

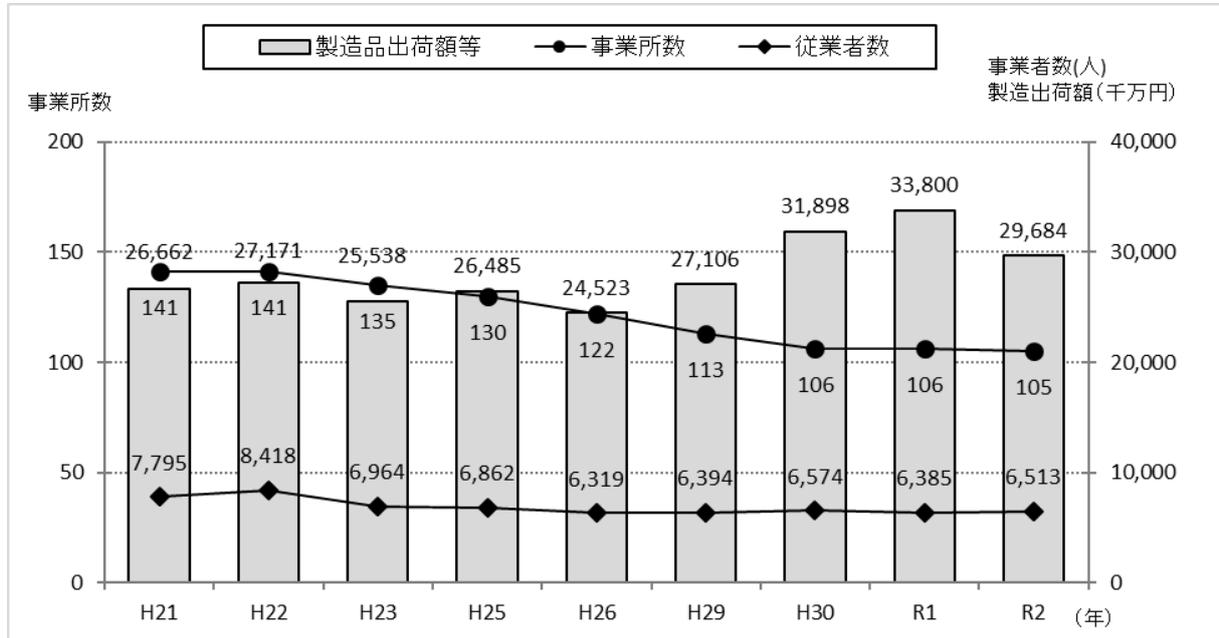


(出典：茅ヶ崎市統計年報)

図 1.3-1 産業別従業者数の割合 (平成28年)

2) 工業の動向

工業は、令和2年で事業所数 105 カ所、従業者数 6,513 人、製造品出荷等額は、約 2,968 億円となっています。事業所数、従業者数は、平成 21 年から減少していますが、製造品出荷等額は増加しています。

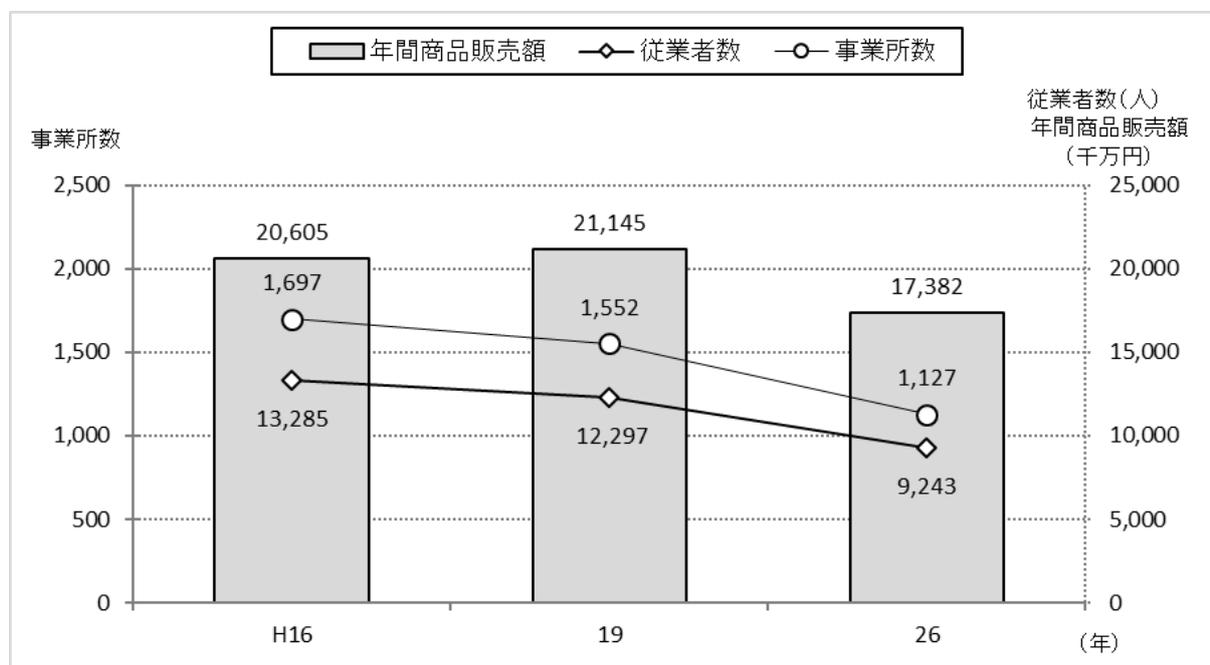


(出典：茅ヶ崎市統計年報)

図 1.3-2 工業の状況

3) 商業の動向

商業は、平成26年で事業所数1,127カ所、従業者数9,243人、年間商品販売額は、約1,738億円となっています。事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。年間商品販売額は平成16年から19年にかけて増加傾向が見られましたが、平成26年では減少傾向にあります。

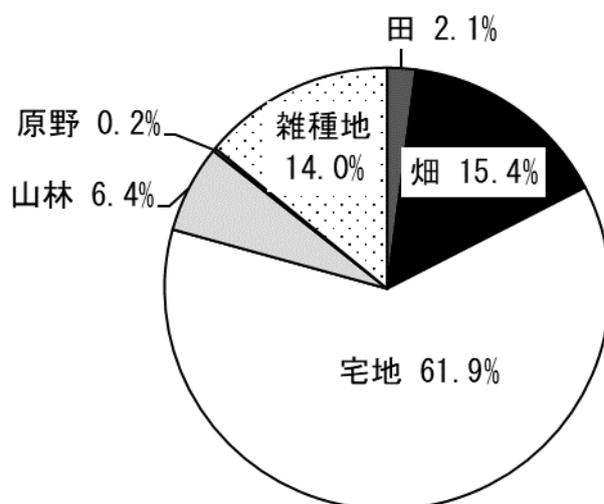


(出典：茅ヶ崎市統計年報)

図 1.3-3 商業の状況

1.4 土地利用

土地利用の状況は、令和3年で宅地が全体の61.9%を占めています。次いで畑が15.4%、雑種地が14.0%を占めています。



(出典：茅ヶ崎市統計年報)

図 1.4-1 土地利用の状況

資料編

2. ごみ排出量・処理量の実績及び推計

2.1 ごみ排出量

①年間排出量

ごみ排出量の実績及び推計は、以下に示すとおりです。

	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行政区域内人口	人	235,659	236,093	237,065	237,826	239,424	240,046	240,618
ごみ量合計		75,812	73,734	72,282	71,087	71,420	70,940	70,030
家庭系小計		64,598	62,939	62,293	61,397	61,696	60,557	59,733
可燃ごみ		45,640	42,150	42,111	41,932	41,843	41,284	40,788
収集		45,639	42,149	42,111	41,932	41,843	41,284	40,788
直接搬入		1	1	0	0	0	0	0
不燃ごみ		5,782	4,821	4,753	4,490	4,792	4,593	4,617
収集		3,750	3,038	2,863	2,662	2,730	2,656	2,696
直接搬入		2,032	1,783	1,890	1,828	2,062	1,937	1,921
粗大ごみ		837	745	765	615	685	682	688
収集		837	745	765	615	685	682	688
直接搬入								
資源		12,339	15,223	14,664	14,360	14,376	13,998	13,640
収集		11,888	14,849	14,244	13,891	13,844	13,518	13,198
びん			2,164	1,860	1,833	1,865	1,825	1,780
かん		2,664	773	741	719	707	696	680
ペットボトル		720	716	714	712	700	696	682
プラスチック		0	2,342	2,316	2,241	2,281	2,315	2,292
ダンボール		2,581	2,743	2,787	2,789	2,802	2,766	2,743
新聞・チラシ		1,148	1,132	1,092	1,008	928	856	757
本・雑誌		3,678	3,789	3,645	3,517			
雑紙(シュレッパー含)						3,412	3,252	3,130
紙パック		67	74	72	65	63	59	58
古布類		1,011	947	879	867	936	907	923
廃食用油		19	82	74	77	79	80	85
金属類			87	63	61	68	63	65
剪定枝								
商品プラスチック								
小型家電 (BOX)		0	0	1	2	3	3	3
直接搬入		451	374	420	469	532	480	442
びん			18	19	22	26	23	23
かん		36	5	7	10	9	8	7
ペットボトル		3	4	6	7	7	7	7
プラスチック		0	3	5	6	7	7	7
ダンボール		82	56	67	78	87	83	75
新聞・チラシ		12	13	18	26	25	24	20
本・雑誌		163	140	149	186			
雑紙(シュレッパー含)						220	190	169
紙パック		0	0	0	0	0	0	0
古布類		155	129	142	128	145	133	129
廃食用油		0	0	1	1	1	1	1
金属類		0	6	6	5	5	4	4
剪定枝								
商品プラスチック								
小型家電 (BOX)								
その他ごみ		0	0	0	0	0	0	0
直接搬入		0	0	0	0	0	0	0
乾電池								
タイヤ								
処理困難物								
事業系小計		11,214	10,795	9,989	9,690	9,724	10,383	10,297
可燃ごみ		10,385	10,038	9,403	9,214	9,319	9,980	9,884
収集		8,737	8,722	8,262	8,062	8,046	8,745	8,679
直接搬入		1,648	1,316	1,141	1,152	1,273	1,235	1,205
不燃ごみ		829	757	586	476	405	403	413
収集		141	107	107	89	94	85	105
直接搬入		688	650	479	387	311	318	308
粗大ごみ		0	0	0	0	0	0	0
収集		0	0	0	0	0	0	0
直接搬入								
不法投棄		21	20	22	15	16	15	17
家庭系可燃		45,640	42,150	42,111	41,932	41,843	41,284	40,788
事業系可燃		10,385	10,038	9,403	9,214	9,319	9,980	9,884
可燃 計		56,025	52,188	51,514	51,146	51,162	51,264	50,672
家庭系不燃+その他		5,782	4,821	4,753	4,490	4,792	4,593	4,617
事業系不燃		829	757	586	476	405	403	413
不燃 計		6,611	5,578	5,339	4,966	5,197	4,996	5,030
家庭系粗大		837	745	765	615	685	682	688
事業系粗大		0	0	0	0	0	0	0
粗大 計		837	745	765	615	685	682	688
不燃・粗大 合計		7,448	6,323	6,104	5,581	5,882	5,678	5,718

実績←→見通し

		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区画内人口		人	242,003	241,887	242,505	243,406	241,329	240,741	240,153
ごみ量合計			69,225	70,573	70,131	71,404	61,095	60,629	60,044
家庭系ごみ	家庭系小計		58,790	59,647	60,281	61,122	50,291	49,840	49,272
	可燃ごみ		39,913	40,128	39,846	38,855	29,361	29,263	29,165
	収集		39,913	40,128	39,846	38,855	29,361	29,263	29,165
	直接搬入		0	0	0	0	0	0	0
	不燃ごみ		4,654	4,977	5,235	6,103	4,091	3,795	3,500
	収集		2,761	2,927	3,294	3,641	2,406	2,232	2,058
	直接搬入		1,893	2,050	1,941	2,462	1,685	1,563	1,442
	粗大ごみ		722	837	825	898	723	723	720
	収集		722	837	825	898	723	723	720
	直接搬入								
	資源		13,501	13,705	14,375	15,266	16,116	16,058	15,888
	収集		13,048	13,234	13,945	14,263	15,284	15,233	15,070
	びん		1,711	1,679	1,761	1,765	1,696	1,695	1,685
	かん		673	691	745	741	663	662	656
	ペットボトル		712	716	751	777	703	706	705
	プラスチック		2,343	2,432	2,605	2,749	3,147	3,134	3,093
	ダンボール		2,699	2,676	2,950	3,006	2,699	2,686	2,659
	新聞・チラシ		681	608	507	522	808	805	795
	本・雑誌		3,074	3,192	3,143	3,116	4,012	3,994	3,941
	雑紙(シュレッダー含)								
紙パック		57	57	63	63	153	152	150	
古布類		939	1,013	1,226	1,259	1,087	1,082	1,070	
廃食用油		83	86	93	72	82	82	82	
金属類		63	64	75	60	79	79	78	
剪定枝					107	102	102	101	
商品プラスチック									
小型家電 (BOX)		13	20	26	26	52	55	57	
直接搬入		453	471	430	1,003	832	825	817	
びん		23	22	18	23	21	21	21	
かん		8	8	7	9	7	7	7	
ペットボトル		9	8	7	11	7	7	7	
プラスチック		8	8	7	10	7	7	7	
ダンボール		79	71	70	84	70	69	68	
新聞・チラシ		19	19	13	14	18	18	18	
本・雑誌		169	181	159	180	161	159	157	
雑紙(シュレッダー含)									
紙パック		0	0	0	0	0	0	0	
古布類		133	148	144	165	128	126	124	
廃食用油		1	1	1	7	1	1	1	
金属類		4	5	4	8	4	4	4	
剪定枝					492	407	406	402	
商品プラスチック									
小型家電 (BOX)									
その他ごみ		0	0	0	0	0	0	0	
直接搬入		0	0	0	0	0	0	0	
乾電池									
タイヤ									
処理困難物									
事業系小計		10,435	10,926	9,850	10,282	10,804	10,790	10,772	
可燃ごみ		9,894	10,358	9,374	9,848	10,298	10,277	10,257	
収集		8,659	9,155	8,503	8,919	9,102	9,084	9,066	
直接搬入		1,235	1,203	871	929	1,196	1,194	1,191	
不燃ごみ		541	568	476	434	506	512	515	
収集		119	162	169	164	154	159	162	
直接搬入		422	406	307	270	353	354	353	
粗大ごみ		0	0	0	0	0	0	0	
収集		0	0	0	0	0	0	0	
直接搬入									
不法投棄		25	21	21	18	19	19	19	
家庭系可燃		39,913	40,128	39,846	38,855	29,361	29,263	29,165	
事業系可燃		9,894	10,358	9,374	9,848	10,298	10,277	10,257	
可燃 計		49,807	50,486	49,220	48,703	39,658	39,540	39,422	
家庭系不燃+その他		4,654	4,977	5,235	6,103	4,091	3,795	3,500	
事業系不燃		541	568	476	434	506	512	515	
不燃 計		5,195	5,545	5,711	6,537	4,597	4,307	4,014	
家庭系粗大		722	837	825	898	723	723	720	
事業系粗大		0	0	0	0	0	0	0	
粗大 計		722	837	825	898	723	723	720	
不燃・粗大 合計		5,917	6,382	6,536	7,435	5,320	5,031	4,734	

資料編

② 1人1日当たり排出量

年間排出量を市民1人1日あたりに換算した排出量(原単位)は、以下に示すとおりです。

		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
行政区域内人口		人	235,659	236,093	237,065	237,826	239,424	240,046	240,618
ごみ量合計(参考)			878.97	855.63	835.36	818.91	815.02	809.67	797.38
家庭系小計			748.95	730.37	719.91	707.28	704.05	691.16	680.13
家庭系ごみ	可燃ごみ		529.15	489.13	486.67	483.05	477.50	471.19	464.42
	収集		529.14	489.12	486.67	483.05	477.50	471.19	464.42
	直接搬入		0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	不燃ごみ		67.04	55.94	54.93	51.73	54.68	52.42	52.57
	収集		43.48	35.25	33.09	30.67	31.15	30.31	30.70
	直接搬入		23.56	20.69	21.84	21.06	23.53	22.11	21.87
	粗大ごみ		9.70	8.65	8.84	7.08	7.82	7.78	7.83
	収集		9.70	8.65	8.84	7.08	7.82	7.78	7.83
	直接搬入								
	資源		143.06	176.65	169.47	165.42	164.05	159.77	155.31
	収集		137.83	172.31	164.62	160.02	157.98	154.29	150.28
		びん	0.42	0.21	0.22	0.25	21.28	20.83	20.27
		かん	0.00	9.00	9.00	8.00	8.07	7.94	7.74
		ペットボトル	8.00	8.00	8.00	8.00	7.99	7.94	7.77
		プラスチック	0.00	27.18	26.77	25.82	26.03	26.42	26.10
		ダンボール	29.92	31.83	32.21	32.13	31.98	31.57	31.23
		新聞・チラシ	13.00	13.00	13.00	12.00	10.59	9.77	8.62
		本・雑誌	42.64	43.97	42.12	40.52			
		雑紙(シュレッダー含)					38.94	37.12	35.64
		紙パック	0.78	0.86	0.83	0.75	0.72	0.67	0.66
	古布類	11.72	10.99	10.16	9.99	10.68	10.35	10.51	
	廃食用油	0.22	0.95	0.86	0.89	0.90	0.91	0.97	
	金属類	0.00	1.01	0.73	0.70	0.78	0.72	0.74	
	剪定枝								
	商品プラスチック								
	小型家電 (BOX)					0.03	0.03	0.03	
	直接搬入		5.23	4.34	4.85	5.40	6.07	5.48	5.03
	びん		0.42	0.21	0.22	0.25	0.30	0.26	0.26
	かん		0.00	0.06	0.08	0.12	0.10	0.09	0.08
	ペットボトル		0.03	0.05	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08
	プラスチック		0.00	0.03	0.06	0.07	0.08	0.08	0.08
	ダンボール		0.95	0.65	0.77	0.90	0.99	0.95	0.85
	新聞・チラシ		0.14	0.15	0.21	0.30	0.29	0.27	0.23
	本・雑誌		1.89	1.62	1.72	2.14	2.51	2.17	1.92
	雑紙(シュレッダー含)								
	紙パック		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	古布類		1.80	1.50	1.64	1.47	1.65	1.52	1.47
	廃食用油		0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	金属類		0.00	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05
	剪定枝								
	商品プラスチック								
	小型家電 (BOX)		0.00	0.00	0.00	0.00			
	その他ごみ		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	直接搬入		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	乾電池		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	タイヤ								
	処理困難物								
事業系小計			130.02	125.26	115.45	111.63	110.97	118.51	117.25
事業系ごみ	可燃ごみ		120.41	116.48	108.67	106.14	106.35	113.91	112.54
	収集		101.30	101.21	95.48	92.87	91.82	99.81	98.82
	直接搬入		19.11	15.27	13.19	13.27	14.53	14.10	13.72
	不燃ごみ		9.61	8.78	6.78	5.49	4.62	4.60	4.71
	収集		1.63	1.24	1.24	1.03	1.07	0.97	1.20
	直接搬入		7.98	7.54	5.54	4.46	3.55	3.63	3.51
	粗大ごみ		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	収集		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	直接搬入								
	不法投棄		0.24	0.23	0.25	0.17	0.18	0.17	0.19
家庭系可燃			529.15	489.13	486.67	483.05	477.50	471.19	464.42
事業系可燃			120.41	116.48	108.67	106.14	106.35	113.91	112.54
可燃 計			649.56	605.61	595.34	589.19	583.85	585.10	576.96
家庭系不燃+その他			67.04	55.94	54.93	51.73	54.68	52.42	52.57
事業系不燃			9.61	8.78	6.78	5.49	4.62	4.60	4.71
不燃 計			76.65	64.72	61.71	57.22	59.30	57.02	57.28
家庭系粗大			9.70	8.65	8.84	7.08	7.82	7.78	7.83
事業系粗大			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
粗大 計			9.70	8.65	8.84	7.08	7.82	7.78	7.83
不燃+粗大 合計			86.35	73.37	70.55	64.30	67.12	64.80	65.11
資源			143.06	176.65	169.47	165.42	164.05	159.77	155.31
総合計			878.97	855.64	835.35	818.91	815.03	809.66	797.38

実績←→見通し

		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口		人	242,003	241,887	242,505	243,406	241,329	240,741	240,153
ごみ量合計(参考)			783.71	797.16	792.31	803.71	693.60	688.11	685.00
家庭系小計			665.57	673.74	681.03	687.97	570.94	565.66	562.11
家庭系ごみ	可燃ごみ		451.86	453.27	450.16	437.34	333.32	332.11	332.72
	収集		451.86	453.27	450.16	437.34	333.32	332.11	332.72
	直接搬入		0.00	0.00	0.00				
	不燃ごみ		52.69	56.22	59.14	68.69	46.44	43.07	39.93
	収集		31.26	33.06	37.21	40.98	27.31	25.33	23.48
	直接搬入		21.43	23.16	21.93	27.71	19.13	17.74	16.45
	粗大ごみ		8.17	9.45	9.32	10.11	8.21	8.21	8.21
	収集		8.17	9.45	9.32	10.11	8.21	8.21	8.21
	直接搬入								
	資源		152.85	154.80	162.41	171.83	182.97	182.27	181.25
	収集		147.72	149.48	157.55	160.54	173.52	172.88	171.93
	びん		19.37	18.97	19.90	19.87	19.26	19.24	19.22
	かん		7.62	7.81	8.42	8.34	7.53	7.51	7.48
	ペットボトル		8.06	8.09	8.48	8.75	7.99	8.01	8.05
	プラスチック		26.53	27.47	29.43	30.94	35.73	35.57	35.28
	ダンボール		30.56	30.23	33.33	33.83	30.64	30.48	30.34
	新聞・チラシ		7.71	6.87	5.73	5.88	9.18	9.13	9.07
	本・雑誌		34.80	36.06	35.51	35.07	45.55	45.33	44.96
	雑紙(シュレッダー含)								
	紙パック		0.65	0.64	0.71	0.71	1.74	1.73	1.71
古布類		10.63	11.44	13.85	14.17	12.34	12.28	12.20	
廃食用油		0.94	0.97	1.05	0.81	0.93	0.93	0.93	
金属類		0.71	0.72	0.85	0.68	0.90	0.90	0.89	
剪定枝					1.20	1.16	1.15	1.15	
商品プラスチック									
小型家電 (BOX)		0.15	0.23	0.29	0.29	0.59	0.62	0.65	
直接搬入		5.13	5.32	4.86	11.29	9.45	9.39	9.32	
びん		0.26	0.25	0.20	0.26	0.24	0.24	0.24	
かん		0.09	0.09	0.08	0.10	0.08	0.08	0.08	
ペットボトル		0.10	0.09	0.08	0.12	0.08	0.08	0.08	
プラスチック		0.09	0.09	0.08	0.11	0.08	0.08	0.08	
ダンボール		0.89	0.80	0.79	0.95	0.79	0.78	0.78	
新聞・チラシ		0.22	0.21	0.15	0.16	0.21	0.20	0.20	
本・雑誌		1.91	2.04	1.80	2.03	1.83	1.81	1.79	
雑紙(シュレッダー含)									
紙パック		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
古布類		1.51	1.67	1.63	1.86	1.45	1.43	1.42	
廃食用油		0.01	0.01	0.01	0.08	0.01	0.01	0.01	
金属類		0.05	0.06	0.05	0.09	0.05	0.05	0.05	
剪定枝					5.54	4.62	4.61	4.59	
商品プラスチック									
小型家電 (BOX)									
その他ごみ		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
直接搬入		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
乾電池		0.00	0.00	0.00					
タイヤ									
処理困難物									
事業系小計		118.14	123.42	111.28	115.74	122.66	122.45	122.89	
事業系ごみ	可燃ごみ		112.01	117.00	105.90	110.85	116.91	116.64	117.02
	収集		98.03	103.41	96.06	100.39	103.33	103.09	103.43
	直接搬入		13.98	13.59	9.84	10.46	13.58	13.55	13.59
	不燃ごみ		6.13	6.42	5.38	4.89	5.75	5.81	5.87
	収集		1.35	1.83	1.91	1.85	1.75	1.80	1.85
	直接搬入		4.78	4.59	3.47	3.04	4.00	4.01	4.02
	粗大ごみ		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	収集		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	直接搬入								
	不法投棄		0.28	0.24	0.24	0.20	0.22	0.22	0.22
家庭系可燃		451.86	453.27	450.16	437.34	333.32	332.11	332.72	
事業系可燃		112.01	117.00	105.90	110.85	116.91	116.64	117.02	
可燃 計		563.87	570.27	556.06	548.19	450.23	448.75	449.74	
家庭系不燃+その他		52.69	56.22	59.14	68.69	46.44	43.07	39.93	
事業系不燃		6.13	6.42	5.38	4.89	5.75	5.81	5.87	
不燃 計		58.82	62.64	64.52	73.58	52.19	48.88	45.80	
家庭系粗大		8.17	9.45	9.32	10.11	8.21	8.21	8.21	
事業系粗大		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
粗大 計		8.17	9.45	9.32	10.11	8.21	8.21	8.21	
不燃・粗大 合計		66.99	72.09	73.84	83.69	60.40	57.09	54.01	
資源		152.85	154.80	162.41	171.83	182.97	182.27	181.25	
総合計		783.70	797.16	792.31	803.71	693.59	688.10	685.00	

資料編

2.2 ごみ処理量

ごみ処理（焼却、破碎・選別、資源化等）の実績及び推計は、以下に示すとおりです。

【環境事業センター処理量】

		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
行政区域内人口		人	235,659	236,093	237,065	237,826	239,424	240,046	240,618	
焼却処理 (環境事業センター)	可燃ごみ	排出可燃ごみ	56,025	52,188	51,514	51,146	51,162	51,264	50,672	
		家庭系	45,639	42,149	42,111	41,932	41,843	41,284	40,788	
		直搬	1	1	0	0	0	0	0	
		事業系	8,737	8,722	8,262	8,062	8,046	8,745	8,679	
		直搬	1,648	1,316	1,141	1,152	1,273	1,235	1,205	
		資源残渣(資源センターより)	826	819	470	494	599	536	464	
		資源残渣	27	30	26	22	32	32	26	
		上澄	22	15	8	9	7	5	3	
		処分場汚泥	6,120	5,131	4,892	4,537	4,835	4,625	4,598	
		破碎・選別残渣	6,120	5,120	4,892	4,528	4,823	4,614	4,585	
		破碎可燃		11	9	12	11	13		
		不法投棄								
		焼却処理量合計		63,020	58,183	56,910	56,208	56,635	56,462	55,763
		焼却処理後発生物量		9,189	8,377	8,468	8,364	8,206	8,035	8,063
		焼却残渣	埋立	6,956	6,225	6,086	5,857	5,891	5,703	5,789
区域外搬出	1,258		1,154	1,319	1,419	1,172	1,088	1,189		
熔融(スラグ化)	975		898	883	888	889	957	841		
焼成	0		100	150	153	168	147	99		
セメント化	0		0	30	47	86	140	145		
破碎・選別処理 (環境事業センター内)	不燃ごみ	家庭系	6,611	5,578	5,339	4,966	5,197	4,996	5,030	
		直搬	3,750	3,038	2,863	2,662	2,730	2,656	2,696	
		事業系	2,032	1,783	1,890	1,828	2,062	1,937	1,921	
		直搬	141	107	107	89	94	85	105	
		収集粗大ごみ	688	650	479	387	311	318	308	
		収集粗大ごみ	837	745	765	615	685	682	688	
		不法投棄	21	20	22	15	16	15	17	
		受入対象合計	7,469	6,343	6,126	5,596	5,893	5,693	5,735	
		前処理・選別後発生物量	719	694	757	660	624	619	678	
		資源化	719	694	757	660	624	619	678	
		不燃	441	424	464	415	382	372	402	
		消火器	3	3	3	2	2	2	2	
		高压容器	0	1	1	0	1	1	1	
		バッテリー	0	1	1	1	0	1	1	
		自転車	275	265	288	242	239	243	272	
破碎処理後発生物量	561	465	416	357	400	396	410			
磁選物	561	465	416	357	400	396	410			

【資源化量】

		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
行政区域内人口		人	235,659	236,093	237,065	237,826	239,424	240,046	240,618	
資源化量	総資源化量		13,768	16,561	16,430	15,971	15,979	15,771	15,393	
	直接資源化量		11,513	14,404	14,194	13,866	13,777	13,462	13,176	
	資源		11,513	14,404	14,194	13,866	13,777	13,462	13,176	
	びん		2,700	1,818	1,837	1,825	1,804	1,770	1,767	
	かん			798	754	738	719	722	698	
	ペットボトル		723	691	688	660	627	619	636	
	プラスチック		0	1,912	1,924	1,838	1,859	1,932	1,920	
	ダンボール		2,663	2,798	2,854	2,867	2,890	2,849	2,817	
	新聞・雑誌		1,160	1,145	1,110	1,034	953	879	777	
	本・雑誌		3,841	3,928	3,793	3,704	3,634	3,442	3,299	
	雑紙(シュレッダー含)		0	0	0	0	0	0	0	
	紙パック		67	74	72	65	63	59	58	
	古布類		1,166	1,094	1,027	1,000	1,085	1,050	1,058	
	廃食用油		19	64	66	69	71	72	75	
	金属類		0	82	68	64	69	65	68	
	剪定枝									
	商品プラスチック									
	小型家電(BOX)		0	0	1	2	3	3	3	
	乾電池		48	44	39	36	35	42	34	
	蛍光灯						0	8	10	
	中間処理後資源化量		2,255	2,157	2,236	2,105	2,167	2,259	2,173	
	最終処分量	焼却	破碎磁選物	561	465	416	357	400	396	410
			選別	441	424	464	415	382	372	402
			不燃							
			消火器	3	3	3	2	2	2	2
高压容器			0	1	1	0	1	1	1	
バッテリー			0	1	1	1	0	1	1	
自転車			275	265	288	242	239	243	272	
熔融			975	898	883	888	889	957	841	
セメント			0	0	30	47	86	140	145	
焼成			0	100	150	153	168	147	99	
焼却磁選物										
最終処分量		8,214	7,379	7,405	7,276	7,063	6,791	6,978		
最終処分量	焼却残渣埋立	6,956	6,225	6,086	5,857	5,891	5,703	5,789		
	区域外搬出埋立	1,258	1,154	1,319	1,419	1,172	1,088	1,189		
	不燃ガラ									
直接埋立										
リサイクル率	%	18.2	22.5	22.7	22.5	22.4	22.2	22.0		
最終処分率	%	10.8	10.0	10.2	10.2	9.9	9.6	10.0		

実績←見通し

行政区域内人口		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却処理 (環境事業センター)	可燃ごみ	排出可燃ごみ	242,003	241,887	242,505	243,406	241,329	240,741	240,153
		家庭系	49,807	50,486	49,220	48,703	39,658	39,540	39,422
		事業系	39,913	40,128	39,846	38,855	29,361	29,263	29,165
		直搬	0	0	0	0	0	0	0
		事業系	8,659	9,155	8,503	8,919	9,102	9,084	9,066
		直搬	1,235	1,203	871	929	1,196	1,194	1,191
		資源残渣(44/26センターより)	470	481	800	446	617	615	608
		資源残渣	470	481	800	446	617	615	608
		上澄	24	23	24	23	23	23	23
		処分場汚泥	6	4	6	7	4	4	4
		破碎・選別残渣	4,784	5,316	5,498	6,291	4,345	4,110	3,868
		破碎可燃	4,762	5,299	5,480	6,276	4,332	4,097	3,856
		不法投棄	22	17	18	15	13	13	12
		焼却処理量合計	55,091	56,310	55,548	55,470	44,648	44,292	43,926
		焼却処理後発生物量	7,803	8,072	8,231	7,769	6,401	6,350	6,297
	焼却残渣	埋立	5,628	5,921	5,495	5,459	3,938	3,679	3,275
		区域外搬出	1,086	1,097	940	733	665	663	657
		熔融(スラグ化)	855	840	1,213	1,045	1,110	1,171	1,235
		焼成	92	97	245	187	275	279	283
		セメント化	142	117	338	345	413	558	848
破碎・選別処理 (環境事業センター内)	不燃ごみ	家庭系	5,195	5,345	5,711	6,537	4,597	4,307	4,014
		直搬	2,763	2,927	3,294	3,641	2,406	2,232	2,058
		事業系	1,893	2,050	1,941	2,462	1,685	1,563	1,442
		直搬	119	162	169	164	154	159	162
		直搬	422	406	307	270	353	354	353
	収集粗大ごみ	722	837	825	898	723	723	720	
	不法投棄	25	21	21	18	19	19	19	
	受入対象合計	5,942	6,403	6,557	7,453	5,339	5,050	4,753	
	前処理・選別後発生物量	682	531	483	521	567	536	505	
	資源化	資源化	682	531	483	521	567	536	505
		不燃	415	354	308	315	348	329	310
		消火器	2	3	1	1	2	2	2
		高压容器	0	0	0	0	0	0	0
		バッテリー	1	1	1	0	1	1	1
		自転車	264	173	173	205	216	204	192
破碎処理後発生物量		424	504	520	588	389	368	346	
磁雑物	424	504	520	588	389	368	346		

実績←見通し

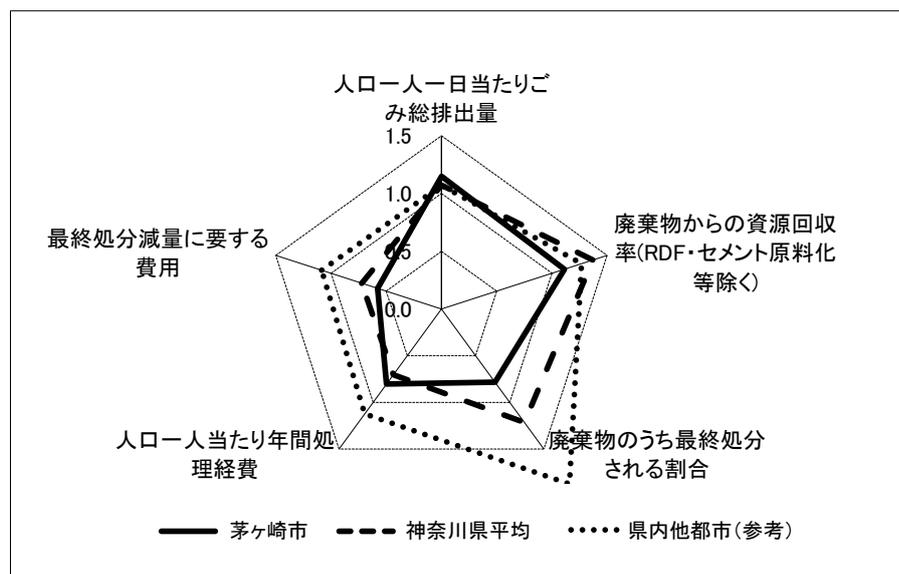
行政区域内人口		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
資源化量	総資源化量		15,275	15,362	16,427	17,556	18,907	19,007	19,140	
	直接資源化量		13,031	13,224	13,575	14,820	16,154	16,095	15,924	
	資源	びん		1,706	1,632	1,776	1,743	1,717	1,716	1,706
		かん		686	684	740	730	670	669	663
		ペットボトル		661	665	687	713	710	713	712
		プラスチック		1,966	2,090	2,269	2,436	3,154	3,141	3,100
		ダンボール		2,769	2,748	3,019	3,090	2,768	2,755	2,728
		新聞・チラシ		700	627	520	536	827	822	813
		本・雑誌		3,243	3,382	3,302	3,296	4,173	4,153	4,098
		雑紙(シュレッダー含)		57	57	63	64	153	152	150
		紙パック		1,088	1,172	1,005	1,441	1,215	1,208	1,194
		古布類		74	76	83	76	83	83	82
		廃食用油		68	71	85	70	83	83	83
		金属類					599	509	508	503
		剪定枝								
		商品プラスチック								
		小型家電 (BOX)		13	20	26	26	52	55	57
		乾電池		38	40	43	43	33	31	29
		蛍光灯		11	9	10	7	7	6	6
	中間処理後資源化量		2,195	2,089	2,799	2,686	2,753	2,911	3,216	
	最終処分量	破碎	破碎磁性物	424	504	520	588	389	368	346
			破碎アルミ							
			不燃	415	354	308	315	348	329	310
			消火器	2	3	1	1	2	2	2
			高压容器	0	0	0	0	0	0	0
		選別	バッテリー	1	1	1	0	1	1	1
			自転車	264	173	173	205	216	204	192
			焼却	855	840	1,213	1,045	1,110	1,171	1,235
焼却		熔融	142	117	338	345	413	558	848	
		セメント	92	97	245	187	275	279	283	
		焼成								
焼却磁雑物										
最終処分量	最終処分量	6,714	7,018	6,435	6,192	4,603	4,342	3,931		
	焼却残渣埋立	5,628	5,921	5,495	5,459	3,938	3,679	3,275		
	区域外搬出埋立	1,086	1,097	940	733	665	663	657		
	不燃ガラ									
直接埋立										
リサイクル率	%	22.1	21.8	23.4	24.6	30.9	31.3	31.9		
最終処分率	%	9.7	9.9	9.2	8.7	7.5	7.2	6.5		

3. ごみ処理の評価

本計画では、排出量、人口等において本市と類似する都市及び神奈川県平均との比較を実施しました。評価の結果は表 3-1 及び図 3-1、分析の結果は表 3-2 に示すとおりです。

表3-1 評価の結果

項目	人口一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源回 収率(RDF等除く)	廃棄物のうち最終処 分される割合	人口一人当たり年間 処理経費	最終処分減量に要す る費用
茅ヶ崎市	1.15	1.11	0.78	0.80	0.58
神奈川県平均	1.07	1.37	1.21	0.70	0.72
県内他都市(参考)	1.07	1.27	1.87	1.12	1.08



注1) 評価は本市と類似する都市(40市町村)の平均値を1としたときの指数で示しています。1より大きいほど平均より勝っていることとなります。
 注2) 県内他都市(参考)は、本市と同等規模の都市です。
 (出典:本市及び県内他都市の評価「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール平成26年度実績版」、神奈川県平均「一般廃棄物処理事業実態調査 平成26年度」)

図3-1 評価の結果

表3-2 分析の結果

視点	指標で測るもの	指標の名称	本計画における評価
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	神奈川県平均、県内他都市に比べると排出量は少ない。
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(t/t)	類似都市の平均を上回ってはいるが、県内他都市、神奈川県平均に比べると資源回収率は少ない。
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合(t/t)	類似都市の平均、県内他都市、神奈川県平均に比べ最終処分量は多い状況にある。
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間処理経費(円/人・年)	類似都市の平均、神奈川県平均より年間処理経費は多い。
		最終処分減量に要する費用(円/t)	類似都市の平均、神奈川県平均より最終処分減量に要する費用は多い。

4. ごみ組成分析結果

家庭系ごみ及び事業系ごみのごみ質分析結果（平成28年度実施）は、以下に示すとおりです。

1) 燃やせるごみ（家庭系）

大分類	小分類（形状別）		湿ベース重量 (kg)	湿ベース百分率 (%)	見掛け容量 (L)	見掛け比重 (kg/L)		
①プラスチック	容器包装	ペットボトル	0.16	0.08	5.00	0.032		
			硬質					
			軟質					
		その他	硬質	1.60	0.77	20.00	0.080	
		ボトル	軟質	0.29	0.14	3.20	0.091	
		トレイ	発泡スチロール	0.20	0.10	17.00	0.012	
				白色	0.13	0.06	10.00	0.013
				有色	1.46	0.70	7.00	0.209
		袋	レジ袋	2.89	1.38	200.00	0.014	
			その他	5.10	2.44	185.00	0.028	
	その他		6.50	3.11	330.00	0.020		
容器包装以外		1.29	0.62	17.00	0.076			
小計		19.62	9.38	794.20	0.025			
②紙類	容器包装	飲料用紙パック	0.77	0.37	31.00	0.025		
		牛乳パック	1.30	0.62	33.00	0.039		
		その他	6.09	2.91	215.00	0.028		
		ダンボール	1.49	0.71	24.00	0.062		
	容器包装以外	新聞・広告	3.09	1.48	84.00	0.037		
		雑誌・その他	1.75	0.84	32.00	0.055		
		ミックスペーパー	12.72	6.08	320.00	0.040		
		その他	49.09	23.47	450.00	0.109		
		小計	76.30	36.48	1,189.00	0.064		
③厨芥類	魔油類							
	その他	98.48	47.09	356.30	0.276			
	小計	98.48	47.09	356.30	0.276			
④ゴム・皮革		0.41	0.20	5.00	0.082			
⑤木くず	剪定枝葉	2.32	1.11	30.00	0.077			
	その他	0.58	0.28	8.30	0.070			
	小計	2.90	1.39	38.30	0.076			
⑥布類	ウエス利用可能なもの	3.33	1.59	19.00	0.175			
	その他							
	小計	3.33	1.59	19.00	0.175			
⑦鉄類	容器包装	飲食料缶						
		栓・キャップ	0.05	0.02	0.20	0.250		
		スプレー缶						
	その他	0.02	0.01	0.10	0.200			
	容器包装以外	0.02	0.01	0.10	0.200			
小計	0.09	0.04	0.40	0.225				
⑧アルミ	容器包装	飲食料缶						
		栓・キャップ	0.01	0.00	0.20	0.050		
		スプレー缶						
	その他	0.35	0.17	5.80	0.060			
	容器包装以外	0.18	0.09	3.30	0.055			
小計	0.54	0.26	9.30	0.058				
⑨金属類（指定10品目）								
⑩その他金属								
⑪小型家電								
⑫ガラス類	容器包装	ワンウェイビン	0.07	0.03	0.20	0.350		
			無色ビン					
			茶色ビン	0.15	0.07	0.40	0.375	
			その他色付ビン					
	リターナブルビン							
容器包装以外								
小計	0.22	0.11	0.60	0.367				
⑬陶磁器・石								
⑭危険ごみ	蛍光管							
	乾電池							
	水銀温度計							
	その他							
	小計							
⑮医療ごみ	特別管理一般廃棄物							
	その他							
	小計							
⑯その他可燃		6.92	3.31	40.00	0.173			
⑰その他不燃		0.32	0.15	1.00	0.320			
合計		209.13	100.00	2,453.10	0.085			

湿ベース集積場所に排出された状態（水分を含んだ状態）で測った調査対象のごみ重量です。

見掛け容量調査対象のごみ容量です。

見掛け比重調査対象ごみの1L当たりの重量(kg)です。

資料編

2) 燃やせないごみ (家庭系)

大分類	小分類 (形状別)		湿ベース 重量 (kg)	湿ベース 百分率 (%)	見掛け 容量 (L)	見掛け 比重 (kg/L)	
①プラスチック	容器 ボトル	硬質	0.04	0.02	1.00	0.040	
		軟質					
	その他 ボトル	硬質	3.96	1.90	26.00	0.152	
		軟質	0.37	0.18	2.90	0.128	
	容器 包装 トレイ	発泡 スチロール	白色				
			有色				
		その他					
	袋	レジ袋	0.98	0.47	76.00	0.013	
		その他	0.06	0.03	4.00	0.015	
	その他		0.25	0.12	9.50	0.026	
容器包装以外			71.45	34.23	940.00	0.076	
小計			77.11	36.94	1,059.40	0.073	
②紙類	容器 包装 紙パック	飲料用 牛乳パック					
		その他					
	その他	0.46	0.22	5.00	0.092		
	ダンボール	0.06	0.03	3.00	0.020		
	容器 包装 以外	新聞・広告	0.17	0.08	9.00	0.019	
		雑誌・その他	0.13	0.06	1.00	0.130	
		ミックスペーパー	0.17	0.08	5.00	0.034	
		その他	0.08	0.04	2.00	0.040	
小計			1.07	0.51	25.00	0.043	
③厨芥類	廃油類						
	その他		1.00	0.48	1.00	1.000	
小計			1.00	0.48	1.00	1.000	
④ゴム・皮革			11.90	5.70	131.00	0.091	
⑤木くず	剪定枝葉		1.13	0.54	2.00	0.565	
	その他		5.64	2.70	54.00	0.104	
	小計			6.77	3.24	56.00	0.121
⑥布類	ウエス利用可能なもの						
	その他		1.83		15.20	0.120	
小計			1.83	0.88	15.20	0.120	
⑦鉄類	容器 包装	飲食用缶	0.37		1.70	0.218	
		栓・キャップ	0.30	0.14	3.30	0.091	
		スプレー缶	0.36		2.00	0.180	
		その他					
	容器包装以外			53.10	25.44	535.00	0.099
小計			54.13	25.93	542.00	0.100	
⑧アルミ	容器 包装	飲食用缶					
		栓・キャップ	0.07	0.03	0.90	0.078	
		スプレー缶	0.25	0.12	2.60	0.096	
		その他					
容器包装以外			0.85	0.41	13.00	0.065	
小計			1.17	0.56	16.50	0.071	
⑨金属類 (指定10品目)			1.92	0.92	11.30	0.170	
⑩その他金属			4.79	2.29	36.50	0.131	
⑪小型家電			1.74	0.83	5.00	0.348	
⑫ガラス類	容器 包装 ビン	無色ビン	3.17	1.52	12.50	0.254	
		茶色ビン	0.10	0.05	0.30	0.333	
		その他色付ビン	1.13	0.54	6.50	0.174	
		リターナブルビン					
	容器包装以外			6.98	3.34	18.00	0.388
小計			11.38	5.45	37.30	0.305	
⑬陶磁器・石			28.38	13.60	97.00	0.293	
⑭危険ごみ	蛍光管		1.28	0.61	11.00	0.116	
	乾電池		0.49	0.23	0.50	0.980	
	水銀温度計						
	その他		0.04	0.02	0.20	0.200	
	小計			1.81	0.87	11.70	0.155
⑮医療ごみ	特別管理一般廃棄物						
	その他						
小計							
⑯その他可燃			2.49	1.19	4.00	0.623	
⑰その他不燃			1.24	0.59	6.10	0.203	
合計			208.73	100.00	2,055.00	0.102	

3) 燃やせるごみ (事業系)

大分類	小分類 (形状別)		湿ベース 重量 (kg)	湿ベース 百分率 (%)	見掛け 容量 (L)	見掛け 比重 (kg/L)		
①プラスチック	容器 包装	ペット ボトル	硬質	0.29	0.29	4.00	0.073	
			軟質	0.02	0.02	0.50	0.040	
		その他 ボトル	硬質	0.56	0.56	8.00	0.070	
			軟質	0.03	0.03	0.50	0.060	
		トレイ	発泡	白色	0.35	0.35	21.00	0.017
				ステロール 有色	0.10	0.10	6.00	0.017
			その他	0.08	0.08	4.00	0.020	
		袋	レジ袋	0.50	0.50	50.00	0.010	
			その他	5.32	5.30	160.00	0.033	
		その他	4.35	4.34	150.00	0.029		
	容器包装以外		0.88	0.88	26.00	0.034		
小計		12.48	12.44	430.00	0.029			
②紙類	容器 包装	飲料用 紙パック	牛乳パック	0.42	0.42	10.00	0.042	
			その他	0.31	0.31	7.00	0.044	
		その他	7.22	7.20	145.00	0.050		
		ダンボール	3.04	3.03	80.00	0.038		
	容器 包装 以外	新聞・広告	2.00	1.99	49.00	0.041		
		雑誌・その他	2.05	2.04	6.00	0.342		
		ミックスペーパー	6.05	6.03	116.00	0.052		
		その他	27.98	27.89	245.00	0.114		
		小計		49.07	48.90	658.00	0.075	
③厨芥類	廃油類							
	その他		36.86	36.74	120.00	0.307		
小計		36.86	36.74	120.00	0.307			
④ゴム・皮革		0.66	0.66	9.00	0.073			
⑤木くず	剪定枝葉		0.11	0.11	1.00	0.110		
	その他		0.69	0.69	12.00	0.058		
	小計		0.80	0.80	13.00	0.062		
⑥布類	ウエス利用可能なもの		0.22	0.22	2.00	0.110		
	その他		0.00					
	小計		0.22	0.22	2.00	0.110		
⑦鉄類	容器 包装	飲食用缶						
		栓・キャップ						
		スプレー缶						
		その他						
	容器包装以外							
小計								
⑧アルミ	容器 包装	飲食用缶						
		栓・キャップ						
		スプレー缶						
		その他						
	容器包装以外							
小計								
⑨金属類 (指定10品目)								
⑩その他金属								
⑪小型家電								
⑫ガラス類	容器 包装	ワンウェイ ビン	無色ビン					
			茶色ビン					
			その他色付ビン					
		リターナブルビン						
容器包装以外								
小計								
⑬陶磁器・石								
⑭危険ごみ	蛍光管							
	乾電池							
	水銀温度計							
	その他							
	小計							
⑮医療ごみ	特別管理一般廃棄物							
	その他							
小計								
⑯その他可燃		0.25	0.25	3.00	0.083			
⑰その他不燃								
合計		100.34	100.00	1,235.00	0.081			

5. 環境事業センターにおけるごみ質調査結果

項目	平成23年度				平成24年度				平成25年度				
	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7	8	
測定日	H23. 6. 21	H23. 8. 30	H23. 11. 29	H24. 2. 28	H24. 6. 26	H24. 8. 28	H24. 11. 27	H25. 2. 26	H25. 7. 30	H25. 10. 16	H25. 11. 26	H26. 2. 18	
単位容積重量(kg/m ³)	203	152	167	155	198	211	248	207	266	181	205	192	
ごみの組成	紙・布類	42.6	45.7	48.1	44.6	44.2	42.8	52.5	41.7	43.7	31.8	45.1	41.8
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	29.6	28.5	24.1	30.7	24.3	25.9	20.6	22.3	18.6	29.0	13.2	22.2
	木・竹・ワラ類	11.3	13.3	12.5	0.6	13.6	14.1	8.7	10.6	18.3	19.9	15.1	6.1
	厨芥類	12.1	7.9	10.9	10.1	12.1	10.3	7.7	12.4	9.8	10.2	7.6	19.0
	不燃物類	0.3	1.6	0.9	8.1	4.2	3.6	4.5	7.4	2.9	4.1	8.9	5.0
(%) その他(可燃物)	4.1	3.0	3.5	5.9	1.6	3.4	6.2	5.7	6.8	5.3	10.2	6.0	
三成分	水分	50.9	44.0	50.6	42.8	45.8	53.0	54.2	52.6	56.2	55.2	48.8	55.1
	灰分	2.3	6.7	4.9	8.2	6.2	5.5	6.4	8.0	5.6	7.0	9.3	6.4
	(%) 可燃分	46.8	49.3	44.5	49.0	48.0	41.5	39.4	39.4	38.2	37.8	41.9	38.5
低位発熱量 計算値(kJ/kg)	7,530	8,180	7,120	8,150	7,890	6,480	6,070	6,100	5,790	5,730	6,670	5,870	
低位発熱量 実測値(kJ/kg)	8,750	11,160	8,930	9,180	9,080	7,090	6,700	6,870	6,800	6,070	7,310	6,630	

項目	平成26年度				平成27年度				
	9	10	11	12	13	14	15	16	
測定日	H26. 4. 22	H26. 7. 29	H26. 10. 28	H27. 1. 27	H27. 4. 20	H27. 7. 27	H27. 10. 26	H28. 1. 25	
単位容積重量(kg/m ³)	178	191	117	170	209	225	204	234	
ごみの組成	紙・布類	45.2	55.8	41.4	37.2	43.6	47.1	36.1	53.4
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	19.2	19.0	23.2	22.4	10.0	15.7	11.7	12.3
	木・竹・ワラ類	8.3	5.7	22.9	13.7	12.7	18.6	17.6	9.7
	厨芥類	18.3	13.2	7.5	12.2	25.3	12.1	26.9	21.1
	不燃物類	5.3	1.8	1.3	10.0	1.6	1.0	1.3	0.7
(%) その他(可燃物)	3.7	4.5	3.8	4.6	6.9	5.5	6.4	2.8	
三成分	水分	43.0	50.5	45.7	41.3	52.6	50.5	49.2	56.3
	灰分	7.9	4.8	4.3	9.9	7.1	5.0	7.2	6.0
	(%) 可燃分	49.2	44.7	50.0	48.8	40.3	44.5	43.6	37.6
低位発熱量 計算値(kJ/kg)	8,180	7,160	8,270	8,150	6,270	7,100	6,970	5,670	
低位発熱量 実測値(kJ/kg)	9,930	8,210	9,300	9,590	7,200	7,650	7,750	6,150	

項目	平均値	最大値	最小値	
測定日	—	—	—	
単位容積重量(kg/m ³)	195.7	266.0	117.0	
ごみの組成	紙・布類	44.2	55.8	31.8
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	21.1	30.7	10.0
	木・竹・ワラ類	12.7	22.9	0.6
	厨芥類	13.3	26.9	7.5
	不燃物類	3.7	10.0	0.3
(%) その他(可燃物)	5.0	10.2	1.6	
三成分	水分	49.9	56.3	41.3
	灰分	6.4	9.9	2.3
	(%) 可燃分	43.6	50.0	37.6
低位発熱量 計算値(kJ/kg)	6,968	8,270	5,670	
低位発熱量 実測値(kJ/kg)	8,018	11,160	6,070	

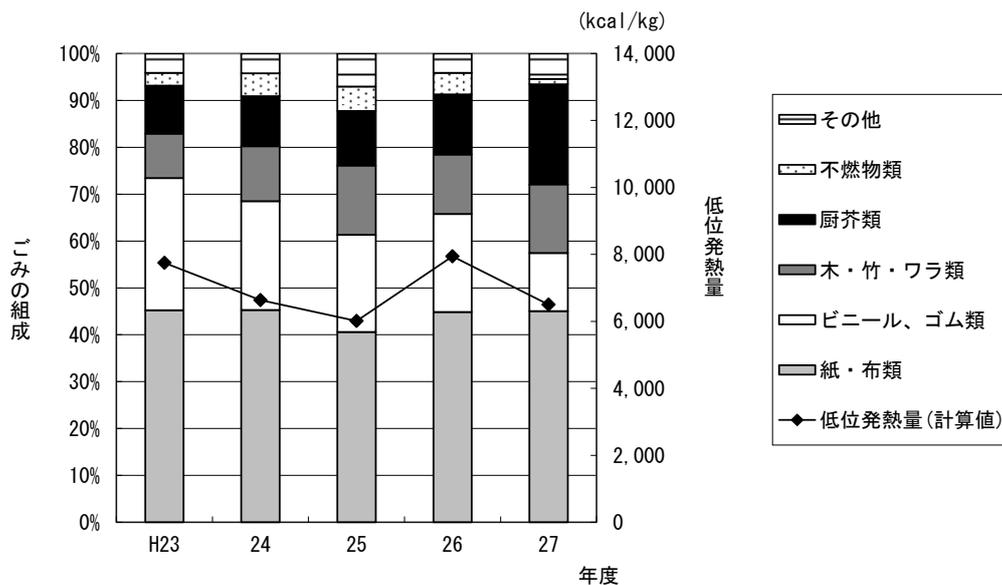
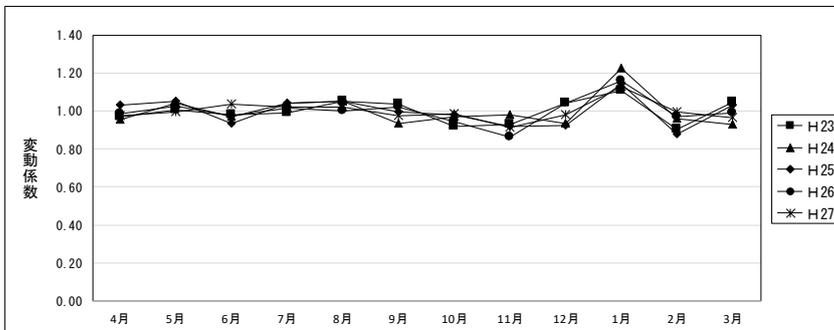


図5-1 ごみの組成

6. 変動係数

1) びん・かん

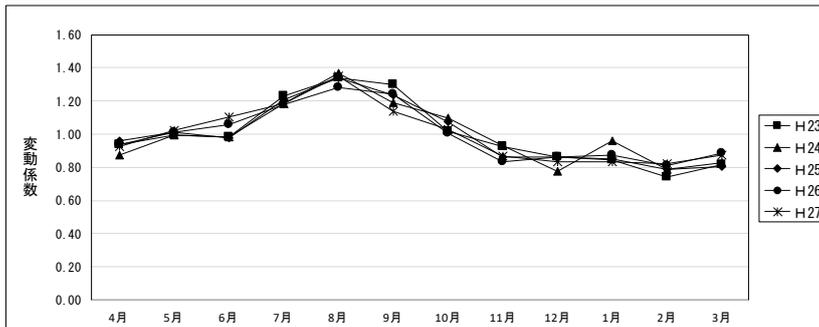
区 分	平成23年				平成24年				平成25年				平成26年				平成27年			
	内 訳	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		月変動係数	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		月変動係数	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		月変動係数	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		月変動係数	別動数			
		(t/月)	(t/日)			(t/月)	(t/日)			(t/月)	(t/日)			(t/月)	(t/日)					
各月別要処理量	4月	211.56	7.05	0.97	231.71	7.72	0.95	220.68	7.36	1.03	209.17	6.97	0.99	208.78	6.96	0.98				
	5月	227.45	7.34	1.01	262.43	8.47	1.04	232.39	7.50	1.05	225.48	7.27	1.03	219.96	7.10	1.00				
	6月	213.87	7.13	0.98	236.01	7.87	0.97	200.72	6.69	0.94	206.68	6.89	0.97	221.59	7.39	1.04				
	7月	223.35	7.20	0.99	262.31	8.46	1.04	230.63	7.44	1.04	223.04	7.19	1.02	225.31	7.27	1.02				
	8月	237.23	7.65	1.05	264.22	8.52	1.05	232.57	7.50	1.05	219.36	7.08	1.00	225.35	7.27	1.02				
	9月	226.60	7.55	1.04	227.22	7.57	0.93	213.61	7.12	1.00	217.26	7.24	1.02	208.77	6.96	0.98				
	10月	207.79	6.70	0.92	243.47	7.85	0.97	217.22	7.01	0.98	206.82	6.67	0.94	217.87	7.03	0.99				
	11月	202.82	6.76	0.93	238.62	7.95	0.98	197.18	6.57	0.92	182.93	6.10	0.86	195.44	6.51	0.91				
	12月	235.23	7.59	1.04	234.65	7.57	0.93	204.33	6.59	0.92	228.86	7.38	1.04	216.22	6.97	0.98				
	1月	250.42	8.08	1.11	307.89	9.93	1.22	253.85	8.19	1.15	254.48	8.21	1.16	249.44	8.05	1.13				
	2月	190.81	6.58	0.90	217.55	7.77	0.96	175.29	6.26	0.88	192.12	6.86	0.97	205.34	7.08	0.99				
	3月	236.12	7.62	1.05	234.28	7.56	0.93	228.67	7.38	1.03	216.90	7.00	0.99	212.56	6.86	0.96				
	計	2663.25	7.28	—	2960.36	8.11	—	2607.125	7.14	—	2583.09	7.08	—	2606.637	7.12	—				
変動係数最大値	1.11				1.22				1.15				1.16				1.13			



計画値	
計画月最大変動係数	
計画月変動係数	計画値の算出根拠
	H23 1.11
	H24 1.22
	H25 1.15
	H26 1.16
	H27 1.13
	合計 5.77
	平均値 1.15

2) ペットボトル

区 分	平成23年				平成24年				平成25年				平成26年				平成27年			
	内 訳	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		月変動係数	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		月変動係数	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		月変動係数	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		月変動係数	別動数			
		(t/月)	(t/日)			(t/月)	(t/日)			(t/月)	(t/日)			(t/月)	(t/日)					
各月別要処理量	4月	55.30	1.84	0.94	51.64	1.72	0.87	56.95	1.90	0.96	55.38	1.85	0.94	53.58	1.79	0.92				
	5月	60.69	1.96	0.99	60.62	1.96	0.99	61.83	1.99	1.01	61.77	1.99	1.01	61.34	1.98	1.02				
	6月	58.03	1.93	0.98	58.24	1.94	0.98	57.87	1.93	0.98	62.43	2.08	1.06	64.06	2.14	1.11				
	7月	75.10	2.42	1.23	72.43	2.34	1.19	73.76	2.38	1.21	71.82	2.32	1.18	71.06	2.29	1.19				
	8月	81.81	2.64	1.34	83.54	2.69	1.37	81.73	2.64	1.34	78.15	2.52	1.28	80.94	2.61	1.35				
	9月	76.70	2.56	1.30	70.51	2.35	1.19	73.26	2.44	1.24	73.44	2.45	1.24	65.90	2.20	1.14				
	10月	61.94	2.00	1.02	67.13	2.17	1.10	65.85	2.12	1.08	61.45	1.98	1.01	61.50	1.98	1.03				
	11月	54.69	1.82	0.93	55.12	1.84	0.93	51.16	1.71	0.86	49.10	1.64	0.83	50.45	1.68	0.87				
	12月	52.69	1.70	0.86	47.55	1.53	0.78	52.58	1.70	0.86	52.73	1.70	0.86	49.88	1.61	0.83				
	1月	51.44	1.66	0.84	58.69	1.89	0.96	52.11	1.68	0.85	53.35	1.72	0.87	50.08	1.62	0.84				
	2月	42.24	1.46	0.74	43.59	1.56	0.79	43.39	1.55	0.79	44.80	1.60	0.81	46.09	1.59	0.82				
	3月	49.67	1.60	0.81	50.44	1.63	0.83	49.29	1.59	0.81	53.87	1.74	0.88	52.20	1.68	0.87				
	計	720.30	1.97	—	719.501	1.97	—	719.78	1.97	—	718.27	1.97	—	707.08	1.93	—				
変動係数最大値	1.34				1.37				1.34				1.28				1.36			

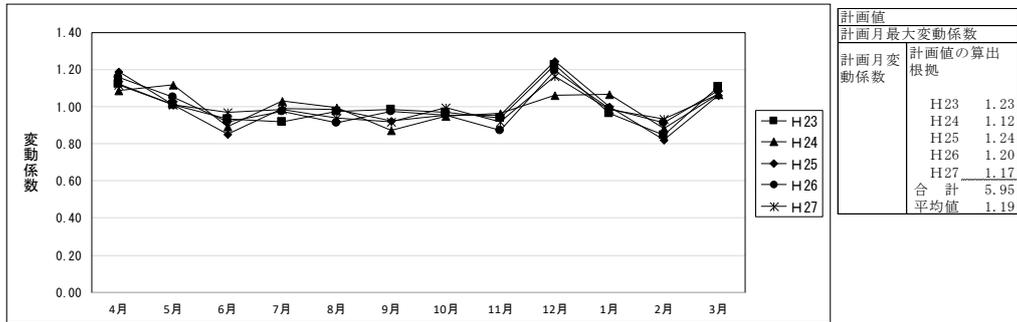


計画値	
計画月最大変動係数	
計画月変動係数	計画値の算出根拠
	H23 1.34
	H24 1.37
	H25 1.34
	H26 1.28
	H27 1.35
	合計 6.68
	平均値 1.34

資料編

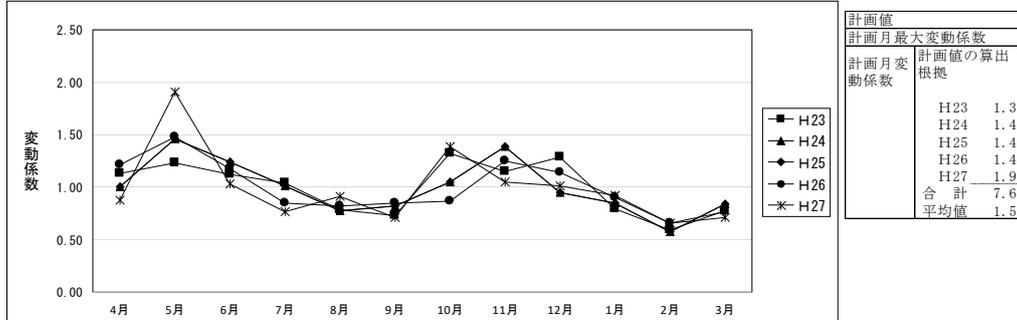
3) 古紙

区 分	平成23年				平成24年				平成25年				平成26年				平成27年			
	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		1日当りの量	月変係	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		1日当りの量	月変係	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		1日当りの量	月変係	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		1日当りの量	月変係	別動数
	(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)		(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)		(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)		(t/月)	(t/日)			
各月別要処理量	4月	686.6	22.89	1.12	708.82	23.63	1.09	763.45	25.45	1.19	729.03	24.30	1.16	688.45	22.95	1.11				
	5月	638.3	20.59	1.01	754.65	24.34	1.12	671.74	21.67	1.01	685.32	22.11	1.05	646.10	20.84	1.01				
	6月	570.8	19.03	0.93	584.29	19.48	0.89	548.92	18.30	0.85	578.46	19.28	0.92	598.21	19.94	0.97				
	7月	579.7	18.70	0.92	696.35	22.46	1.03	657.29	21.20	0.99	634.33	20.46	0.97	627.82	20.25	0.98				
	8月	617.3	19.91	0.98	671.44	21.66	0.99	656.25	21.17	0.99	593.55	19.15	0.91	598.70	19.31	0.94				
	9月	604.6	20.15	0.99	568.91	18.96	0.87	593.48	19.78	0.92	613.08	20.44	0.97	566.98	18.90	0.92				
	10月	612.8	19.77	0.97	640.59	20.66	0.95	635.55	20.50	0.96	620.26	20.01	0.95	633.52	20.44	0.99				
	11月	576.4	19.21	0.94	630.67	21.02	0.97	614.01	20.47	0.95	548.09	18.27	0.87	566.77	18.89	0.92				
	12月	776.7	25.05	1.23	715.09	23.07	1.06	827.27	26.69	1.24	778.75	25.12	1.20	743.60	23.99	1.17				
	1月	608.7	19.64	0.96	719.59	23.21	1.07	664.81	21.45	1.00	643.93	20.77	0.99	627.45	20.24	0.98				
	2月	501.0	17.27	0.85	538.46	19.23	0.88	492.04	17.57	0.82	536.50	19.16	0.91	558.30	19.25	0.94				
	3月	701.5	22.63	1.11	718.70	23.18	1.06	705.77	22.77	1.06	707.43	22.82	1.09	679.03	21.90	1.06				
	計	7474.37	20.42	—	7947.57	21.77	—	7830.573	21.45	—	7668.722	21.01	—	7534.921	20.59	—				
変動係数最大値	1.23				1.12				1.24				1.20				1.17			



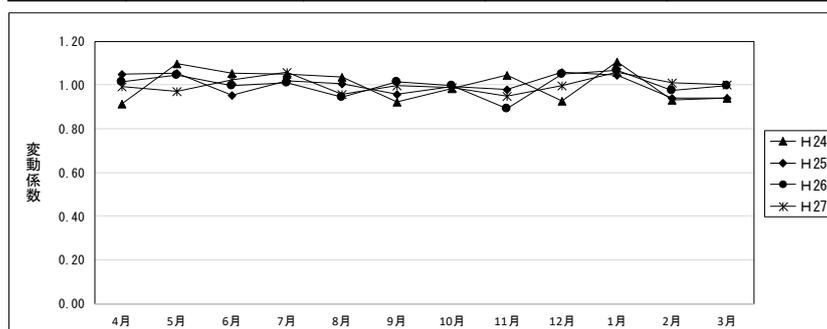
4) 衣類・布類

区 分	平成23年				平成24年				平成25年				平成26年				平成27年			
	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		1日当りの量	月変係	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		1日当りの量	月変係	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		1日当りの量	月変係	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)		1日当りの量	月変係	別動数
	(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)		(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)		(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)		(t/月)	(t/日)			
各月別要処理量	4月	93.71	3.12	1.13	88.75	2.96	1.00	88.75	2.96	1.00	99.04	3.30	1.21	77.90	2.60	0.88				
	5月	105.25	3.40	1.23	133.90	4.32	1.46	133.90	4.32	1.46	124.54	4.02	1.47	174.62	5.63	1.91				
	6月	93.39	3.11	1.13	109.70	3.66	1.24	109.70	3.66	1.24	96.54	3.22	1.18	91.38	3.05	1.03				
	7月	89.16	2.88	1.04	92.82	2.99	1.02	92.82	2.99	1.02	71.82	2.32	0.85	70.13	2.26	0.77				
	8月	67.05	2.16	0.78	71.35	2.30	0.78	71.35	2.30	0.78	69.79	2.25	0.83	83.93	2.71	0.92				
	9月	60.82	2.03	0.73	72.63	2.42	0.82	72.63	2.42	0.82	69.53	2.32	0.85	63.49	2.12	0.72				
	10月	113.37	3.66	1.32	95.71	3.09	1.05	95.71	3.09	1.05	73.04	2.36	0.86	126.88	4.09	1.39				
	11月	95.68	3.19	1.15	122.73	4.09	1.39	122.73	4.09	1.39	102.35	3.41	1.25	93.26	3.11	1.05				
	12月	110.24	3.56	1.29	87.24	2.81	0.95	87.24	2.81	0.95	96.19	3.10	1.14	93.06	3.00	1.02				
	1月	68.20	2.20	0.80	77.77	2.51	0.85	77.77	2.51	0.85	76.52	2.47	0.91	84.21	2.72	0.92				
	2月	47.44	1.64	0.59	47.43	1.69	0.57	47.43	1.69	0.57	50.51	1.80	0.66	56.53	1.95	0.66				
	3月	66.57	2.15	0.78	76.54	2.47	0.84	76.54	2.47	0.84	64.43	2.08	0.76	65.21	2.10	0.71				
	計	1010.88	2.76	—	1076.57	2.95	—	1076.57	2.95	—	994.30	2.72	—	1080.60	2.95	—				
変動係数最大値	1.32				1.46				1.46				1.47				1.91			



5) プラスチック製容器包装類

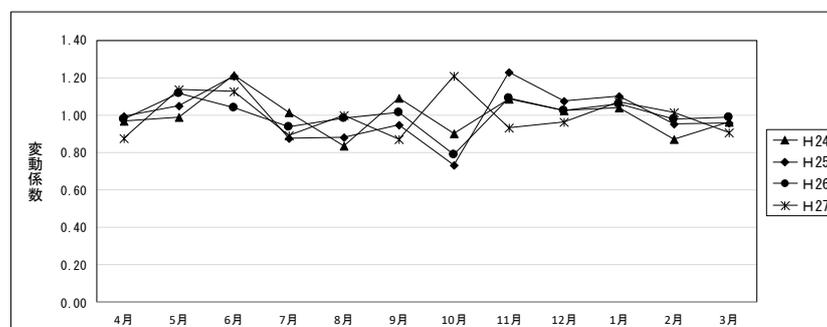
区 分	平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			
	収集ごみ量等(直接搬入を含む) (t/月)	1日当りの量 (t/日)	月変動係数										
													内 訳
各月別要処理量	4月	175.55	5.85	0.91	200.36	6.68	1.05	187.13	6.24	1.01	186.60	6.22	0.99
	5月	217.55	7.02	1.10	207.51	6.69	1.05	198.99	6.42	1.04	188.69	6.09	0.97
	6月	202.41	6.75	1.05	181.65	6.05	0.95	184.12	6.14	1.00	192.44	6.41	1.02
	7月	208.12	6.71	1.05	200.45	6.47	1.02	192.41	6.21	1.01	205.52	6.63	1.06
	8月	205.42	6.63	1.03	198.48	6.40	1.01	180.03	5.81	0.94	185.96	6.00	0.96
	9月	176.95	5.90	0.92	182.58	6.09	0.96	187.51	6.25	1.02	187.64	6.25	1.00
	10月	195.33	6.30	0.98	195.77	6.32	0.99	189.90	6.13	1.00	192.24	6.20	0.99
	11月	200.83	6.69	1.04	186.65	6.22	0.98	164.51	5.48	0.89	178.32	5.94	0.95
	12月	183.65	5.92	0.92	208.25	6.72	1.06	200.25	6.46	1.05	193.77	6.25	1.00
	1月	219.40	7.08	1.10	206.30	6.65	1.05	203.44	6.56	1.07	205.22	6.62	1.06
	2月	172.54	5.95	0.93	167.44	5.98	0.94	168.03	6.00	0.98	177.38	6.33	1.01
	3月	187.02	6.03	0.94	185.43	5.98	0.94	189.81	6.12	0.99	194.46	6.27	1.00
	計	2344.77	6.41	—	2320.845	6.36	—	2246.123	6.15	—	2288.24	6.27	—
変動係数最大値	1.10			1.06			1.07			1.06			



計画値	計画月最大変動係数
計画月変動係数	計画値の算出根拠
	H24 1.10
	H25 1.06
	H26 1.07
	H27 1.06
	合計 4.29
	平均値 0.86

6) 廃食用油

区 分	平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			
	収集ごみ量等(直接搬入を含む) (t/月)	1日当りの量 (t/日)	月変動係数										
													内 訳
各月別要処理量	4月	6.52	0.22	0.97	5.94	0.20	0.99	6.24	0.21	0.98	5.78	0.19	0.88
	5月	6.86	0.22	0.99	6.48	0.21	1.05	7.36	0.24	1.12	7.73	0.25	1.14
	6月	8.18	0.27	1.22	7.23	0.24	1.21	6.63	0.22	1.04	7.40	0.25	1.12
	7月	7.04	0.23	1.01	5.42	0.17	0.88	6.17	0.20	0.94	6.05	0.20	0.89
	8月	5.80	0.19	0.84	5.44	0.18	0.88	6.48	0.21	0.98	6.81	0.22	1.00
	9月	7.34	0.24	1.09	5.68	0.19	0.95	6.46	0.22	1.01	5.73	0.19	0.87
	10月	6.26	0.20	0.90	4.53	0.15	0.73	5.20	0.17	0.79	8.22	0.27	1.21
	11月	7.29	0.24	1.09	7.36	0.25	1.23	6.95	0.23	1.09	6.14	0.20	0.93
	12月	7.13	0.23	1.03	6.65	0.21	1.08	6.73	0.22	1.02	6.54	0.21	0.96
	1月	7.22	0.23	1.04	6.81	0.22	1.10	6.97	0.22	1.06	7.29	0.24	1.07
	2月	5.67	0.20	0.87	5.32	0.19	0.95	5.81	0.21	0.98	6.22	0.22	1.01
	3月	6.69	0.22	0.96	5.94	0.19	0.96	6.50	0.21	0.99	6.18	0.20	0.91
	計	81.99	0.22	—	72.814	0.20	—	77.478	0.21	—	80.09	0.22	—
変動係数最大値	1.22			1.23			1.12			1.21			

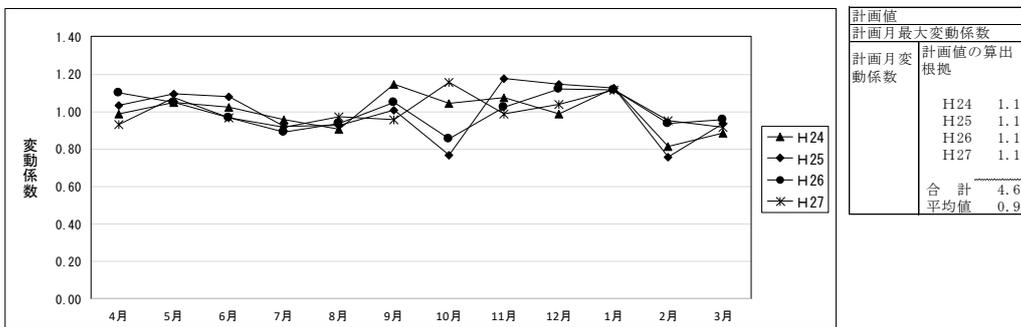


計画値	計画月最大変動係数
計画月変動係数	計画値の算出根拠
	H24 1.22
	H25 1.23
	H26 1.12
	H27 1.21
	合計 4.77
	平均値 0.95

資料編

7) 金属類

区 分	平成24年				平成25年			平成26年			平成27年		
	内 訳	収集ごみ量等(直接搬入を含む)	1日当りの量	月変係	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)	1日当りの量	月変係	別動数	収集ごみ量等(直接搬入を含む)	1日当りの量	月変係	別動数
		(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)	(t/月)	(t/日)
各月別要処理量	4月	7.54	0.25	0.99	5.87	0.20	1.03	5.93	0.20	1.10	5.55	0.19	0.93
	5月	8.28	0.27	1.05	6.44	0.21	1.10	5.84	0.19	1.05	6.60	0.21	1.07
	6月	7.82	0.26	1.02	6.15	0.21	1.08	5.22	0.17	0.97	5.77	0.19	0.97
	7月	7.54	0.24	0.96	5.42	0.17	0.92	4.95	0.16	0.89	5.63	0.18	0.91
	8月	7.14	0.23	0.91	5.44	0.18	0.93	5.21	0.17	0.94	5.97	0.19	0.97
	9月	8.74	0.29	1.15	5.72	0.19	1.01	5.66	0.19	1.05	5.71	0.19	0.96
	10月	8.23	0.27	1.04	4.50	0.15	0.77	4.76	0.15	0.85	7.13	0.23	1.16
	11月	8.19	0.27	1.07	6.70	0.22	1.18	5.52	0.18	1.02	5.87	0.20	0.99
	12月	7.81	0.25	0.99	6.74	0.22	1.15	6.23	0.20	1.12	6.40	0.21	1.04
	1月	8.87	0.29	1.12	6.62	0.21	1.13	6.21	0.20	1.12	6.88	0.22	1.12
	2月	6.00	0.21	0.81	4.03	0.14	0.76	4.71	0.17	0.94	5.30	0.19	0.95
	3月	6.98	0.23	0.88	5.51	0.18	0.94	5.33	0.17	0.96	5.63	0.18	0.92
	計	93.14	0.25	—	69.122	0.19	—	65.562	0.18	—	72.43	0.20	—
変動係数最大値	1.15				1.18			1.12			1.16		



注)家庭系資源物の回収実績に基づく変動です。

月別変動係数：月平均処理量に対する変動を示し、毎月の処理量をその年の月平均処理量で割った数値です。掲載の数値は、各種資源物の月別処理量を基本としています。

7. 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

項目	単位	実績						
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1. 計画処理区域内人口 (A)	人	235,659	236,093	237,065	237,826	239,424	240,046	240,618
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	224,120	225,620	226,877	230,019	231,402	231,149	232,255
(1) 公共下水道 (a)	人	219,111	220,541	221,676	224,656	225,860	225,491	226,451
(2) 集落排水	人	0	0	0	0	0	0	0
(3) 合併処理浄化槽 (b)	人	5,009	5,079	5,201	5,363	5,542	5,658	5,804
(4) コミュニティプラント	人	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) (c)	人	10,088	9,176	9,008	6,726	7,074	8,138	7,676
浄化槽人口 (d=b+c)	人	15,097	14,255	14,209	12,089	12,616	13,796	13,480
4. 非水洗化人口	人	1,451	1,297	1,180	1,081	948	759	687
(1) 計画収集人口 (汲取人口) (e)	人	1,451	1,297	1,180	1,081	948	759	687
(2) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0
水洗化率 (a+b+c) ÷ A × 100	%	99.4	99.5	99.5	99.5	99.6	99.7	99.7
非水洗化率 e ÷ A × 100	%	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3
公共下水道処理率 a ÷ A × 100	%	93.0	93.4	93.5	94.5	94.3	93.9	94.1
浄化槽普及率 d ÷ A × 100	%	6.4	6.0	6.0	5.1	5.3	5.7	5.6
うち合併処理 b ÷ A × 100	%	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4
生活排水処理率 (a+b) ÷ A × 100	%	95.1	95.6	95.7	96.7	96.6	96.3	96.5

項目	単位	実績				予測		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1. 計画処理区域内人口 (A)	人	242,003	241,887	242,505	243,406	242,451	241,491	240,528
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	234,051	234,407	235,562	236,810	236,492	236,004	235,493
(1) 公共下水道 (a)	人	228,220	228,489	229,462	230,704	230,391	229,919	229,448
(2) 集落排水	人	0	0	0	0	0	0	0
(3) 合併処理浄化槽 (b)	人	5,831	5,918	6,100	6,106	6,101	6,085	6,045
(4) コミュニティプラント	人	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) (c)	人	7,329	6,920	6,428	6,128	5,523	5,086	4,667
浄化槽人口 (d=b+c)	人	13,160	12,838	12,528	12,234	11,624	11,171	10,712
4. 非水洗化人口	人	623	560	515	468	436	401	368
(1) 計画収集人口 (汲取人口) (e)	人	623	560	515	468	436	401	368
(2) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0
水洗化率 (a+b+c) ÷ A × 100	%	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
非水洗化率 e ÷ A × 100	%	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
公共下水道処理率 a ÷ A × 100	%	94.3	94.5	94.6	94.8	95.0	95.2	95.4
浄化槽普及率 d ÷ A × 100	%	5.4	5.3	5.2	5.0	4.8	4.6	4.5
うち合併処理 b ÷ A × 100	%	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
生活排水処理率 (a+b) ÷ A × 100	%	96.7	96.9	97.1	97.3	97.5	97.7	97.9

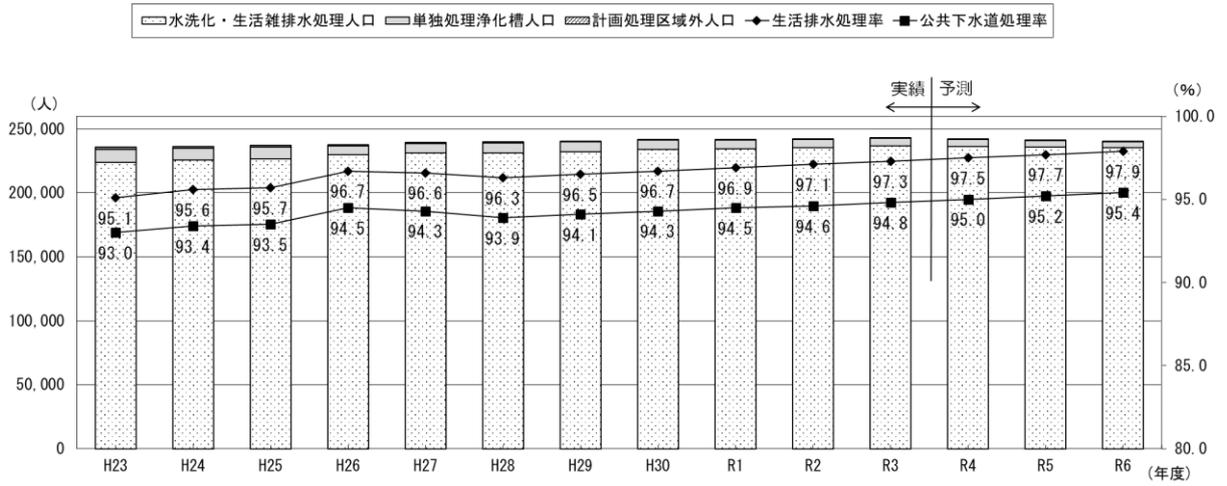


図 7-1 生活排水処理形態別人口の実績及び推計

8. し尿・浄化槽汚泥発生量の実績及び推計

項目		単位	実績						
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人口	し尿（汲取）	人	1,451	1,297	1,180	1,081	948	759	687
	浄化槽	人	15,097	14,255	14,209	12,089	12,616	13,796	13,480
	内訳	人	5,009	5,079	5,201	5,363	5,542	5,658	5,804
	単独	人	10,088	9,176	9,008	6,726	7,074	8,138	7,676
合計		人	16,548	15,552	15,389	13,170	13,564	14,555	14,167
年間発生量	し尿（汲取）	Kℓ/年	2,279	2,158	2,112	1,858	1,769	1,806	1,712
	浄化槽汚泥	Kℓ/年	8,478	8,203	8,066	8,215	7,945	7,844	7,734
	合計	Kℓ/年	10,757	10,362	10,178	10,074	9,714	9,650	9,446
日発生量	し尿（汲取）	Kℓ/日	6.2	5.9	5.8	5.1	4.8	4.9	4.7
	浄化槽汚泥	Kℓ/日	23.2	22.5	22.1	22.5	21.7	21.5	21.2
	合計	Kℓ/日	29.4	28.4	27.9	27.6	26.5	26.4	25.9
排出原単位	し尿（汲取）	ℓ/人日	4.3	4.6	4.9	4.7	5.1	6.5	6.8
	浄化槽汚泥	ℓ/人日	1.5	1.6	1.6	1.9	1.7	1.6	1.6
	合計	ℓ/人日	1.8	1.8	1.8	2.1	2.0	1.8	1.8

項目		単位	実績				予測		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口	し尿（汲取）	人	623	560	515	468	436	401	368
	浄化槽	人	13,160	12,838	12,528	12,234	11,624	11,171	10,712
	内訳	人	5,831	5,918	6,100	6,106	6,101	6,085	6,045
	単独	人	7,329	6,920	6,428	6,128	5,523	5,086	4,667
合計		人	13,783	13,398	13,043	12,702	12,060	11,572	11,080
年間発生量	し尿（汲取）	Kℓ/年	1,605	1,528	1,609	1,392	1,224	1,129	1,033
	浄化槽汚泥	Kℓ/年	7,588	7,560	7,465	7,272	7,165	7,013	6,809
	合計	Kℓ/年	9,193	9,087	9,074	8,663	8,389	8,142	7,842
日発生量	し尿（汲取）	Kℓ/日	4.4	4.2	4.4	3.8	3.4	3.1	2.8
	浄化槽汚泥	Kℓ/日	20.8	20.7	20.5	19.9	19.6	19.2	18.7
	合計	Kℓ/日	25.2	24.8	24.9	23.7	23.0	22.2	21.5
排出原単位	し尿（汲取）	ℓ/人日	7.1	7.5	8.6	8.1	7.7	7.7	7.7
	浄化槽汚泥	ℓ/人日	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7
	合計	ℓ/人日	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9

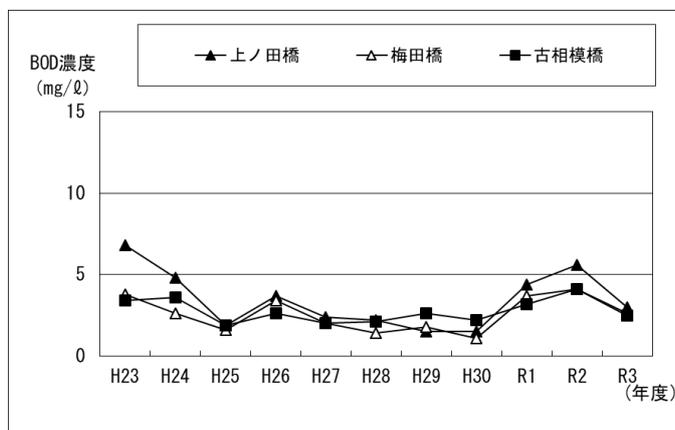
9. 市内河川の主要地点における BOD 濃度の推移

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	環境基準	
千ノ川	上ノ田橋	6.8	4.8	1.9	3.7	2.4	2.2	1.5	1.5	4.4	5.6	3.0	3mg/ℓ以下
	梅田橋	3.8	2.6	1.6	3.4	2.0	1.4	1.8	1.1	3.7	4.1	2.6	
	古相模橋	3.4	3.6	1.9	2.6	2.0	2.1	2.6	2.2	3.2	4.1	2.5	
小出川	大黒橋	4.2	3.6	3.4	2.9	2.0	3.2	3.6	1.1	3.4	4.5	2.4	
	寺尾橋	4.9	3.3	4.2	5.5	1.6	2.4	1.2	5.9	6.7	11.2	5.6	
	浜園橋	4.4	3.4	4.3	6.4	2.1	4.6	2.9	3.5	7.8	7.9	5.7	
	下町屋橋	6.3	3.9	3.9	3.7	2.1	4.6	2.4	3.1	6.8	5.9	4.7	
	宮の下橋	3.7	2.3	2.3	4.4	1.6	1.9	2.3	2.0	3.8	4.7	3.3	
駒寄川中通橋	3.4	3.3	3.5	3.4	1.3	1.9	1.2	2.9	4.2	5.4	3.2		

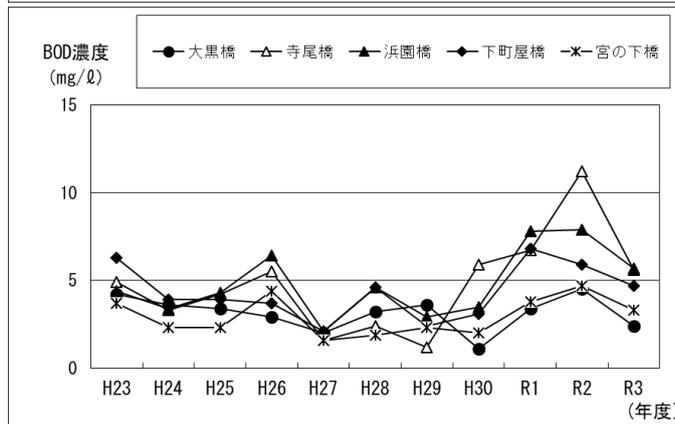
注)環境基準は、維持されることが望ましい基準として定められる行政上の目標であり、水域の利用目的に応じ類型ごとに基準値が定められています。上記の河川(千ノ川、小出川、駒寄川)は環境基準類型指定されていないため、合流先である相模川下流の環境基準を参考に評価しています。相模川下流のBOD濃度の基準値は、平成21年度までは5.0mg/L以下(河川C類型)でしたが、値が基準値を下回り水質の改善が進んだことから、平成22年度に国が基準値を3.0mg/L以下(河川B類型)に変更しています。

(出典:「茅ヶ崎の環境」令和4年11月)

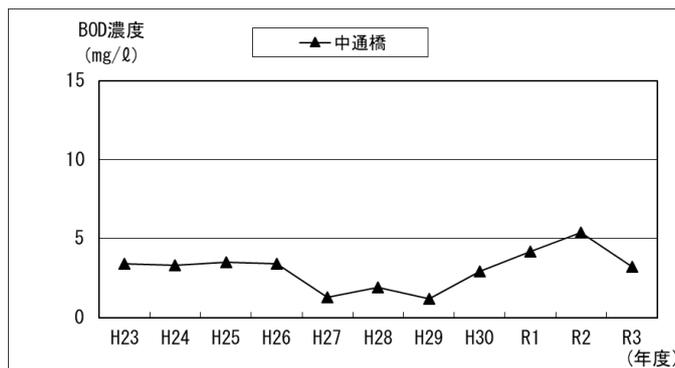
《千ノ川》



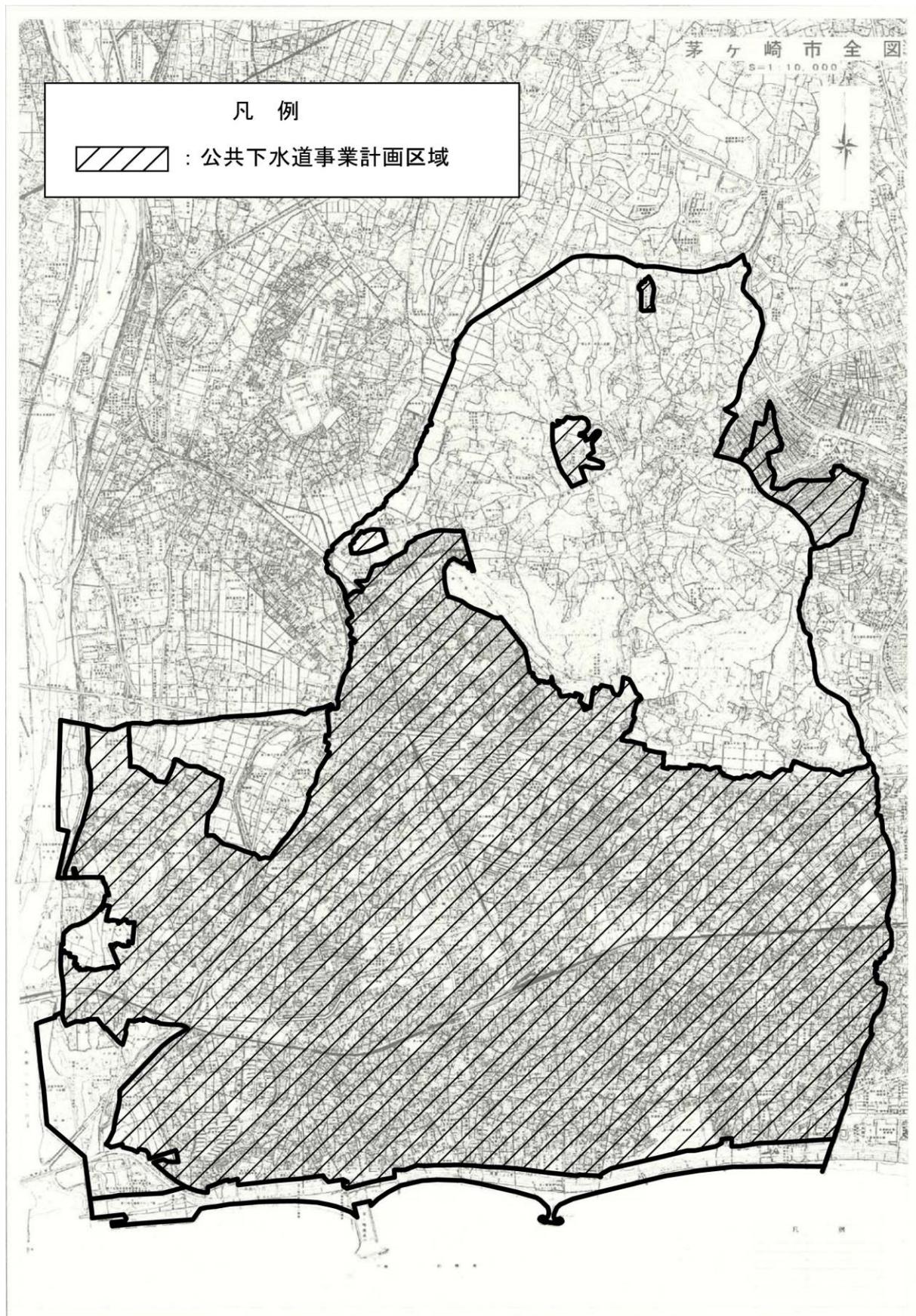
《小出川》



《駒寄川》



10. 茅ヶ崎市下水道整備図



11. 用語集

ごみ処理編

一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭から排出されるごみ（家庭系ごみ）の他、商店、事業所、レストラン等の事業活動によって生じたごみ（事業系ごみ）、し尿や生活雑排水がある。
一般廃棄物処理計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条により、市町村に作成が義務付けられた当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画である。一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にする計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成される。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって赤外線を吸収し、再放出する気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など6物質が削減対象となっている。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処理することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
中間処理	ごみの焼却、破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし最終処分へ悪影響を与えないよう処理すること。
灰溶融処理	ごみ焼却炉から出る焼却灰などを高温（1300℃以上）で溶かし、これを固めて黒いガラス粒状の物質（溶融スラグ）にする処理。溶融スラグは、路盤材（道路の地盤の下に敷くもの）やコンクリート原料として利用できる。
熱回収（サーマルリサイクル）	廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。サーマルリカバリーとも言う。
リサイクル率	資源化量をごみ排出量で除して算出した割合 $\frac{\text{資源物資源化量} + \text{中間処理に伴う資源化量（磁選別、破碎前資源化）} + \text{焼却残渣有効利用量}}{\text{ごみ排出量}} \times 100$
最終処分率	最終処分量をごみ排出量で除して算出した割合 $\frac{\text{最終処分量}}{\text{ごみ排出量}} \times 100$
多量排出事業者	「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成5年3月30日）第16条第1項において多量排出事業者を規定。「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」において、一事業所単位で、年間おおむね60トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者としている。

□生活排水処理編

計画処理区域内人口	国勢調査に基づく10月1日時点の総人口（令和3年度以前） ※下水道河川部所管の下水道全体計画における市内の公共下水道を整備する区域の人口（計画処理区域内人口）とは定義が異なる。 住民基本台帳における3月31日時点の人口（令和4年度以降）
公共下水道接続人口	公共下水道に接続している人口（水洗化人口）
合併処理浄化槽	各家庭に設置できる小規模な水処理装置で、生活雑排水とし尿の両方の処理が可能
単独処理浄化槽	集合処理施設が整備されない区域において、し尿を微生物の働きにより浄化処理する装置
汲み取り便所	し尿を汲み取り作業のみにより収集・処分している便所。水洗化されていない（非水洗化）便所
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道
生活排水	し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水
公共下水道処理区域	市内の公共下水道整備済区域
汚水面整備率	公共下水道処理区域面積を公共下水道事業計画区域面積で除して算出した割合（公共下水道処理区域面積／公共下水道事業計画区域面積）
水洗化率	し尿を公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で処理している人口の割合（公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口）／計画処理区域内人口 ※下水道河川部所管の公共下水道処理区域における水洗化普及率（水洗化人口／公共下水道処理区域人口）とは異なる。
非水洗化率	し尿を汲み取りで処理している人口の割合（し尿汲み取り人口／計画処理区域内人口）
水洗化普及率	公共下水道処理区域において、公共下水道に接続している人口の割合（水洗化人口／公共下水道処理区域人口）
公共下水道処理率	し尿及び生活雑排水を公共下水道で処理している人口の割合（公共下水道接続人口／計画処理区域内人口）
生活排水処理率	し尿及び生活雑排水を公共下水道、合併処理浄化槽で処理している人口の割合（（公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口）／計画処理区域内人口） ※下水道河川部所管の神奈川県生活排水処理基本構想における生活排水処理率（汚水処理人口普及率）（（公共下水道処理区域人口＋合併処理浄化槽人口）／総人口（4月1日時点））とは定義が異なる。

茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画（一部改訂）

令和5年（2023年）3月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 環境部資源循環課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-57-8388

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



本印刷物は再生紙を使用しています。